

# 北谷町第4次障がい者計画

～障がい者が地域とともに、いきいきと暮らせるまち・北谷～

(平成30年度～平成35年度)



平成30年7月  
北谷町



※おことわり・・・本計画書中「障害」の表記について、「障がい者」や「障がい児」のように『人』に関する場合は、「害」の字をひらがなで表示するものと致します。ただし、障害者基本法や身体障害者手帳など国の法令等に基づくものはそのまま表示します。



## はじめに

北谷町では、平成24年3月に「北谷町第3次障がい者計画」を策定し、「障がい者が地域とともに、いきいきと暮らせるまち・北谷」を目標像に掲げ、障害を持つ人も持たない人も、尊厳をもって平等に生活できる地域社会を目指し障がい者施策を進めてまいりました。

この間、国においては「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」が施行され、さらに沖縄県では「共生社会条例」、「手話言語条例」が施行されるなど、障がい者に係る法制度が次々と展開されており、本町においてもこれら法制度に基づく取組を実施しております。

本計画は、今後6年間の本町の障がい者施策について、各分野横断的に、かつ関係機関や関係団体、また地域の様々な資源のネットワークを強化し取り組んでいくための指針として策定いたしました。

本計画の策定に当たっては、本町の障がい児者を取り巻く実情を把握するため、町内の障がい者等へアンケートを実施いたしました。障害への誤解や偏見の解消、地域生活を継続するための住まいの確保、障がい児の保護者への支援など、本町の抱える課題の解決のため、より一層の取組の充実が求められております。

また、別冊で「北谷町第5期障害福祉計画」及び新たに策定が義務付けられた「北谷町第1期障がい児福祉計画」を策定しております。これら計画に基づき、障がい者の望む自立生活や就労等への支援及び障がい児の健やかな育成に向けた発達支援の充実を図るため、福祉サービス等の提供体制の整備に努めてまいります。

障害の有無にかかわらず、互いに支え合い、誰もが誇りと尊厳を持ってともに暮らせる地域社会を実現するため、本計画に基づき施策を進めてまいりますので、行政のみならず、関係機関や企業、地域住民等が一体となって施策を展開していただけるよう、更なるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケートで貴重なご意見を賜りました皆様をはじめ、障がい者計画審議会委員の皆様及び関係者の皆様方に心よりお礼申し上げます。

平成30年7月

北谷町長 野 国 昌 春



# 目次

## 第1章 計画策定の基本事項

1. 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2. 計画の対象.....	1
3. 障がい者施策の動向 .....	2
4. 障がい者計画と障害福祉計画・障がい児福祉計画との関係 .....	4
5. 計画の位置づけ.....	5
6. 計画の期間.....	6

## 第2章 障がい者を取り巻く概況

1. 北谷町の人口と世帯数 .....	7
2. 障がい者の概況.....	11
3. 障害福祉サービス等の利用状況 .....	24
4. 特別支援保育・特別支援教育の状況 .....	32
5. 障害等の早期発見・早期支援 .....	34

## 第3章 計画の目標像と施策体系

1. 計画の目標像.....	39
2. 計画の基本的視点 .....	40
1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援 .....	40
2) 当事者本位の総合的な支援 .....	40
3) 障害特性等に配慮した支援 .....	40
4) アクセシビリティ(バリアフリー)の向上 .....	41
5) 総合的かつ計画的な取り組みの推進 .....	41
3. 計画の基本目標.....	42
4. 計画の施策体系.....	43

## 第4章 障がい者施策の展開

基本目標1 共生社会の確立 .....	45
1. 障がい者理解・地域支援の推進 .....	45
2. 相談支援・情報提供等の充実 .....	50
3. 権利擁護・虐待防止の推進 .....	56
4. 防災・防犯対策の充実 .....	58
基本目標2 生活基盤の支援 .....	62
1. 住みよい環境づくり推進 .....	62
2. 社会参加・就労支援の推進 .....	66

基本目標 3 自立基盤の整備 .....	70
1. 保健・医療の充実 .....	70
2. 保育・教育の充実 .....	78
3. 自立生活支援サービスの推進 .....	84

## 第5章 計画の推進方策

1) 庁内計画推進体制の整備 .....	93
2) 地域及び関係機関等との連携強化 .....	93
3) 人材の確保推進.....	93
4) 計画の点検・評価 .....	94

## 資料編

資料1 アンケート調査の主な結果について .....	95
1) 障がい者調査結果 .....	97
2) 障がい児調査結果 .....	113
3) 施設入所者調査結果 .....	122
資料2 北谷町障がい者計画審議会規則 .....	124
資料3 北谷町障がい者計画審議会委員名簿 .....	126
資料4 計画策定の経緯 .....	127

# 第1章 計画策定の基本事項

---

## 1. 計画策定の背景と趣旨

---

本町では、平成24年3月に「北谷町第3次障がい者計画」を策定し、「障がい者が地域とともに、いきいきと暮らせるまち・北谷」を目標像に保健、福祉、医療、就労、保育、教育等に関する総合的な障がい者施策を展開してきました。

この間、「障害者虐待防止法」の施行、「障害者総合支援法」の施行、「災害対策基本法の改正」、「障害者差別解消法」の施行及び「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正」等がありました。また、国際人権法に基づく「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」に正式に批准しました。さらに、沖縄県では、「共生社会条例」や「手話言語条例」が施行されました。

こうした、障がい者施策に関する法令等の成立・改正が次々と打ち出される中、地域における障害のある人の社会参加の機会の確保など、共生社会を実現していくことや、障害のある人を個人として尊重する社会のあり方がより強く求められるようになっていきます。

本町においても障害のある人も、ない人も分け隔てなく、ともに生きる社会づくりを更に推し進めていく必要があります。

本計画は国・県の動向を踏まえるとともに、本町の障がい者を取り巻く実情を把握した上で、住み慣れた地域で自立し安心して暮らしていけるよう、町の分野横断的な取り組みや、関係機関、関係団体、企業、住民等地域の様々な資源のネットワークを強化するなどにより、障がい者施策の計画的・総合的な推進を図るための指針とし策定します。

---

## 2. 計画の対象

---

本計画の対象となる障がい者は、身体障害者手帳や療育手帳(知的障がい者・児)、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び発達障がい者(児)、難病患者などであって、障害及び<sup>\*</sup>社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

---

### ※社会的障壁

障害のある者にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)、制度(利用しにくい制度など)、慣行(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)、観念(障害のある方への偏見など)その他一切のものをさします。

### 3. 障がい者施策の動向

ここ数年、障害福祉については関連法の成立・改正が目まぐるしい状況が続いています。以下に、近年の関連法等の動向を整理します。

年	月	内 容
平成 24 年	4 月	<p><b>児童福祉法の一部改正</b></p> <p>「児童福祉法」の一部が改正された法律が施行されました。それまで、障害児を対象とした施設入所等は児童福祉法、児童デイサービス等の事業関係は障害者自立支援法、重症心身障害児(者)通園事業は予算事業として実施されてきましたが、改正により児童福祉法に根拠規定が一本化され、「障害児通所支援(市町村)」と「障害児入所支援(都道府県)」に体系が再編されました。また、「障害児通所支援」を利用する際には、「障害児相談支援」が必要となりました。</p>
	10 月	<p><b>障害者虐待防止法</b></p> <p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行され、障がいのある人への虐待の防止や養護者に対する支援に努めるとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した者への通報義務が課されました。</p>
平成 25 年	4 月	<p><b>障害者総合支援法</b></p> <p>障害福祉計画(障害福祉サービス等の見込み量等を計画的に確保するための計画)の根拠法である障害者自立支援法に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行(一部は平成 26 年 4 月施行)されました。障害者総合支援法では「法に基づく日常生活・社会生活支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること」を基本理念としています。そして障がい者の範囲の拡大、障害支援区分の創設、障がい者に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備が新たに加えられました。</p>
		<p><b>障害者優先調達推進法</b></p> <p>障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「障害者優先調達推進法」が施行されました。</p>
	6 月	<p><b>災害対策基本法の改正</b></p> <p>東日本大震災の教訓を踏まえて改正された「災害対策基本法」が公布されました。同法においては、障がい者等の避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けました。また、同年 8 月には、名簿を活用した実効性のある避難行動支援の取り組みが行えるよう「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されました。</p>
平成 26 年	1 月	<p><b>障害者権利条約</b></p> <p>国際人権法に基づく「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」に正式に批准しました。</p>

年	月	内 容
	4 月	<p><b>沖縄県共生社会条例</b></p> <p>「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(共生社会条例)」(平成 25 年 10 月成立)が全面施行となりました。同条例では、「障害を理由とする差別の禁止等」「障害を理由とする差別等を解消するための支援」「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する基本的施策」を掲げています。</p>
平成 28 年	4 月	<p><b>障害者差別解消法</b></p> <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。同法では、公共機関において、障害のある人や家族から「社会的障壁の除去」を求められた場合には、障害のある人が他の者と同じように権利や機会をもち、行使ができるような調整を行う、「合理的配慮」を義務付けられることが示されました。</p>
		<p><b>自殺対策基本法の一部改正</b></p> <p>「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が施行されました。改正では、目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加するとともに、自殺予防週間や自殺対策強化月間を設けました。また、都道府県・市町村に対し自殺対策計画の策定を義務付けました。</p>
		<p><b>沖縄県手話言語条例</b></p> <p>手話を使い生活を営むろう者とろう者以外の者が、互いに理解し合える地域社会の構築を目指して「沖縄県手話言語条例」が施行され、手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づくり、手話の普及に関する施策の推進を図っています。</p>
5 月	<p><b>成年後見制度利用促進法</b></p> <p>認知症や知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支援していく重要な手段である、成年後見制度の利用の促進を図るために、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」が施行されました。</p>	
	<p><b>障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正</b></p> <p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。この法律は、一部の規定を除き、平成 30 年 4 月 1 日から施行することになっています。障害者総合支援法の改正では、障害者の望む地域生活を支援するために、重度訪問介護の訪問先の拡大、就労定着支援や自立生活援助、サービス提供者の情報公表制度の創設などが規定されました。また、児童福祉法の改正では、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るために、居宅訪問型児童発達支援の創設、保育所等訪問支援の支援対象の拡大、医療的ケア児に対する各種支援の連携などが規定されました。</p>	
8 月	<p><b>発達障害者支援法の一部改正</b></p> <p>「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行されました。同法では、発達障害者への支援は「社会的障壁」を除去するために行う、幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、発達障害者に対する支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われました。</p>	

## 4. 障がい者計画と障害福祉計画・障がい児福祉計画との関係

障がい者計画は、障害者基本法の第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」で、市町村における障がい者の状況等を踏まえ策定する、市町村における障がい者のための施策に関する計画となります。また、計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とすることとしています。国の障害者基本計画(第 3 次)では下記の 11 分野の施策を掲げています。

### <国の「障害者基本計画」(第 3 次)の基本施策>

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ①生活支援            | ⑦安心・安全          |
| ②保健・医療           | ⑧差別の解消及び権利擁護の推進 |
| ③教育、文化芸術活動・スポーツ等 | ⑨行政サービス等における配慮  |
| ④雇用・就業、経済的自立の支援  | ⑩国際交流           |
| ⑤生活環境            | ⑪推進体制           |
| ⑥情報アクセシビリティ      |                 |

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」で、障害福祉サービス等の量の見込みの設定及び量の見込みの確保方策並びに地域生活支援事業の実施に関する事項を定める計画となります。

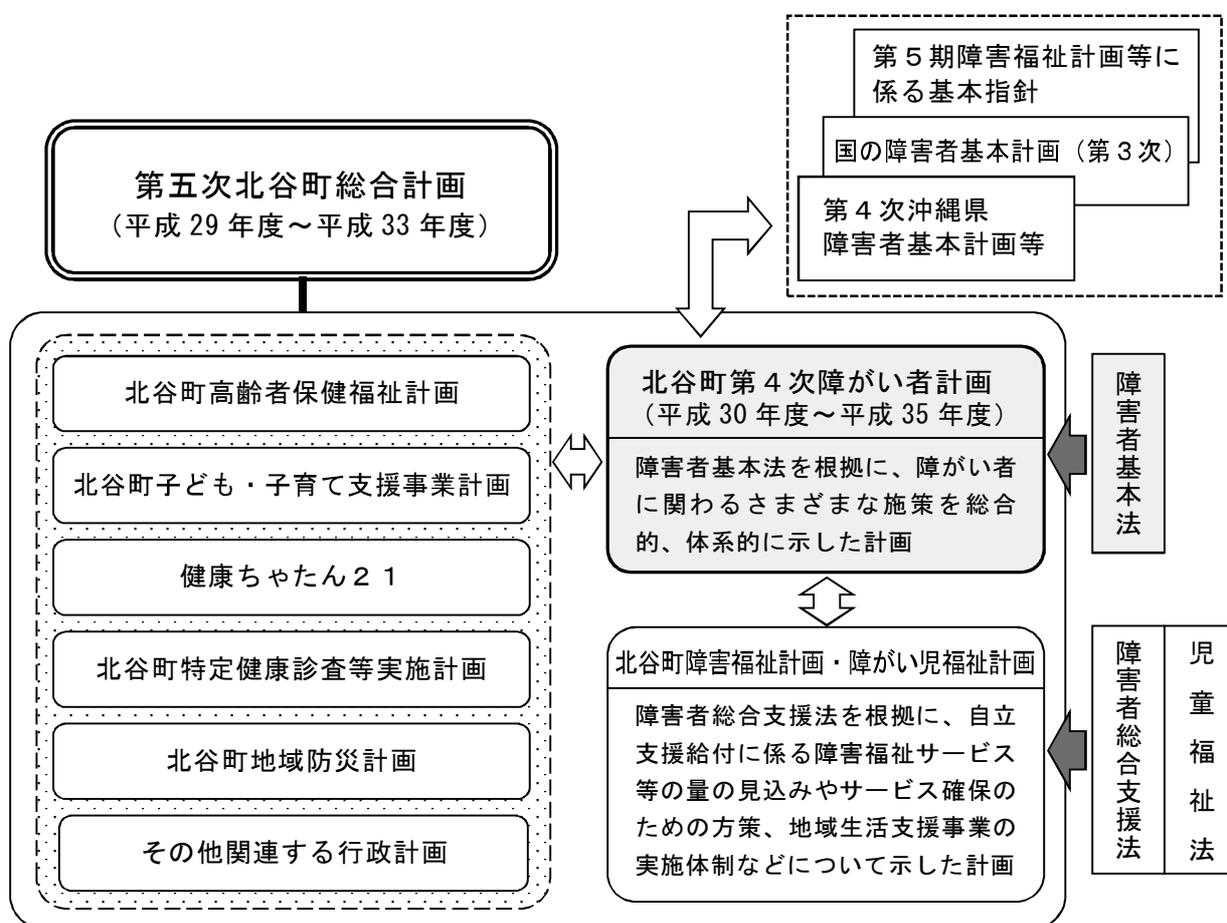
また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」で、障害児通所支援等の量の見込みの設定及び量の見込みの確保方策、その他障がい児支援の円滑な実施に関する事項を定める計画となります。

両計画とも、「障がい者計画」における障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業等の提供に関し、その供給体制の確保を図るもので、具体的な数値目標を掲げた実施計画としての性格を持ちます。

- 障害福祉計画
  - ・成果目標や障害福祉サービス等の見込み量の設定
  - ・成果目標の達成方策や障害福祉サービス等の確保方策
  - ・地域生活支援事業の見込み量の設定及び実施に関する方策
- 障がい児福祉計画
  - ・成果目標や障害児通所支援等の見込み量の設定
  - ・成果目標の達成方策や障害児通所支援等の確保方策

## 5. 計画の位置づけ

- 本計画は、「第五次北谷町総合計画」に則するもので、総合計画の基本施策の1つである、「障害福祉の推進」を図るための個別計画と位置づけます。
- 本計画は、「北谷町障害福祉計画・障がい児福祉計画」、「北谷町高齢者保健福祉計画」、「北谷町子ども・子育て支援事業計画」、「健康ちやたん21」、「北谷町特定健康診査等実施計画」、「北谷町地域防災計画」及び関連する他分野の個別計画と整合性を図った計画とします。
- 本計画は、国の障害者基本計画(第3次)、第4次沖縄県障害者基本計画及び第5期障害福祉計画等に係る基本指針を基本とした計画とします。



## 6. 計画の期間

本計画の期間は、現計画の期間を継承し、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。なお、障がい者施策にかかわる法制度等の動向や社会情勢等の変化を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

### <計画期間>

	平成 30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
北谷町障がい者計画	第4次障がい者計画						見直し
北谷町障害福祉計画 及び 北谷町障がい児福祉計画 (別冊で作成)	第5期障害福祉計画及び 第1期障がい児福祉計画			第6期障害福祉計画及び 第2期障がい児福祉計画			見直し
			見直し				

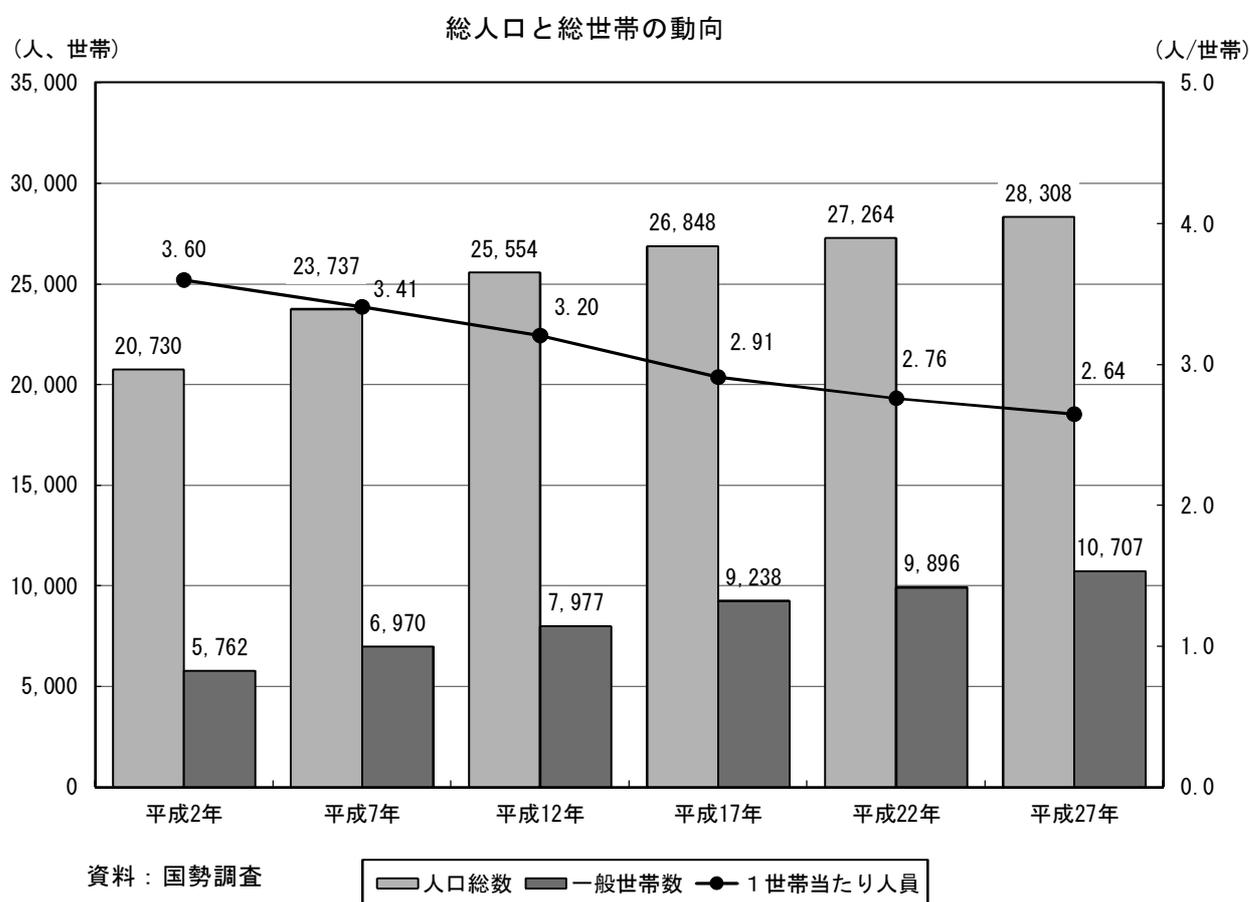
## 第2章 障がい者を取り巻く概況

### 1. 北谷町の人口と世帯数

#### (1) 人口と世帯数

本町の総人口は年々増加しており、平成27年では28,308人と、平成2年(20,730人)に比べて7,578人の増となります。また、一般世帯数も増えてきており、平成27年では10,707世帯と、平成2年(5,762世帯)に比べて4,945世帯の増となります。

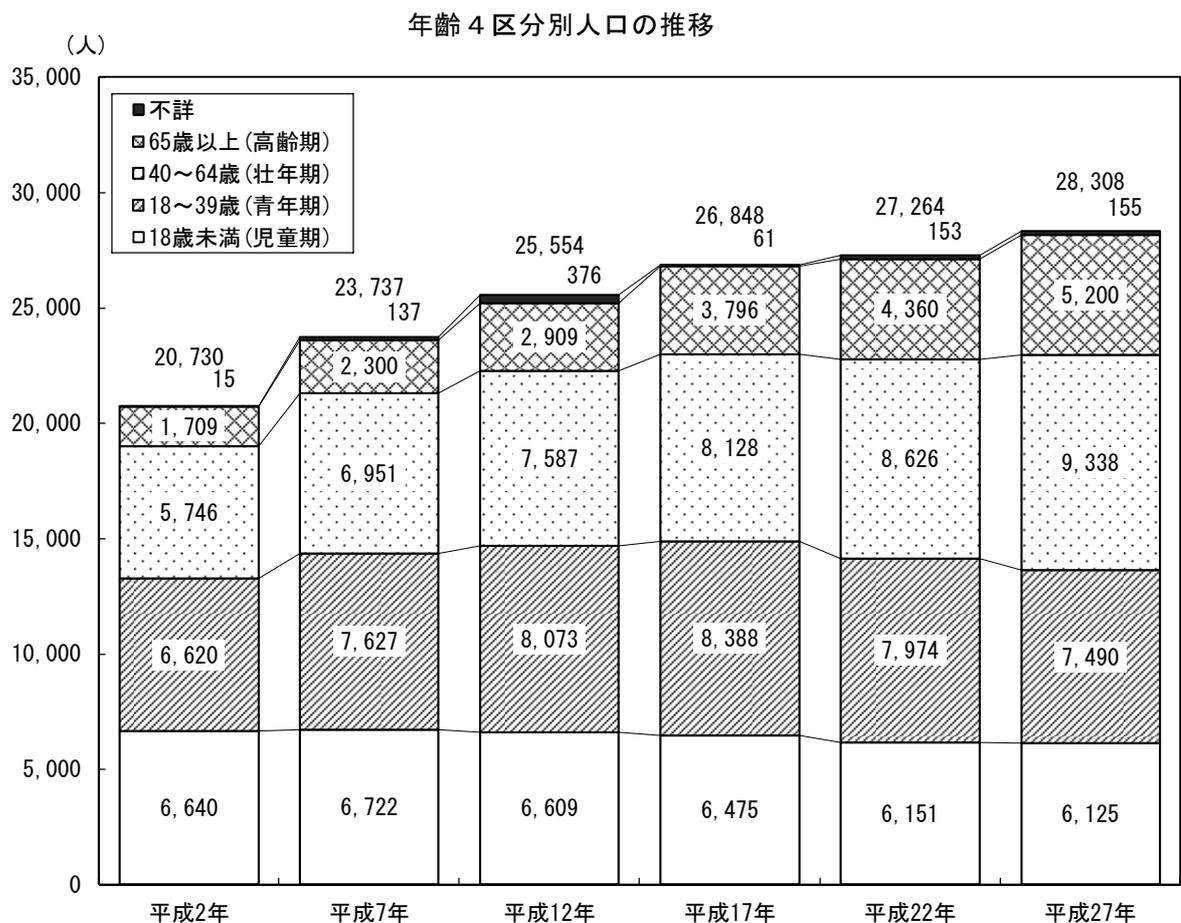
一方、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成2年の3.60人から平成27年では2.64人となります。



年齢4区分別の人口をみると、「18歳未満(児童期)」の人口は、平成7年を境に減少傾向にあり、平成27年では6,125人と、平成7年(6,722人)に比べて597人の減となります。

また、「18～39歳(青年期)」の人口も平成17年まで増加傾向にありましたが、平成22年から減少傾向にあり、平成27年では7,490と、平成17年(8,388人)に対し、898人の減となります。

一方、「40～64歳(壮年期)」と「65歳以上(高齢期)」の人口はいずれも増加傾向にあり、平成2年に対する平成27年の人口は、「40～64歳(壮年期)」が3,592人増、「65歳以上(高齢期)」が3,491人増となります。



資料：国勢調査

## (2) 行政区別の人口と1世帯当り人員

行政区別の人口をみると、「宮城区」が4,161人、「上勢区」が4,074人と多く、それぞれ町全体の14%程度を占めます。次に「桑江区」が3,454人となります。

1世帯あたり人員をみると、町全体では2.42人と沖縄県平均の2.56人より少なくなっていますが、行政区別では「桃原区」が2.66人、「桑江区」が2.64人、「上勢区」が2.62人と県平均より多くなります。

### ■行政区別人口と1世帯あたり人員

(単位:人、世帯)

行政区	人口				世帯数	1世帯あたり 人員
	男	女	合計	構成比		
合計	14,009	15,089	29,098	100.0	12,017	2.42
上勢区	1,970	2,104	4,074	14.0	1,553	2.62
桃原区	968	1,017	1,985	6.8	745	2.66
栄口区	1,311	1,426	2,737	9.4	1,089	2.51
桑江区	1,735	1,719	3,454	11.9	1,306	2.64
謝苺区	1,044	1,104	2,148	7.4	908	2.37
北玉区	503	534	1,037	3.6	426	2.43
宇地原区	583	597	1,180	4.1	534	2.21
北前区	1,364	1,526	2,890	9.9	1,383	2.09
宮城区	1,958	2,203	4,161	14.3	1,683	2.47
砂辺区	1,410	1,493	2,903	10.0	1,247	2.33
美浜区	1,163	1,366	2,529	8.7	1,143	2.21
沖縄県			1,433,566		560,424	2.56

資料：住民基本台帳(平成28年度末時点)、沖縄県は沖縄県企画部統計課(平成27年10月現在)

### (3) 行政区別年齢4区分別構成比

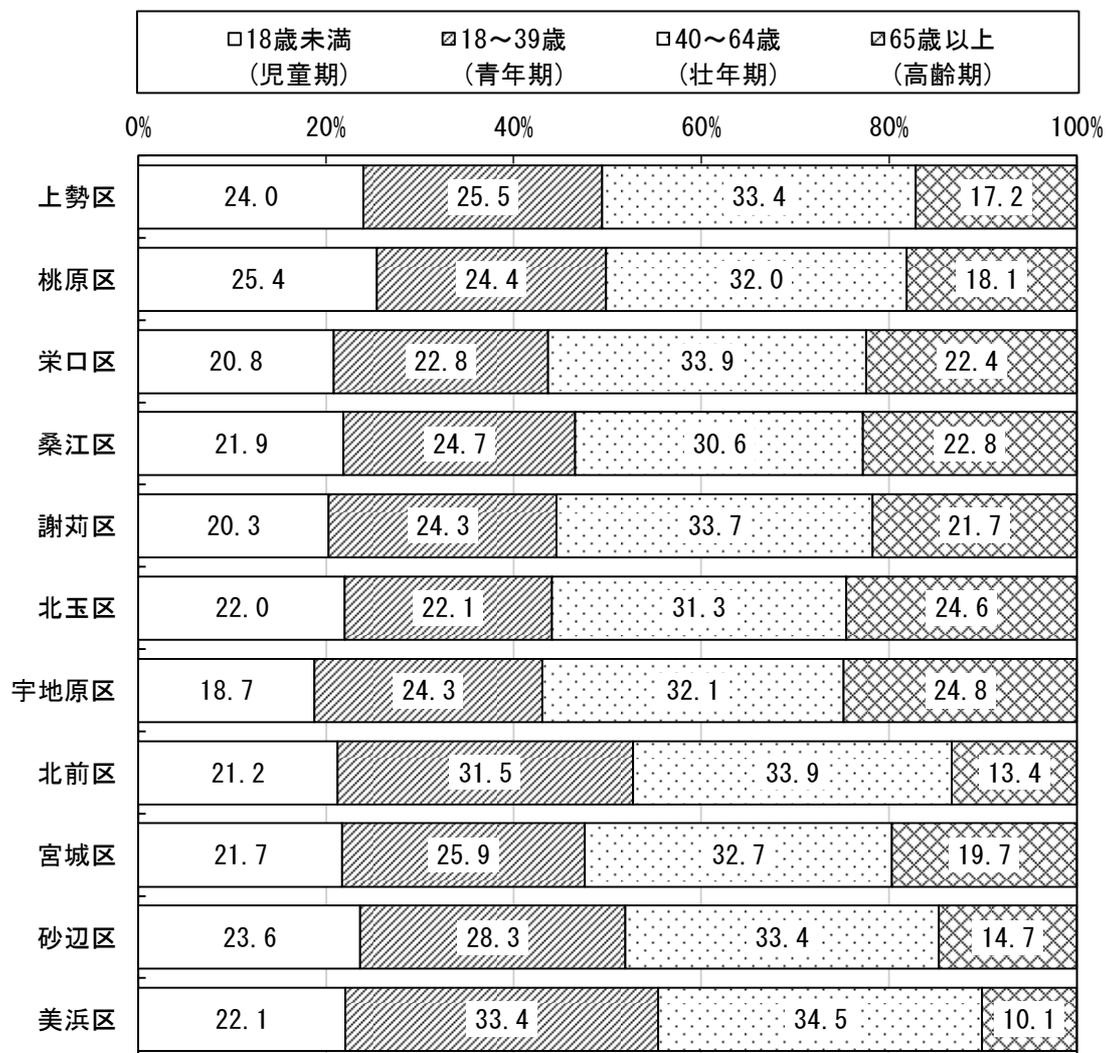
行政区ごとの年齢4区分別の構成比をみると、「18歳未満(児童期)」の構成比は、「宇地原区」が18.7%と最も低く、そのほかの行政区はいずれも20%台となります。中でも「桃原区」が25.4%と最も高く、次に「上勢区」が24.0%となります。

「18～39歳(青年期)」の構成比は、「美浜区」が33.4%と最も高く、次に「北前区」が31.5%となります。そのほかの行政区については、いずれも20%台の構成比となります。

「40～64歳(壮年期)」の構成比は、各行政区とも30%台で、そのうち「美浜区」が34.5%と最も高くなります。

「65歳以上(高齢期)」の構成比は、「宇地原区」が24.8%と最も高く、次に「北玉区」が24.6%となります。また、「桑江区」と「栄口区」も20%台と比較的高く、そのほかの行政区はいずれも10%台で、「美浜区」が10.1%と最も低くなります。

行政区別人口4区分別構成比



資料：住民基本台帳(平成28年度末時点)

## 2. 障がい者の概況

### (1) 障がい者全体の状況

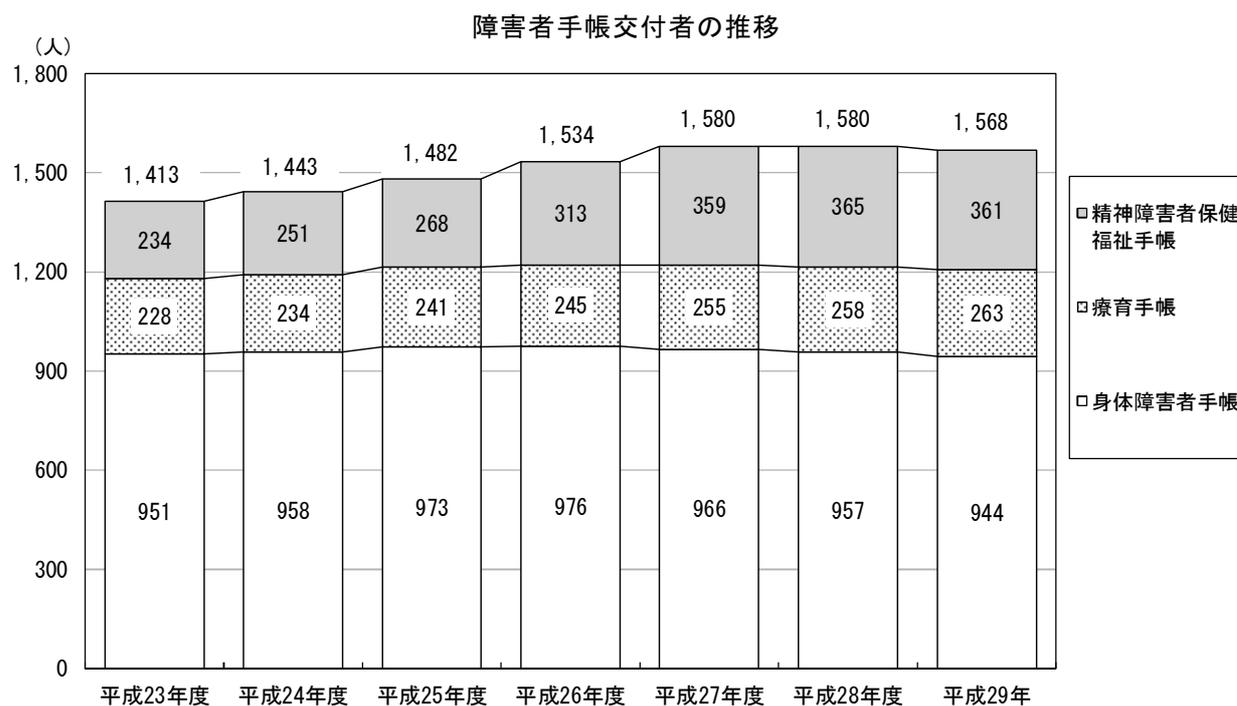
#### ① 障害者手帳交付者数

「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を合わせた、障害者手帳交付者数は、平成 27 年度まで増加傾向にありましたが、平成 28 年度は平成 27 年度と同数の 1,580 人で、平成 29 年はやや減少し 1,568 人となります。

手帳交付者数は、「身体障害者手帳」が最も多く、次に「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」となります。

各手帳交付者数の推移をみると、「身体障害者手帳」は平成 26 年度まで増加傾向にありましたが、平成 26 年度の 976 人をピークにその後減少する傾向にあり、平成 29 年では 944 人となります。また、「精神障害者保健福祉手帳」も平成 28 年度が 365 人とそれまで増加傾向にありましたが、平成 29 年ではやや減少し 361 人となります。

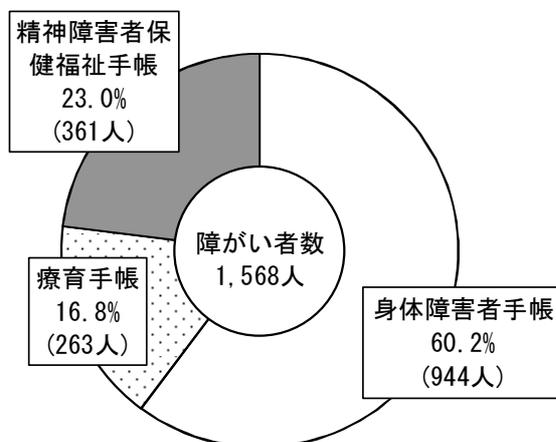
一方、「療育手帳」は徐々に増加する傾向にあり、平成 23 年度の 228 人に対し、平成 29 年は 263 人となります。



資料：福祉課（平成 23 年度年から平成 28 年度は年度末時点、平成 29 年は 10 月 1 日現在）

平成 29 年 10 月 1 日現在の障害者手帳交付者の構成比をみると、「身体障害者手帳」が 60.2%と最も高く、「精神障害者保健福祉手帳」が 23.0%、「療育手帳」が 16.8%となります。

障害者手帳交付者の構成比



資料：福祉課(平成 29 年 10 月 1 日現在)

平成 29 年 10 月 1 日現在で、3 障害の手帳重複者数をみると、全体で 52 人、そのうち「身体」と「療育」の重複者が 25 人と最も多く、次に「身体」と「精神」の重複者が 18 人、「療育」と「精神」が 8 人、3 障害の手帳重複者が 1 人となります。

障害者手帳の重複状況

	平成 29 年
身体＋療育	25 人
身体＋精神	18 人
療育＋精神	8 人
3 障害	1 人
計	52 人

資料：福祉課(平成 29 年 10 月 1 日現在)

## ②行政区別障害者手帳交付状況

平成 29 年 10 月現在の行政区ごとの人口に対する障害者手帳交付者の比率(人口比率)をみると、人口が最も少ない「北玉区」が 7.4%と最も高く、次に「謝苺区」が 6.8%、「栄口区」が 6.1%となります。また、「北前区」が 3.7%と最も低く、次に「砂辺区」が 3.9%となります。

### ■行政区別障害者手帳交付状況

(単位：人、%)

行政区	人口	合計		身体障害者手帳		知的障害者手帳		精神障害者保健福祉手帳	
		交付者数	人口比率	交付者数	人口比率	交付者数	人口比率	交付者数	人口比率
合計	29,207	1,568	5.4	944	3.2	263	0.9	361	1.2
1 上勢区	4,038	188	4.7	113	2.8	31	0.8	44	1.1
2 桃原区	1,992	103	5.2	62	3.1	22	1.1	19	1.0
3 栄口区	2,825	173	6.1	100	3.5	31	1.1	42	1.5
4 桑江区	3,406	193	5.7	116	3.4	24	0.7	53	1.6
5 謝苺区	2,157	146	6.8	85	3.9	22	1.0	39	1.8
6 北玉区	1,023	76	7.4	50	4.9	9	0.9	17	1.7
7 宇地原区	1,174	69	5.9	51	4.3	5	0.4	13	1.1
8 北前区	2,970	111	3.7	65	2.2	14	0.5	32	1.1
9 宮城区	4,165	216	5.2	129	3.1	34	0.8	53	1.3
10 砂辺区	2,888	112	3.9	80	2.8	13	0.5	19	0.7
11 美浜区	2,569	107	4.2	57	2.2	20	0.8	30	1.2
12 その他		74	0	36	0	38	0		

資料：福祉課（平成 29 年 10 月 1 日現在） ※その他は、町外在住者(施設入所者)  
構成比：総人口に対する割合

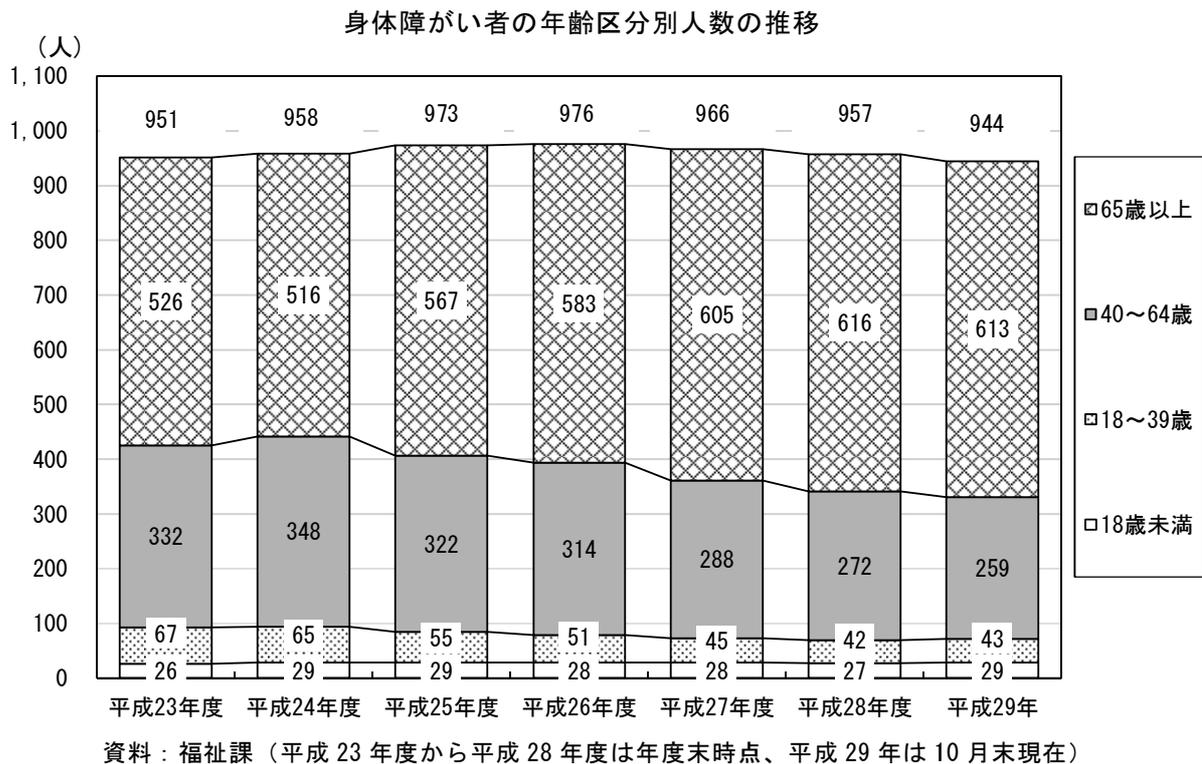
## (2) 身体障がい者の状況

### ①身体障がい者の年齢

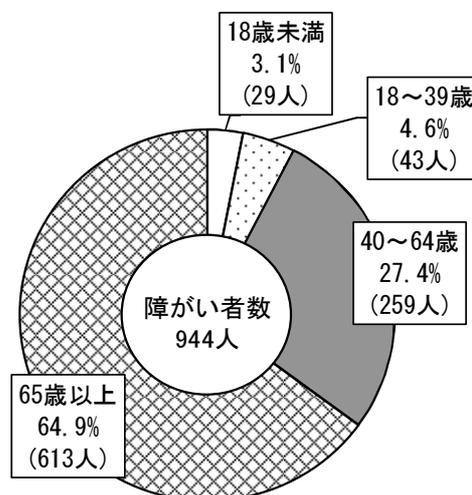
身体障がい者の年齢区分では、「65歳以上」が最も多く、かつ増加傾向にあり、平成27年度以降は障がい者全体の約63%～65%程度を占めます。

次に「40～64歳」が多く、平成24年度では348人ですが、その後減少傾向にあり、平成29年では259人と全体の27.4%を占めます。

また、「18～39歳」も徐々に減少する傾向にあり、平成29年では43人と全体の4.6%を占めます。一方、「18歳未満」は26人から29人の中で推移しており、ほぼ横ばいです。



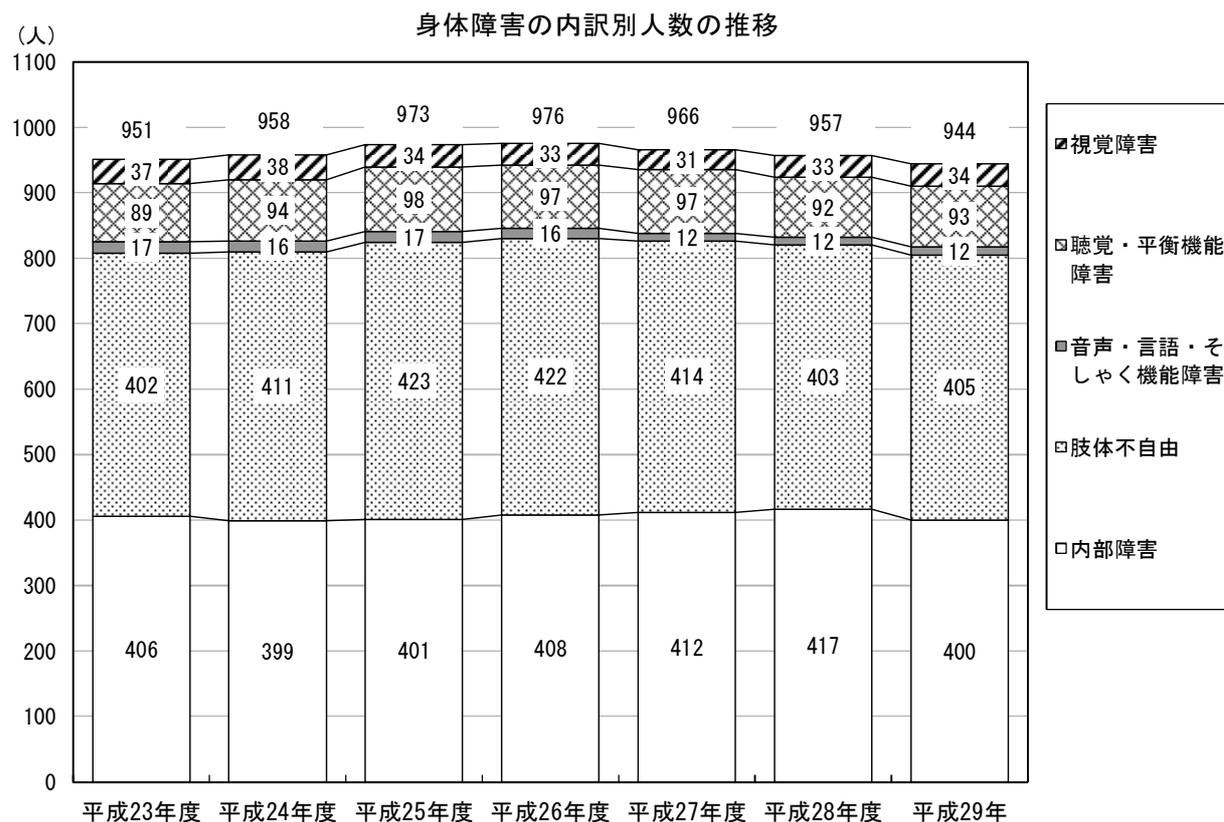
**身体障がい者の年齢区分別の構成比**  
(平成29年10月1日現在)



## ②身体障害の内訳

身体障害の内訳では、「肢体不自由」と「内部障害」が多く、いずれも400人程度で推移していますが、いずれもやや減少する傾向がうかがえます。また、平成29年では両障害で全体の85.3%を占めます。

「視覚障害」は30人台で推移し、「聴覚・平衡機能障害」は平成24年度以降90人台で推移しています。また、「音声・言語、そしゃく機能障害」は平成27年度以降12人で推移しています。



### ■身体障害の内訳別人数の推移

(単位: 人、%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年	
							人数	構成比
総数	951	958	973	976	966	957	944	100.0
視覚障害	37	38	34	33	31	33	34	3.6
聴覚又は平衡機能	89	94	98	97	97	92	93	9.9
音声・言語、そしゃく機能障害	17	16	17	16	12	12	12	1.3
肢体不自由	402	411	423	422	414	403	405	42.9
内部障害	406	399	401	408	412	417	400	42.4

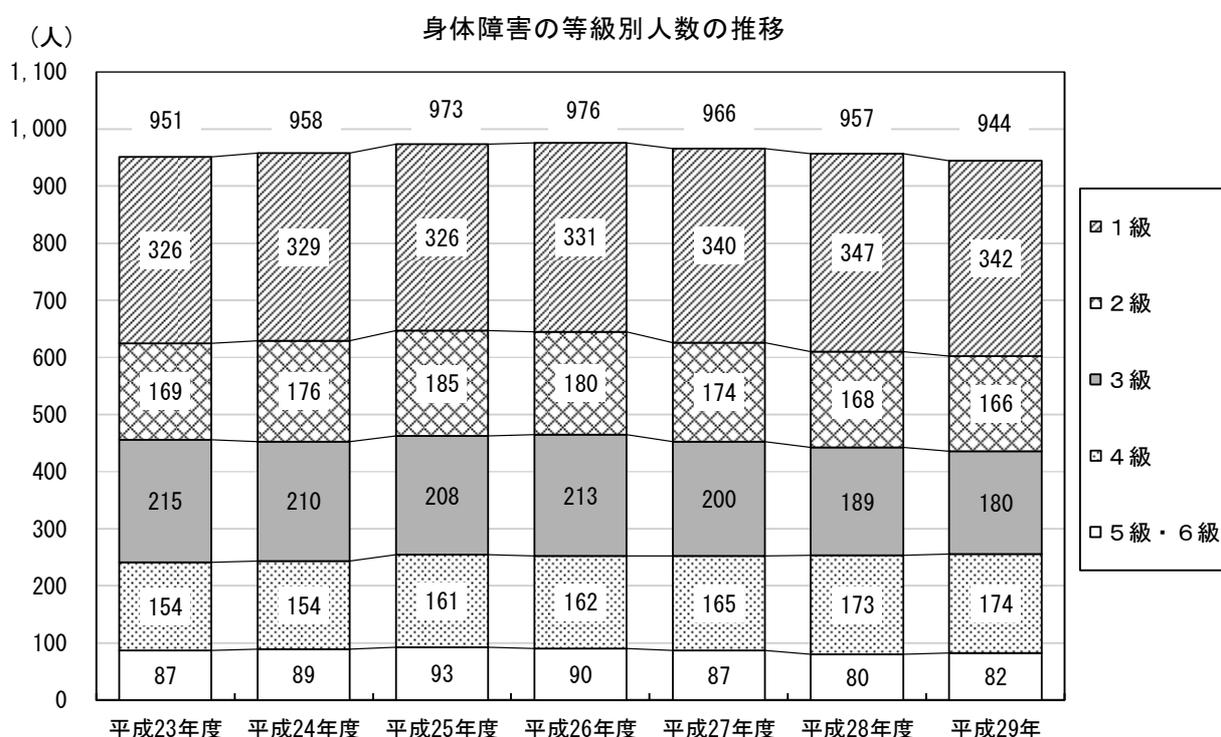
資料：福祉課（平成23年度から平成28年度は年度末時点、平成29年は10月1日現在）

### ③身体障害の等級（程度）

身体障害の程度を表わす等級(数値が小さいほど重度)をみると、毎年度「1級」が最も多く、平成27年度以降は340人台で推移しています。次に「3級」が多くなりますが、減少傾向にあり、平成23年度の215人から平成29年には180人となります。続いて、平成27年度までは「2級」が3番目に多かったものの、減少傾向にある一方で、「4級」が増えてきたため、平成28年度からは「4級」が3番目に多くなります。

「5級・6級」が最も少なく、平成27年度以降は80人台で推移しています。

平成29年10月1日現在の構成比は、「1級」が36.2%で、「2級」の17.6%を合わせると、重度者が53.8%と半数以上を占めます。また「3級」と「4級」を合わせた中度者が37.5%、「5級・6級」の軽度者が8.7%と、障害の程度が軽いほど割合は低くなります。



#### ■身体障害の等級別人数の推移

(単位:人、%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年	
							人数	構成比
合計	951	958	973	976	966	957	944	100.0
1級	326	329	326	331	340	347	342	36.2
2級	169	176	185	180	174	168	166	17.6
3級	215	210	208	213	200	189	180	19.1
4級	154	154	161	162	165	173	174	18.4
5級・6級	87	89	93	90	87	80	82	8.7

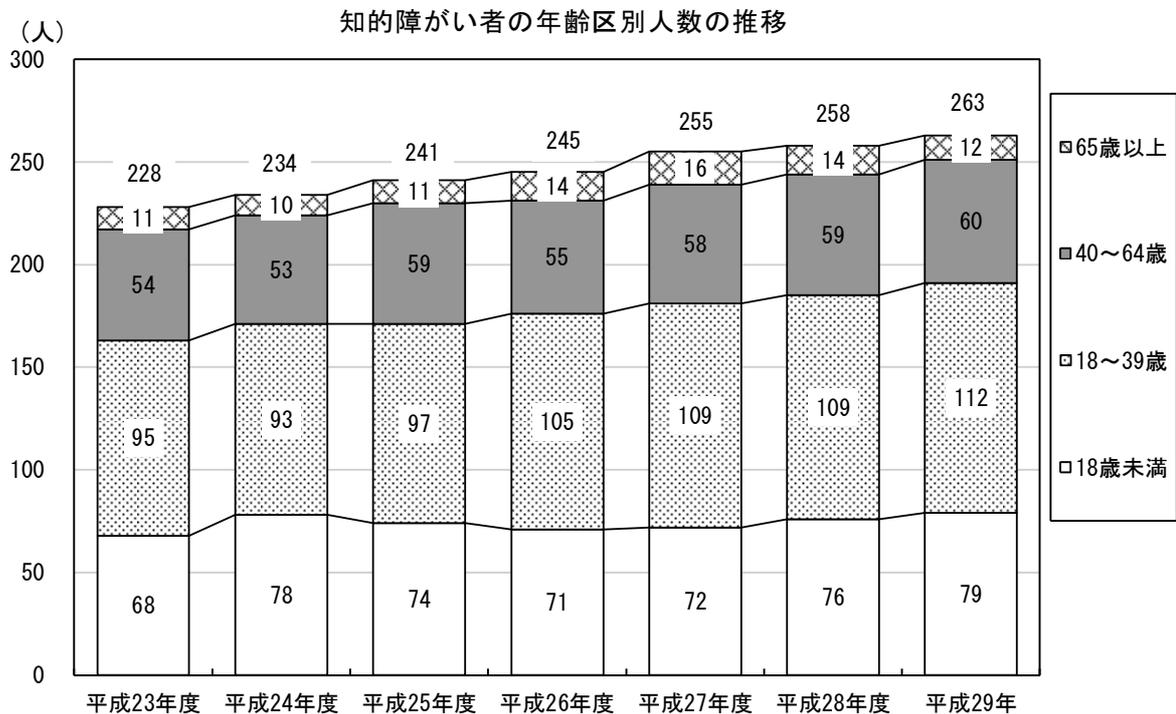
資料：福祉課（平成23年度から平成28年度は年度末時点、平成29年は10月1日現在）

### (3) 知的障がい者の状況

#### ① 知的障がい者の年齢

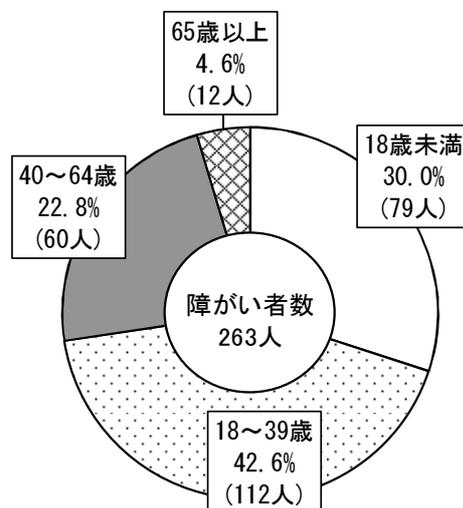
知的障がい者の年齢区分では、「18～39歳」が毎年度最も多く、また、徐々に増加する傾向にあり、平成23年度の95人から、平成29年には112人となります。次に「18歳未満」が多く、平成27年度から増加傾向にあり、平成29年には79人となります。また、「40～64歳」は平成25年度以降55人から60人で推移し、「65歳以上」は平成26年度以降12人から16人で推移しています。

平成29年10月1日現在の年齢区分別の構成比は、「18～39歳」が42.6%、次に「18歳未満」が30.0%、「40～64歳」が22.8%、「65歳以上」が4.6%となります。



資料：福祉課（平成23年度から平成28年度は年度末現時点、平成29年は10月1日現在）

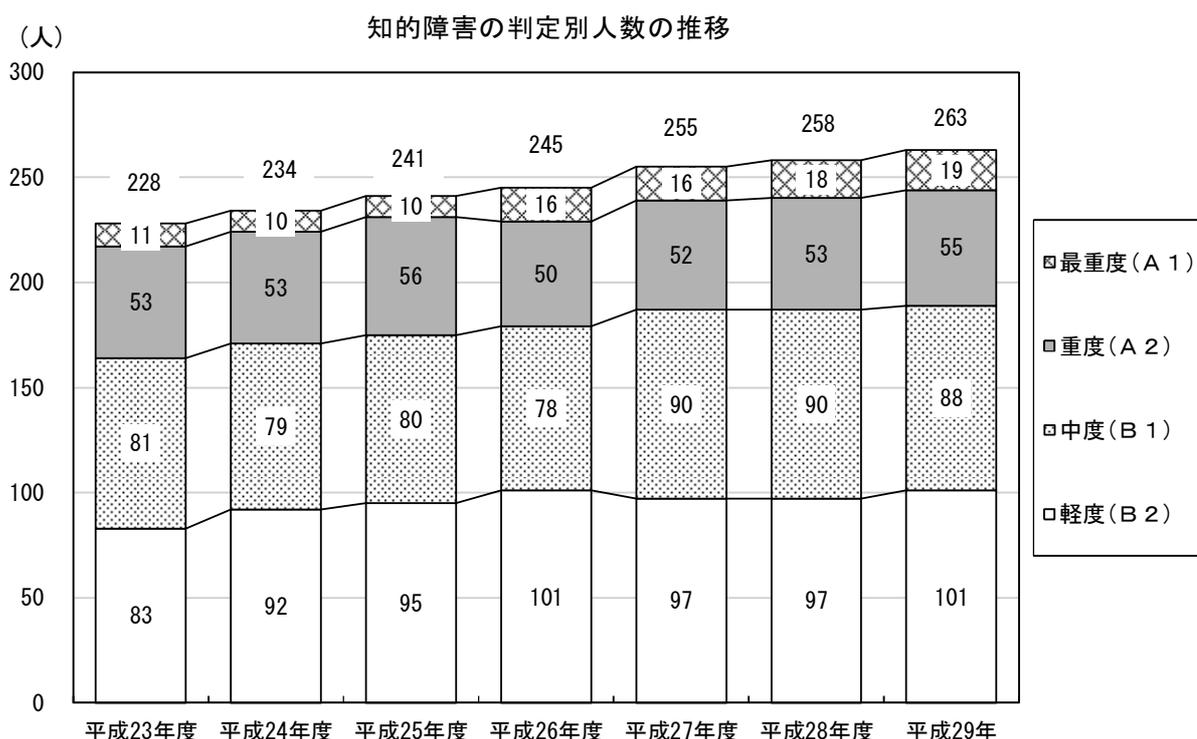
知的障がい者の年齢区分別の構成比  
(平成29年10月1日現在)



## ②知的障害の判定（程度）

知的障害の判定別の人数は、毎年度「軽度(B 2)」が最も多く、平成 26 年度以降は 97 人から 101 人で推移しています。次に「中度(B 1)」が多く、平成 27 年度以降は 88 人から 90 人で推移しています。また、「重度(A 2)」が 50 人台で推移し、「最重度(A 1)」が平成 26 年度以降 16 人から 19 人で推移しています。以上のように、障害の程度が軽いほど人数は少なくなります。

平成 29 年 10 月 1 日現在の判定別の構成比をみると、「軽度(B 2)」が 38.4%、次に「中度(B 1)」が 33.5%、「重度(A 2)」が 20.9%で、「最重度(A 1)」が 7.2%となります。



### ■知的障害の判定別人数の推移

(単位: 人、%)

	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成29年	
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	人数	構成比
合計	228	234	241	245	255	258	263	100.0
最重度 (A 1)	11	10	10	16	16	18	19	7.2
重度 (A 2)	53	53	56	50	52	53	55	20.9
中度 (B 1)	81	79	80	78	90	90	88	33.5
軽度 (B 2)	83	92	95	101	97	97	101	38.4

資料：福祉課（平成 23 年度から平成 28 年度は年度末時点、平成 29 年は 10 月 1 日現在）

#### (4) 精神障がい者の状況

##### ①精神障がい者の年齢

「18歳以上」の精神障がい者は、平成28年度まで増加傾向にありましたが、平成29年ではやや減少し349人となります。「18歳未満」も徐々に増える傾向にあり、平成23年度が1人であるのに対し、平成29年では12人となります。

##### ■精神障がい者の年齢別人数の推移

(単位:人、%)

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成29年	
								構成比
18歳以上	233	250	264	307	350	353	349	96.7
18歳未満	1	1	4	6	9	12	12	3.3
計	234	251	268	313	359	365	361	100.0

資料：福祉課（平成23年度から平成28年度は年度末時点、平成29年は10月1日現在）

##### ②精神障害の等級（程度）

精神障害の程度を表わす等級(数値が小さいほど重度)は、毎年度「2級」が最も多く、平成27年度以降180人台で推移しています。次に、平成26年度以降では「1級」が多くなります。

平成29年10月1日現在の等級別の構成比をみると、「2級」が51.5%と半数以上を占め、次に「1級」が25.2%、「3級」が23.3%となります。

##### ■精神障害の等級別人数の推移

(単位:人)

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成29年	
								構成比
1級	44	45	57	72	92	95	91	25.2
2級	146	154	154	173	187	189	186	51.5
3級	44	52	57	68	80	81	84	23.3
計	234	251	268	313	359	365	361	100.0

資料：福祉課（平成23年度から平成28年度は年度末時点、平成29年は10月1日現在）

## (5) 手当支給・医療費助成

### ① 手当支給状況

「※<sup>1</sup> 障害児福祉手当」の支給件数は、平成 26 年度以降増加する傾向にあり、平成 25 年度の 43 件から平成 28 年度では 63 件となります。また、「※<sup>2</sup> 特別障害者手当」の支給件数も平成 25 年度以降増加傾向にあり、平成 24 年度の 33 件から平成 28 年度では 60 件と、倍近く増えています。

#### ■ 手当支給件数

(単位:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
障害児福祉手当	42	43	43	49	56	63
特別障害者手当	33	33	40	49	52	60
計	75	76	83	98	108	123

資料：平成 23 年度から平成 26 年度までは「中部保健所・中部福祉保健所活動概況」より、平成 27 年度と平成 28 年度は福祉課より。(各年度末時点)

### ② ※<sup>3</sup> 重度心身障がい者(児)医療費助成

重度心身障がい者(児)医療費助成件数は、平成 25 年度以降増加する傾向にあり、平成 24 年度の 1,464 件から平成 28 年度では 1,612 件となります

#### ■ 重度心身障がい者(児)医療費助成件数

(単位:件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
助成件数	1,504	1,464	1,488	1,493	1,551	1,612

資料：福祉課（各年度末時点）

---

#### ※1 障害児福祉手当

精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳未満の在宅の障害児で、福祉事務所長の認定を受けた方に手当を支給します。

#### ※2 特別障害者手当

精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の障害者で、福祉事務所長の認定を受けた方に手当を支給します。

#### ※3 重度心身障害者医療費助成制度

障害者及び家族の経済的負担を軽減するために、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を市町村と県で助成する制度です。

## (6) 自立支援医療の支給状況

### ① ※1 育成医療

育成医療の総支給件数は、平成 23 年度以降では平成 25 年度の 56 件が最も多く、平成 26 年度以降は 50 件前後で推移しています。

育成医療の内訳を平成 26 年度以降で見ると、「心臓機能障害」が最も多く、次に「音声・言語・そしゃく機能障害」と「その他先天性内臓障害」が多い状況です。

#### ■ 育成医療支給件数

(単位:件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
聴覚・平衡機能障害	1	0	2	4	2	4
音声・言語・そしゃく機能障害	8	5	21	14	13	10
肢体不自由	7	5	6	5	6	7
心臓機能障害	1	3	14	16	20	15
じん臓機能障害	1	0	0	0	0	0
その他先天性内臓障害	16	9	13	12	10	11
計(総支給件数)	34	17	56	51	51	47

資料：平成 23 年度と 24 年度は「中部保健所・中部福祉保健所活動概況」より、平成 25 年度以降は福祉課より。

### ② ※2 更生医療

更生医療の総支給件数は、平成 27 年度まで増加傾向にあり、同年度で 255 件となりますが、平成 28 年度では減少し 235 件となります。

更生医療の内訳をみると、「じん臓機能障害」が毎年度最も多く、平成 28 年度では全体の 6 割を占めます。次に「心臓機能障害」が多くなります。

#### ■ 更生医療支給件数

(単位:件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
肢体不自由	4	2	0	0	0	0
心臓機能障害	45	56	60	77	83	68
じん臓機能障害	103	106	152	154	152	142
肝臓機能障害	1	1	2	2	2	4
免疫機能障害	7	7	11	13	18	21
計(総支給件数)	160	172	225	246	255	235

資料：福祉課（各年度末時点）

#### ※1 育成医療

児童福祉法に規定する 18 歳未満の障害児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

#### ※2 更生医療

身体障害者福祉法に規定する 18 歳以上の身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

### ③ ＊精神通院医療費支給認定件数

精神通院医療費支給認定件数は年々増加しており、平成 23 年度の 643 件から平成 27 年度では 740 件となります。支給のあった疾病としては、毎年度「気分(感情)障害」が最も多く、次に「統合失調症」で、この 2 つを合わせると、平成 27 年度では全体の 65.4% を占めます。

そのほかでは「てんかん」、「認知症」、「神経症」が比較的多い状況です。

#### ■精神通院医療費支給認定件数

(単位:件)

疾病	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
						構成比	
統合失調症	226	223	223	231	219	29.6	
気分(感情)障害	240	252	258	269	265	35.8	
てんかん	54	54	52	48	55	7.4	
中毒性 精神障害	アルコール	16	19	24	18	23	3.1
	その他	2	3	3	5	4	0.5
知的障害	4	4	3	4	5	0.7	
心因反応	0	0	0	0	0	0.0	
非定型精神病	4	4	3	1	1	0.1	
接枝分裂病	0	0	0	0	0	0.0	
脳器質性精神障害 (認知症を除く)	10	12	10	10	10	1.4	
認知症	23	29	38	53	55	7.4	
神経症	37	36	39	45	52	7.0	
人格障害	3	3	1	1	1	0.1	
その他	24	29	41	44	50	6.8	
計(総支給認定件数)	643	668	695	729	740	100.0	

資料：中部保健所・中部福祉保健所活動概況(各年度末時点)

※各年度の 4 月 1 日～3 月 31 日の間に有効期間のあった方の数字

#### ※ 精神通院医療

精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。1 割は原則自己負担であるが、沖縄県では、復帰特別措置法に基づき自己負担分についても公費負担となります。

## (7) ※補装具費の交付等の状況

補装具費の総交付件数は、平成 26 年度以降増加する傾向にあり、平成 25 年度の 31 件から平成 28 年度では 53 件となります。

平成 28 年度に交付した補装具としては、「装具」が 13 件と最も多く、次に「補聴器」が 12 件、「車椅子」が 9 件、「座位保持装置」が 8 件となります。

### ■補装具費の交付件数

(単位:件)

種 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
義肢	1	0	0	1	3
装具	7	5	16	14	13
座位保持装置	1	1	3	4	8
盲人安全つえ	2	2	0	3	0
義眼	0	0	0	0	0
眼鏡	1	0	0	2	0
補聴器	15	12	13	9	12
車椅子	10	6	4	7	9
電動車椅子	2	0	3	1	2
歩行器	0	1	2	1	3
歩行補助つえ	1	4	0	2	2
重度障害者用意思伝達装置	0	0	0	0	0
座位保持椅子	0	0	0	0	1
起立保持具	0	0	0	0	0
頭部保持具	0	0	0	0	0
排便補助具	0	0	0	0	0
計 (総交付件数)	40	31	41	44	53

資料：福祉課（各年度末時点）

### ※補装具費

身体障害者・障害児の失われた身体機能を補完・代替し、身体障害者の就労その他日常生活の能率の向上、また、身体障害児については、将来、社会人として自立するための素地を育成・助長することを目的に、補装具の購入又は修理に要した費用について補装具費(原則利用者 1 割負担)を支給しています。

### 3. 障害福祉サービス等の利用状況

#### (1) 障害福祉サービス等利用者数

障害福祉サービス等の実利用者数(各年度3月分実績)は、毎年度「就労継続支援(B型)」が最も多く、かつ増加傾向にあり、平成28年度では81人が利用しています。次に「生活介護」の利用者が多く、平成24年度から平成27年度の間は57人～59人とほぼ横ばいで推移していましたが、平成28年度では63人とやや増えました。

続いて、「居宅介護」、「就労継続支援(A型)」が多く、いずれも増加傾向にあり、「居宅介護」は平成23年度の27人から平成28年度では49人となります。また、「就労継続支援(A型)」は平成23年度の9人から平成28年度では47人(約5.2倍)と大きく増えました。「施設入所支援」は平成24年度以降36人～38人とほぼ横ばいで推移しています。また、「短期入所支援」は平成25年度以降13人～18人の間で推移しています。

そのほかでは、「就労移行支援」が平成26年度まで減少傾向にありましたが、その後は増加に転じています。また、「共同生活援助」は微増で推移しています。

「計画相談支援」は平成27年度からのサービス利用計画の完全実施に向けて、平成25年度と平成26年度に大きく増え、平成26年度以降は65人～77人で推移しています。

#### ■障害福祉サービス等実利用者数

(単位:人)

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
居宅介護(乗降介助除く)	27	31	42	46	39	49
重度訪問介護	4	3	3	3	3	3
行動援護	3	4	4	5	5	7
同行援護	3	3	3	3	3	2
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
生活介護	38	57	58	59	59	63
自立訓練(機能訓練)	1	0	0	2	2	3
自立訓練(生活訓練)	2	8	13	14	7	9
就労移行支援	16	18	12	10	15	17
就労継続支援(A型)	9	12	21	29	38	47
就労継続支援(B型)	47	57	73	74	85	81
短期入所(ショートステイ)	7	5	13	18	14	16
療養介護	0	4	4	5	5	5
共同生活援助(グループホーム)	6	5	6	10	11	12
共同生活介護(ケアホーム)	2	3	3			
施設入所支援	21	36	37	37	38	36
計画相談支援	0	6	37	73	77	65
地域移行支援		0	0	0	0	0
地域定着支援		0	0	0	0	0

資料：福祉課(各年度3月分実績) \* サービスの重複利用あり

## (2) 障害児サービス利用者数

障害児通所支援等(障害児サービス)の実利用者数(各年度3月分実績)は、毎年度「放課後等デイサービス」が最も多く、かつ増加傾向にあり、平成28年度では73人が利用しています。次に「児童発達支援」が多く、平成26年度以降は19人～22人で推移しています。

「医療型児童発達支援」は平成27年度から2人が利用しています。また、「保育所等訪問支援」は平成27年度からサービスの利用があり、平成28年度では9人が利用しています。

「障害児相談支援」は年々増加する傾向にあり、平成25年の4人に対し、平成28年度では26人となります。

### ■障害児通所支援等実利用者数

(単位:人)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
児童発達支援	7	15	22	19	20
医療型児童発達支援	1	0	1	2	2
放課後等デイサービス	44	52	53	66	73
保育所等訪問支援	0	0	0	1	9
障害児相談支援	0	4	15	23	26

資料：福祉課（各年度3月分実績）\*サービスの重複利用あり

### (3) 北谷町内の障害福祉サービス等事業所数

障害福祉サービス及び障害児通所支援等を提供する町内の事業所数は、平成30年1月1日現在で、47事業所となります。

サービス別の事業所数では、「放課後等デイサービス」が8事業所と最も多く、次に「児童発達支援」が5事業所、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「就労継続支援(A型)」、「就労継続支援(B型)」、「計画相談支援」、「障害児相談支援」が各4事業所となります。

■北谷町内の指定障害福祉サービス等事業所数（平成30年）

サービス名	事業所数
<b>訪問系サービス</b>	<b>10</b>
居宅介護	4
重度訪問介護	4
同行援護	2
行動援護	0
重度障害者等包括支援	0
<b>日中活動系サービス</b>	<b>12</b>
生活介護	2
自立訓練（機能訓練）	0
自立訓練（生活訓練）	1
宿泊型自立訓練	0
就労移行支援	1
就労継続支援（A型）	4
就労継続支援（B型）	4
短期入所	0
療養介護	0
<b>居住系サービス</b>	<b>1</b>
共同生活援助（グループホーム）	1
施設入所支援	0
<b>計画相談支援・地域相談支援</b>	<b>6</b>
計画相談支援	4
地域移行支援	1
地域定着支援	1
<b>障害児通所支援</b>	<b>18</b>
児童発達支援	5
医療型児童発達支援	0
放課後等デイサービス	8
保育所等訪問支援	1
障害児相談支援	4
<b>計</b>	<b>47</b>

資料：沖縄県HP「指定事業所情報」（平成30年1月1日時点）

#### (4) 地域生活支援事業の実施状況

##### 1) 障害者相談支援事業

障害者相談支援事業は町内の2事業所(たんぼぼ、うらら)に委託しており、利用者数は平成23年度と平成24年度では約260人ほどでしたが、平成25年度では164人と大きく減少し、その後は増減をくり返し平成28年度では208人の利用となります。

##### ■障害者相談支援事業利用実績

(単位:箇所、人)

		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
障害者相談支援事業 (基幹相談支援センター等機能強化事業)	実施箇所	2	2	2	2	2	2
	実利用者数	259	258	164	194	170	208

資料：福祉課（各年度年間実績）

##### 2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、成年後見等の申立及び報酬に係る費用負担が困難な方に対し費用助成を行うものですが、障がい者に関してはこれまで利用実績はありません。

##### 3) 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用件数は、平成23年度の85件から平成24年度では41件と半減し、その後は増減をくり返し、平成28年度では24件とさらに減少しました。

手話通訳者設置事業では、福祉課窓口到手話通訳者(1人)を設置しています。

##### ■意思疎通支援事業利用実績

(単位:件)

		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	実利用件数	85	41	53	45	55	24
手話通訳者設置事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1

資料：福祉課（各年度年間実績）

#### 4) 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業の利用件数は、毎年度「排泄管理支援用具」が最も多く、平成 25 年度以降は 330 件程度の利用となります。

##### ■日常生活用具給付事業利用実績

(単位:件)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
介護・訓練支援用具	実利用件数	2	1	8	0	1	1
自立生活支援用具	実利用件数	7	8	3	6	6	7
在宅療養等支援用具	実利用件数	7	1	4	2	5	1
情報・意志疎通支援用具	実利用件数	6	4	3	0	9	4
排泄管理支援用具	実利用件数	322	354	334	336	334	328
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実利用件数	0	0	4	0	1	0

資料：福祉課（各年度年間実績）

#### 5) 移動支援事業

移動支援事業は、契約事業所(現在 27 事業所)からガイドヘルパーが派遣されます。利用者は年々増えてきており、平成 23 年度の 10 人から平成 28 年度では 34 人となります。

##### ■移動支援事業利用実績

(単位:人)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
移動支援事業	実利用者数	10	13	14	18	30	34

資料：福祉課（各年度年間実績）

#### 6) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、町内の事業所に委託し I 型で実施しています。利用者数は減少傾向にあり、平成 23 年度と平成 24 年度が 80 人程度、平成 25 年度から平成 27 年度が 50 人程度で、平成 28 年度では 46 人となります。

##### ■地域活動支援センター事業利用実績

(単位:箇所、人)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
地域活動支援センター事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	82	84	54	50	52	46

資料：福祉課（各年度年間実績）

## 7)任意事業

### ①日中一時支援事業

日中一時支援事業は、町と契約した事業所(現在 45 ヶ所)が支援を行っています。利用者は増加傾向にあり、平成 23 年度が 48 人の利用であるのに対し、平成 28 年度では 93 人が利用しており、倍近く増えています。

#### ■日中一時支援事業利用実績

(単位:人)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
日中一時支援事業	実利用者数	48	70	70	78	81	93

資料：福祉課（各年度年間実績）

### ②手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、北谷町、嘉手納町、読谷村の 3 町村合同で持ち回りで実施しており、養成講座終了者に対し手話通訳者奉仕員への登録を促しています。

本町の手話奉仕員新規登録者数は、平成 23 年度から平成 26 年度の間は各年 1～2 人となっていました。平成 27 年度と平成 28 年度では新規の登録はありません。

なお、平成 28 年度の手話奉仕員登録者数は 13 人となります。

#### ■手話奉仕員養成研修事業利用実績

(単位:人)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手話奉仕員養成研修事業	研修参加者数	—	18	29	29	25	10
	新規登録者数	1	1	1	2	0	0
	登録者数	11	12	15	15	13	13

資料：福祉課（各年度年間実績）

### ③社会適応支援事業

社会適応支援事業は、社会生活に困難がある障がい者について、社会生活への適応性を高めるために、町と契約した事業所(現在 13 事業所)からヘルパーが派遣されます。

利用者は微増で推移し、平成 27 年度では 13 人となりましたが、平成 28 年度では 11 人とやや減少しました。

#### ■社会適応支援事業利用実績

(単位:人)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
社会適応支援事業	実利用者数	8	9	11	12	13	11

資料：福祉課（各年度年間実績）

#### ④自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許取得・改造助成事業の利用者は、平成 24 年度以降 1 人～2 人となります。

##### ■自動車運転免許取得・改造助成事業利用実績

(単位:人)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	実利用者数	0	2	1	1	2	2

資料：福祉課（各年度年間実績）

#### ⑤生活サポート事業

生活サポート事業は、介護給付費等の支給決定者以外の障がい者で、居宅における日常生活の支援が必要と認められる者に対し、町と契約した事業所からヘルパーが派遣され、一定期間の支援を行います。

利用者は平成 23 年度に 5 人、平成 25 年度に 4 人いますが、そのほかの年度では 1 人または利用なしとなります。

##### ■生活サポート事業利用実績

(単位:人)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
生活サポート事業	実利用者数	5	1	4	1	0	1

資料：福祉課（各年度年間実績）

■地域生活支援事業の実施状況一覧

(単位：人、箇所)

		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
障害者相談支援事業 (基幹相談支援センター等機能強化事業)	実施箇所	2	2	2	2	2	2
	実利用者数	259	258	164	194	170	208
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	0	0	0	0	0
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	85	41	53	45	55	24
手話通訳者設置事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	実利用件数	2	1	8	0	1	1
自立生活支援用具	実利用件数	7	8	3	6	6	7
在宅療養等支援用具	実利用件数	7	1	4	2	5	1
情報・意志疎通支援用具	実利用件数	6	4	3	0	9	4
排泄管理支援用具	実利用件数	322	354	334	336	334	328
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用件数	0	0	4	0	1	0
移動支援事業	実利用者数	10	13	14	18	30	34
地域活動支援センター	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	82	84	54	50	52	46
任意事業							
日中一時支援事業	実利用者数	48	70	70	78	81	93
手話奉仕員養成研修事業	新規登録者数	1	1	1	2	0	0
	登録者数	11	12	15	15	13	13
社会適応支援事業	実利用者数	8	9	11	12	13	11
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用者数	0	2	1	1	2	2
生活サポート事業	実利用者数	5	1	4	1	0	1

資料：福祉課（各年度年間実績）

## 4. 特別支援保育・特別支援教育の状況

### (1) 特別支援保育

町内の保育所(園)及び認定こども園では、障害のある子や発達が気になる子に対し、特別支援保育を実施しており、対象となる児童は平成24年度以降30人～43人の間で推移しています。

#### ■特別支援保育対象児数

(単位:人)

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
町立保育所	22	31	25	27	19	27	19
認可保育園	3	4	8	9	11	14	11
認定こども園	0	0	2	0	2	2	0
合計	25	35	35	36	32	43	30

資料：子ども家庭課（各年度4月1日時点）

### (2) 特別支援教育

幼稚園、小中学校における特別支援教育の対象となる園児・児童・生徒数は増える傾向にあり、幼稚園から中学校までを合わせた人数は、平成23年度の60人から平成29年度では125人と、この6年間で約2倍に増えています。

#### ■特別支援教育対象園児・児童・生徒数

(単位:人)

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
幼稚園	3	5	1	10	10	12	11
小学校	45	62	70	61	63	79	74
中学校	12	23	35	37	42	43	40
合計	60	90	106	108	115	134	125

資料：学校教育課（各年度5月1日時点）

※預かり保育時の特別支援含む。また、小中学校は特別支援教育支援員が対応している人数。

小中学校においては、普通学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒のために、特別支援学級を設置しており、また、特別支援学級には「知的」、「情緒」、「難聴」の3つの学級があります。

小学校の特別支援学級に在籍する児童は増加傾向にあり、平成29年度では59人となります。また、「知的」と「情緒」の学級に在籍している児童が多く、平成27年度までは「知的」が最も多かったのが、「情緒」の増加が大きく、平成28年度と平成29年度では「情緒」が最も多くなります。

中学校の特別支援学級に在籍している生徒数は、平成28年度まで11人～14人の間で推移していましたが、平成29年度に大きく増え、22人となっています。また、毎年度「知的」の在籍数が最も多い状況です。

■特別支援学級在籍児童数(小中学校)

(単位:人)

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
小学校	40	44	47	51	55	59	59
知的	24	24	25	27	28	27	26
情緒	15	19	21	22	26	32	31
難聴	1	1	1	2	1	0	2
中学校	13	11	14	11	14	12	22
知的	9	8	10	8	8	6	14
情緒	3	2	3	3	5	5	7
難聴	1	1	1	0	1	1	1
合計	53	55	61	62	69	71	81

資料：学校教育課（各年度5月1日時点）

## 5. 障害等の早期発見・早期支援

### (1) 乳幼児健康診査

#### ①乳児一般健康診査

乳児一般健康診査の受診率は年々高くなる傾向にあり、平成25年度から平成28年度の間は80%台で推移しており、この間、平成27年度の87.5%が最も高くなります。

健診後にフォローを要する児の比率(要フォロー率=要フォロー児実人数/受診児数)は、年度によって上昇・下降をくり返しながらも、高くなる傾向にあり、平成26年度以降では36.0%~38.0%で推移しています。

#### ■乳児一般健康診査実績

(単位:人、%)

年度		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
対象児数		736	654	659	678	625	729
受診児数		571	516	537	569	547	619
受診率(%)		77.6	78.9	81.5	83.9	87.5	84.9
要フォロー	実人数	126	163	135	216	197	235
	要フォロー率(%)	22.1	31.6	25.1	38.0	36.0	38.0

資料：沖縄県小児保健協会、子ども家庭課

#### ②1歳6ヶ月児健康診査

1歳6ヶ月児健康診査の受診率は、平成23年度以降では平成24年度の92.3%が最も高く、次に平成26年度が87.4%で、そのほかの年度では84.4%~85.4%となります。

健診後にフォローを要する児の比率(要フォロー率)は、平成23年度と平成28年度が50%台と低く、平成24年度~平成27年度が60%台と高くなります。また、毎年度乳児一般健康診査の要フォロー率を上回っています。

#### ■1歳6ヶ月児健康診査実績

(単位:人、%)

年度		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
対象児数		346	325	340	326	355	308
受診児数		292	300	288	285	302	263
受診率(%)		84.4	92.3	84.7	87.4	85.1	85.4
要フォロー	実人数	168	201	188	188	200	135
	要フォロー率(%)	57.5	67.0	65.3	66.0	66.2	51.3

資料：沖縄県小児保健協会、子ども家庭課

### ③ 3歳児健康診査

3歳児健康診査の受診率は、平成23年以降では、平成23年度の88.7%が最も高く、平成27年度まで80%台で推移しています。しかし、平成26年度以降低下する傾向にあり、平成28年度では79.3%となります。

健診後にフォローを要する児の比率(要フォロー率)は、平成24年度以降45.2%～51.9%の間で推移しています。また、要フォロー率は、乳児一般健康診査よりは高く、1歳6ヶ月児健康診査よりは低くなります。

#### ■ 3歳児健康診査実績

(単位:人、%)

年度		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
対象児数		337	344	372	340	344	352
受診児数		299	288	317	289	290	279
受診率(%)		88.7	83.7	85.2	85.0	84.3	79.3
要フォロー	実人数	98	131	155	150	141	126
	要フォロー率(%)	32.8	45.5	48.9	51.9	48.6	45.2

資料：沖縄県小児保健協会、子ども家庭課

### (2) 乳幼児健康診査の事後教室

乳幼児健康診査の事後支援として、発達が気になる子などについて経過観察を行うとともに、親が子どもの発達や特性について学び、必要な支援が受けられるよう乳幼児健診事後教室を月1回実施しています。

参加している児の年齢は1歳児から5歳児までおり、1歳児と2歳児が比較的多い状況です。また、参加実人数は平成21年度以降では平成27年度の40人が最も多くなります。

#### ■ 乳幼児健診事後教室実績

(単位:人、回)

年度		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
開催回数		月1回							
年間参加実人員		21	16	16	24	26	24	40	25
年間参加延人員		38	69	71	107	106	79	79	79
参加 児 年 齢	0歳児	0	0	0	0	9	0	0	0
	1歳児	9	4	5	8	6	12	15	13
	2歳児	3	7	7	13	12	5	15	11
	3歳児	8	4	3	4	8	8	6	1
	4歳児	1	1	1	1	0	0	4	1
	5歳児以上	0	0	0	1	0	0	0	0

資料：育ちの支援センター「いっぽ」、子ども家庭課 ※教室の定員は10組以内

### (3) 育ちの支援センター「いっぽ」

育ちの支援センター「いっぽ」(平成 25 年 12 月に開所)では、発達が気になる 0 歳～就学前の子とその保護者を対象に、以下の事業を実施しています。

#### ①療育グループ

少人数での楽しい遊びや経験を通して、子どもの気持ちや意欲を育み、心身の発達を促しています。参加実人数は毎年徐々に増える傾向にあり、平成 25 年度の 10 人から平成 28 年度では 15 人となります。また、年間延利用回数も平成 26 年度以降 200 回を超え、かつ増える傾向にあります。

##### ■療育グループ事業実施状況

(単位:人、回)

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
年間参加実人数	10	12	13	15
年間利用延回数	75	200	222	224

資料: 育ちの支援センター「いっぽ」 ※平成 25 年 12 月から実施。

#### ②発達相談

臨床心理士による発達相談を行っており、相談総件数は平成 27 年度までは多くても年間 10 件であったのが、平成 28 年度では 92 件と大きく増えました。子どもの発達に関する相談ニーズの高まりが見られます。

##### ■発達相談実施状況

(単位:人、件)

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
年間件数	68	43	120	92
保育士対応件数(内数)	2	6	5	2

資料: 育ちの支援センター「いっぽ」 ※平成 25 年 12 月から実施。

※平成 25、26 年は本庁に臨床心理士を配置し、平成 27 年以降は育ちの支援センター「いっぽ」に配置換えした。

※育児相談は、保育士が対応。

#### ③施設開放

施設内の遊具等を使って楽しく遊べるよう、平成 26 年度から週 2 回施設を開放しています。年間の実利用者数は 17 人～25 人で推移しています。年間 1 人あたり平均利用回数は年々少なくなってきました。

##### ■施設開放実施状況

(単位:人、回)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
年間利用実人数	22	17	25
年間利用延回数	127	63	68
年 1 人あたり平均利用回数	5.7	3.7	2.7

資料: 育ちの支援センター「いっぽ」 ※平成 26 年から実施。

#### ④一時保育

平成 26 年度から一時保育を週 2 回行っており、利用実人数は徐々に増えてきています。

年間延利用回数は、平成 27 年度が 165 回と最も多く、また、年間 1 人あたり平均利用回数も平成 27 年度が 27.5 回と最も多くなります。

##### ■一時保育実施状況

(単位:人、回)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
年間利用実人数	4	6	8
年間利用延回数	61	165	110
年間 1 人あたり平均利用回数	15.3	27.5	13.8

資料：育ちの支援センター「いっぽ」 ※平成 26 年から実施。

#### (4) 特定健康診査・特定保健指導

本町の特定健康診査の受診率は、平成 23 年度の 28.7%から徐々に高くなる傾向にあり、平成 28 年度では 34.4%となります。

また、本町の特定保健指導の実施率は、平成 23 年度から平成 26 年度の間は平成 24 年度が 34.4%と最も低く、そのほかの年度では 50%台で推移していましたが、平成 27 年度で 60.9%、平成 28 年度で 70.5%と大きく伸びました。

沖縄県と比べると、特定健康診査の受診率は毎年度本町が低く、特定保健指導実施率は平成 24 年度と平成 26 年度以外の年度では本町が高くなります。

##### ■特定健康診査・特定保健指導率

(単位:人、%)

年度		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
特定健康診査 受診率	北谷町	28.7	30.9	31.9	31.7	31.8	34.4
	沖縄県	35.8	37.3	37.1	37.8	37.5	39.4
特定保健指導 実施率	北谷町	54.5	34.4	56.3	52.5	60.9	70.5
	沖縄県	46.5	48.8	55.5	55.7	56.4	58.7

資料：保健衛生課



## 第3章 計画の目標像と施策体系

### 1. 計画の目標像

障害者基本法では、障がい者を心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(事物、制度、慣行、観念など)により、継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受ける状態にある者と定義されています。

その上で、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目的としています。

また、基本原則として、障害を理由に差別すること、その他の権利利益を侵害してはならないとし、そのための社会的障壁の除去において、必要かつ合理的な配慮がなされなければならないとしています。

本町においても、障がい者の自立と社会参加を促進するために、地域社会の誰もが「必要かつ、合理的な配慮」について考えるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに支え合うことで、誰もが誇りと尊厳を持って、共に暮らせる地域社会の実現を目指すことが重要となります。

こうした考え方にに基づき、本計画では共生社会、自立支援を基底に、本計画が目指す目標像を第3次計画より継承し次のとおり掲げます。

#### 目標像

～障がい者が地域とともに、いきいきと暮らせるまち・北谷～

---

## 2. 計画の基本的視点

---

国の「障害者基本計画(第3次)」及び「第4次沖縄県障害者基本計画」において示された、各分野・施策に共通する横断的な視点について、国・県との調和を図るため、本計画の策定並びに実施にあたっては、次の視点を基本とします。

### 1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者の自立や社会参加は、障がい者自らが決定することを尊重し、そのための必要な支援が受けられる地域づくりを進めるために、障がい者施策の策定及び実施に当たっては、障がい者及び障がい者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

また、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を進めます。

### 2) 当事者本位の総合的な支援

障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、障がい者施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障害者基本法第2条の障がい者の定義を踏まえ、障がい者施策が、障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障がい者の支援は障がい者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

### 3) 障害特性等に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう等について、住民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を進めます。さらに、県やその他の関係機関、団体、事業所等との連携・適切な役割分担の下、地域の実情に即した支援を行います。

#### 4) アクセシビリティ(バリアフリー)の向上

障害の有無にかかわらず、誰もが能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリーを推進し、アクセシビリティの向上を図ります。特に、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進します。

#### 5) 総合的かつ計画的な取り組みの推進

障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関等との適切な連携と役割分担の下で、障がい者施策の推進を図ります。また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、子ども・子育て施策、健康づくり施策等障がい者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

---

### 3. 計画の基本目標

---

#### 基本目標 1 共生社会の確立

障害のある人もない人も共に暮らせる共生社会の実現に向けて、障がい者が安心して暮らせる地域づくりを進めるために、障害や障がい者への地域理解を深めるとともに、障害者差別解消法に基づき、障がい者への差別をなくすための法の主旨や合理的配慮の提供について、普及啓発を図ります。

また、障がい者やその家族の希望する生活の実現に向けて、相談支援体制の充実を図るとともに、必要な情報を得やすくすることや意思疎通のための支援の充実を図ります。

さらに、地域において障がい者の権利利益を守ることや、災害時における障がい者等の避難支援体制の構築及び犯罪被害の防止に向けた取り組みを行ないます。

#### 基本目標 2 生活基盤の支援

障がい者が地域において安全で安心して暮らすことができ、充実した生活や社会参加が促進されるよう、建物や道路、公園等が円滑に利用できる環境を整えていくことや外出・移動の支援を提供するとともに、生活の基本となる暮らしやすい住環境の整備を進めます。また、生きがいを持ち生活を豊かにするために、交流・スポーツ・学習活動の振興を図るほか、働く意欲のある障がい者の適性と能力に応じた就労支援を行います。

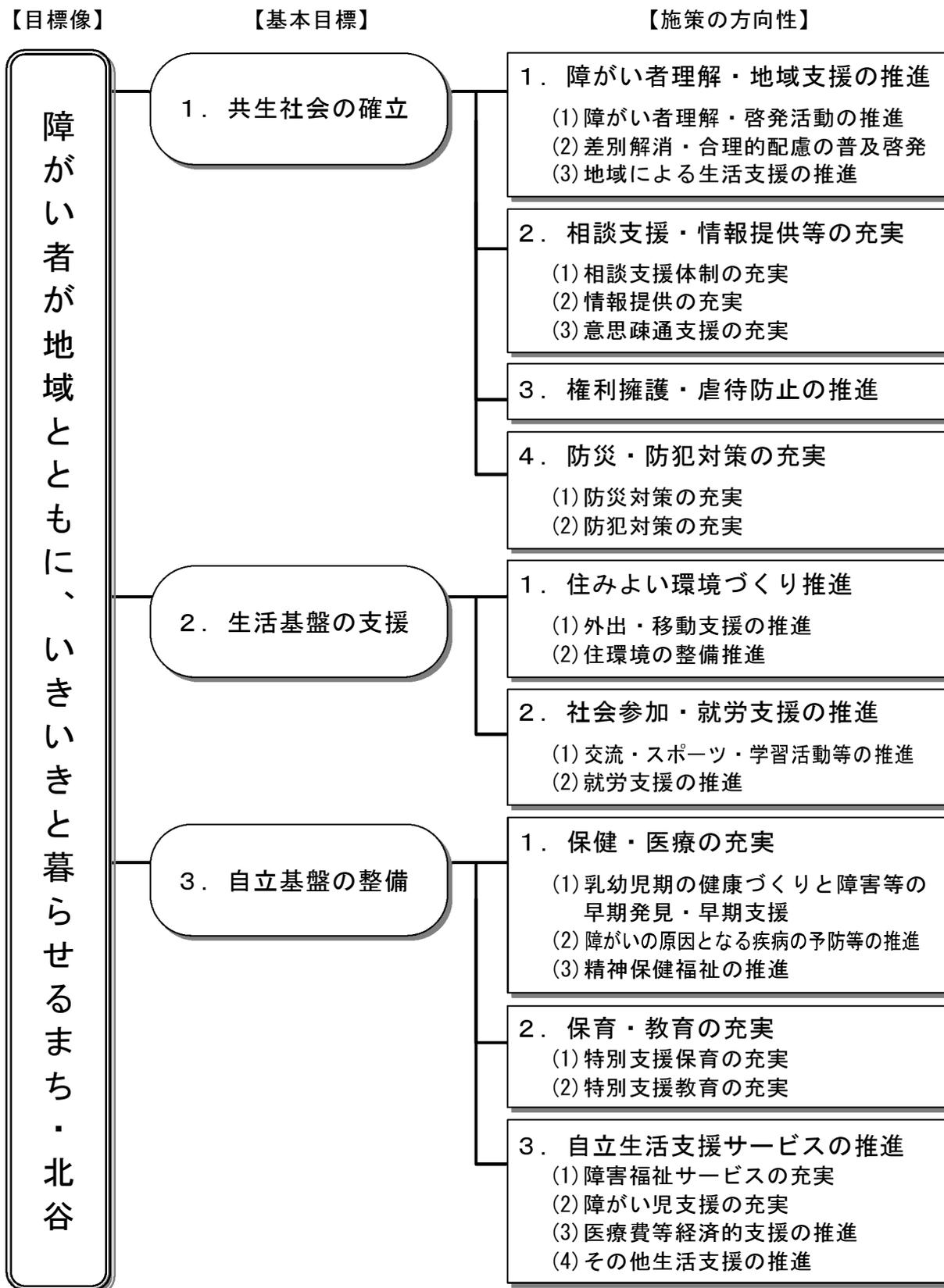
#### 基本目標 3 自立基盤の整備

障害の有無に関わらず、心身の健康を保つことは誰にとっても望ましいことであり、健やかな暮らしを支えます。そのため、安心・安全な出産を推進するとともに、乳幼児の障害や発達の遅れなどを早期に発見し、早期の治療・療育等により障害の軽減を図り、健やかな発育を支援します。また、障害の要因となる生活習慣病等の予防や重症化の防止に取り組みます。精神の疾患についても、早期の気づきや早期の支援につながるよう、地域への理解啓発を行なうほか、当事者の地域生活や社会復帰に向けた支援を進めます。

保育・教育分野においては、障害があっても、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害や発達が気になる子一人ひとりの特性やニーズを踏まえた、適切な保育・教育環境を整え、集団生活を通して、自立の素地を助長していきます。

日常生活及び社会生活の自立を支援するために、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく障がい児を支援するサービスの提供に取り組むほか、経済的な負担の軽減及びその他の生活支援を進めます。

## 4. 計画の施策体系





## 第4章 障がい者施策の展開

---

### 基本目標 1 共生社会の確立

---

#### 1. 障がい者理解・地域支援の推進

##### (1) 障がい者理解・啓発活動の推進

###### 【現状・課題】

- 障害及び障がい者理解のための広報啓発活動については、町広報誌の「福祉だより」の欄を活用していますが、スペースに制限があることや他の福祉分野の情報も掲載するため、主にお知らせを中心とした内容となっており、理解啓発のための手段としては、効果的な活用が難しい状況です。
- 平成28年1月に障がい者理解啓発用のパンフレットを、町の全世帯に配布(12,000部)しましたが、その後継続した取り組みは出来ていません。パンフレットは有効な理解啓発手段の1つと考えられるため、その活用について継続していく必要があります。
- 「北谷町民運動会」では町内のグループホーム(高齢者介護施設)とともに、障がい者就労支援施設の利用者が参加しており、参加を通して理解啓発につながっています。
- 今後、理解啓発の充実を図るための多様な手法について、検討していく必要があります。

###### ▶アンケート調査より

- 障がい者自身が悩んでいることでは、「社会の障がい者への理解が十分ではなく、誤解や偏見がある」の割合が身体では7%程度ですが、精神と知的では20%程度と高くなります。
- 特に早めに取り組んでほしいことでは、「障がい者に対する理解を深めてほしい」が18.6%と4番目に高くなります。また、5年前に比べて障がい者に対する地域の理解・認識については、理解・認識が深まっていないと感じている障がい者が半数を超えます。

## 【今後の取り組み】

### 基本方針

共生社会実現のためには、障害や障がい者を正しく理解し認識することが大切であり、障がい者の自立支援、社会参加の根底となることから、関係機関、関係団体、サービス事業者等と連携し、地域における理解・啓発活動の充実を図り、障がい者も共に暮らす地域社会であることの意識付けを進めます。

#### ①パンフレットを活用した理解・啓発の推進

取り組み内容	担当課
多様な障害に対する理解を深めるとともに、それぞれの障害の特性を踏まえた配慮や接し方等の知識の普及を図るために、障害及び障がい者理解啓発用パンフレットを庁内各課窓口や町立図書館等に配置します。また、町民がパンフレットを一読してもらえるよう、町の広報誌やホームページ等によりパンフレットの周知と案内を継続して行います。	福祉課

#### ②啓発期間における理解・啓発の推進

取り組み内容	担当課
障害者週間、発達障害啓発週間などの啓発期間においては、町広報誌やホームページに関連する記事の掲載、啓発用ポスターの掲示等により理解促進を図ります。	福祉課

#### ③地域組織への理解・啓発の推進

取り組み内容	担当課
自治会及びその他住民組織等に対し、障害及び障がい者理解の必要性について周知を図り、自治会等からの要請に応じて、理解啓発に向けた講話や研修会、講演会等の開催に取り組みます。	福祉課

#### ④交流活動による理解・啓発の推進

取り組み内容	担当課
「北谷町民運動会」や「ちやたん健康・福祉まつり」等町のイベントや行事の際には、町内のサービス事業者及び関係団体等と連携した障がい者の参加促進を図り、障がい者の日頃の活動の発信や他の参加者との接点を確保するなどにより、理解・啓発が図られるよう取り組みます。	福祉課

## (2) 差別解消・合理的配慮の普及啓発

### 【現状・課題】

- 平成 28 年 4 月 1 日から共生社会の構築を目指した「障害者差別解消法」が施行され、障害を理由とした「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、そのための「合理的配慮の提供」を規定しています。合理的配慮の提供にあたる行為は、地域社会ですでに実践されているものもありますが、町の障がい者に対する合理的配慮については、庁舎のバリアフリー、手話通訳者の設置等に努めているほか、身体障害者専用駐車場を庁舎に最も近い位置に整備するなどの配慮に努めてきました。また、投票場においては段差解消や案内等の人的支援を行う職員を配置しています。
- 国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」においては、行政機関等及び事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項が示されており、市町村では障がい者への適切な対応を図るための「職員対応要領」を作成することが規定されています。本町では要領の作成は行っていないため、今後作成する必要があります。

### ▶アンケート調査より

- 障害があることで差別や嫌な思いをしたことについては、約 3 割の障がい者が「ある」と答えており、障害別では「知的」が 42.6%、「精神」が 36.9%と高くなります。また、「わからない」と「無回答」を合わせると 14.1%を占めますが、差別的な扱いがあったとしても、差別に対する判断・認識が十分ではないことから、特に差別とは感じていない方もいると想定されます。差別や嫌な思いをした場所として職場、学校、地域、医療機関、飲食店、スーパー、投票所等さまざまです。

### 【今後の取り組み】

#### 基本方針

障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指すには、日常生活や社会生活において障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要となります。このため、障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮の普及啓発に取り組み、障がい者も含めた一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に差別解消に取り組むことを促していきます。

#### ①差別解消に向けた職員対応要領の作成

取り組み内容	担当課
障害を理由とする差別の解消とそのための合理的配慮について、行政職員の遵守すべき規律として「北谷町職員対応要領(仮称)」を作成し、要領に基づき職員対応の周知徹底を図ります。	福祉課 総務課

## ②事業者による差別解消の促進

取り組み内容	担当課
<p>営利・非営利、個人・法人の別を問わず、サービスなどを提供する事業者(企業や店舗、福祉事業者など)の合理的配慮について、国から示された「対応指針」の周知と指針に基づく差別解消への自主的な取り組みを促します。</p>	福祉課

## ③地域への差別解消の普及啓発の推進

取り組み内容	担当課
<p>差別による障がい者や家族等の地域における生活のしづらさを解消するため、障がい者等との相互理解が促進されるよう、障害者差別解消法の趣旨について、町のホームページや広報誌による啓発のほか、ポスターの掲示、パンフレットの配布、説明会の開催など、多様な手段により、障がい者も含め広く地域への普及啓発に取り組みます。</p>	福祉課

## ④選挙における配慮の推進

取り組み内容	担当課
<p>障がい者の参政権を保障するため、障がい者が投票に参加しやすいよう、投票所のバリアフリーや手助けを行なう職員の配置等必要な配慮を継続します。また、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会を確保するために、状況に応じて、郵便等による不在投票の実施及びその他必要かつ合理的な配慮に努めます。</p>	選挙管理委員会

### (3) 地域による生活支援の推進

#### 【現状・課題】

- 障がい者やその家族等が地域において安心して暮らし続けていくには、公的サービスの利用も必要ですが、障がい者やその家族によっては公的支援だけでは埋めることの出来ない生活課題があり、そうした課題に対しては地域による支援が必要なことがあります。
- 現在、障がい者や家族の生活支援等のニーズに対し、地域と連携した支援につなげる仕組みは十分ではありません。一方、社会福祉協議会では、住民が生活の拠点である地域に根ざして助け合い、その人らしく安心して充実した生活が営めるような地域社会を築いていくために、コミュニティーソーシャルワーク事業を展開しています。今後は、自治会や住民組織との連携を図るとともに、社会福祉協議会との一層の連携を図り、障がい者が共に暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

#### ▶アンケート調査より

- 障がい者の主な介助者や障害のある子の保護者が悩んでいることでは、「身体的な疲れが大きい」、「精神的に休まらない」、「仕事に影響がある」などの課題があるほか、「周りからの理解や協力が得られない」、「相談や愚痴を聞いてくれる人が近くにいない」といった、介助者の孤立化がうかがえる状況があります。
- 障がい者自身の悩みでも、「家事(炊事・洗濯・掃除など)が十分できない」、「子育てが十分できない」、「人とうまくコミュニケーションがうまくとれない」、「友達や仲間ができない」、「介助者の手が足りない」など様々な悩みが上がっています。

#### 【今後の取り組み】

##### 基本方針

障がい者やその家族が身近な地域で安心して自分らしく暮らしていけるよう、福祉の支援を必要とし、公的なサービスのみでは支えることができない生活課題に対し、その解消や軽減等が図られるよう、ニーズに即したボランティア活動や住民参加による地域支援体制づくりを進めます。

#### ①障がい者のニーズに即したボランティア活動の推進

取り組み内容	担当課
障がい者の日常生活や社会参加において、ボランティアによる支援のニーズを相談業務等を通して把握するとともに、社会福祉協議会と連携し、ニーズに即したボランティアの確保と活動の推進に取り組みます。	福祉課

#### ②地域支え合い活動の推進

取り組み内容	担当課
障がい者やその家族が地域で暮らしていくうえでの生活課題に対し、公的支援とともに地域における支え合いの中で、支援に向けた取り組みが進むよう、社会福祉協議会と連携を密にするとともに、自治会や住民組織等と連携し、地域の人材等社会資源の活用促進を図ります。	福祉課

## 2. 相談支援・情報提供等の充実

### (1) 相談支援体制の充実

#### 【現状・課題】

- 障害者相談支援事業は事業所(2箇所)に委託しており、事業所では関係機関との連携を図りながら相談支援を行っています。相談件数は年々増えてきていますが、町の人員体制等の課題もあり、相談から支援までのプロセスが十分把握できていない状況にあるため、相談支援の充実を図るための体制づくりが必要です。
- 相談支援事業所との連携については、平成26年度から相談支援勉強会を開始し、平成28年度からは相談支援事務連絡会と名称を変えて連絡会議を開催しています。相談支援以外のサービス事業所との連携についても今後強化を図る必要があります。  
また、保健・福祉・医療の分野に限らず、保育・教育・就労・まちづくり等多様な生活関連分野と連携した支援が提供できるよう、自立支援協議会や部会等において関係分野間の連携を深める必要があります。
- 地域自立支援推進協議会は年に2~3回開催しています。また、平成29年度に協議会の部会として、相談・福祉サービス部会を立ち上げ、相談支援や福祉サービスの提供等に関する、今後の町の方向性等について協議を行っています。
- 相談支援の窓口については、年に1回広報誌による周知を図っているほか、役場窓口でのパンフレットの配布、ホームページでの案内により周知を図っています。しかし、ネットを観ることのない障がい者にとっては、年1回の広報だけでは十分とは言えず、必要な時にいつでも相談窓口を利用することができるよう工夫する必要があります。

#### ▶アンケート調査より

- 悩みや困りごとの相談先として、「家族」、「友人・知人」、「医療機関」に次いで「町役場」が4番目に高くなっています。一方、「どこに相談したらよいかわからない」(5.9%)、「誰にも相談したいと思わない」(4.2%)といった回答があり、相談窓口の周知強化や相談することの大切さについて啓発を図る必要があります。
- 希望する相談体制としては「専門性の高い職員による相談が受けられること」と「親身になって話を聞いてくれること」がいずれも30%程度と高く、相談対応力の向上を図る必要がうかがえます。

#### 【今後の取り組み】

##### 基本方針

障がい者やその家族からの相談に対し、保健・福祉・医療の分野に限らず、障がい者のライフステージの各段階で関わりのある、他の生活関連分野と連携した支援を行うなど、相談支援体制の充実に取り組みます。また、専門職員の配置や研修会等を開催するなどにより、相談支援の質的向上を図るとともに、障がい者等の潜在的なニーズ把握に取り組みます。

### ①相談支援体制の充実

取り組み内容	担当課
委託相談支援事業所との定例会の開催や個別ケース会議などを通して、相互連携を深めるとともに、相談支援の実施状況の把握及び支援内容の検証等を行なうことのできる体制づくりに取り組みます。また、効果的な相談支援に資するよう町担当課に相談支援専門員を配置するなど、必要な体制づくりを検討します。	福祉課

### ②関係機関等との連携強化の推進

取り組み内容	担当課
相談内容に対応した適切な支援につながるよう、委託相談支援事業所と地域包括支援センターや各地区担当保健師、民生委員・児童委員、地域福祉委員、社会福祉協議会の地区ワーカー及び保育・教育等の関係機関の関係者との連携体制を強化します。	福祉課

### ③相談支援の質的向上の推進

取り組み内容	担当課
相談支援の専門性等を高めるために、相談支援に関わる関係者の研修会への参加促進や勉強会等の機会を拡げます。	福祉課

### ④自立支援協議会・部会の活性化推進

取り組み内容	担当課
<p>地域自立支援推進協議会においては、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、地域の実情に応じた相談支援体制の整備について協議・調整等を行なうことを通じて、関係機関等の課題の共有及び連携の緊密化を図ります。そのためには、個別会議や部会で把握された事例及び地域の課題等について、協議会に定期的に報告することなどにより、協議会の活性化を進めます。</p> <p>また、町の実情を踏まえて、必要な部会を立上げ、関連する分野の関係者で情報や課題等の共有及び支援方策等について協議を行います。</p>	福祉課

### ⑤相談への啓発推進

取り組み内容	担当課
障がい者や家族の潜在的なニーズを引き出し適切な相談支援につながるよう、広報誌やホームページ、チラシ等により、相談することの大切さについて継続した啓発と各種相談窓口の周知強化に取り組みます。	福祉課

## (2) 情報提供の充実

### 【現状・課題】

- 障害福祉に関する情報提供は、福祉課窓口で制度やサービス、サービス事業所等のパンフレットを備え、必要な方に提供しています。また、広報誌やホームページ等により提供しており、広報誌についてはFMニライで町の広報番組としても放送しています。
- 視覚障がい者に対する情報提供として、音訳ボランティアサークルで町広報誌の音訳化を行っており、音訳されたCDを町立図書館に設置しています。
- 本町のホームページは、障がい者が情報を得やすいよう音声読み上げ機能や文字拡大機能が備わっています。
- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中、障害者総合支援法の改正により、サービス利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、サービスの質の向上を図るために、施設・事業者に対してサービスの内容等を公表する制度が創設されました。この制度に基づき施設・事業者への情報公表を働きかける必要があります。

### ▶アンケート調査より

- 情報の入手やコミュニケーションをとる上で配慮してほしいことでは、「知りたい情報について相談できる所がほしい」が31.7%と最も高く、町では情報の提供は行っているものの、十分行き届いていない状況がうかがえます。次に「情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」が29.6%で、情報は得たものの内容が十分に理解できない状況があり、わかりやすくするための工夫が必要です。
- 障害福祉サービス等を利用していない理由として、「サービスの内容がよくわからないから」が15.9%と3番目に高く、サービスを選択するためのわかりやすい情報提供が必要です。

### 【今後の取り組み】

#### 基本方針

障がい者の日常生活及び社会生活の自立を図る上では、必要な情報を入手できることが基本となります。そのため、障がい者の求める情報が得やすい環境づくりを進めるとともに、わかりやすい内容となるよう配慮するなど情報提供の充実に取り組みます。

#### ①広報手段を活用した情報提供の推進

取り組み内容	担当課
障害福祉に関する情報を、広報誌やホームページ、パンフレット及びコミュニティFM放送等多様な広報手段を活用して提供するとともに、わかりやすい内容となるよう工夫していきます。	福祉課

#### ②ウェブアクセシビリティの向上

取り組み内容	担当課
ホームページによる情報提供にあたっては、障がい者が情報を取得しやすいよう、音声読み上げ機能や文字拡大機能を維持するほか、本町の障がい者等のニーズを踏まえて、画面の背景色変更機能、ふりがな機能及び操作性の向上など、ウェブアクセシビリティの向上に取り組みます。	町長室

#### ③難病患者へのサービス等周知の推進

取り組み内容	担当課
障害福祉サービス等の利用が可能な難病の範囲は広がっており、難病患者が必要な福祉サービス等を利用することができるよう、サービス利用に関する制度等について、広報活動による周知や相談窓口来訪時等で周知を図ります。	福祉課

#### ④情報に関する相談支援体制の構築

取り組み内容	担当課
知りたい情報や情報に関する内容の説明について、相談窓口の周知を図るとともに、わかりやすい情報の提供、わかりやすい説明となるよう配慮します。また、相談内容に応じて必要な情報の収集と提供を行います。	福祉課

#### ⑤障害福祉サービス等の情報公表の推進

取り組み内容	担当課
障害福祉サービス等の情報公表制度について、町内の施設・事業者への周知を図るとともに、情報の公表促進を働きかけます。	福祉課

### (3) 意思疎通支援の充実

#### 【現状・課題】

- 意思疎通支援事業として、聴覚障がい者等の来庁時のコミュニケーションの円滑化を図るために、手話通訳者(1人)を福祉課窓口を設置しています(手話通訳者設置事業)。また、聴覚障がい者の外出等の際にコミュニケーション支援を行うために、ニーズに応じて手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣しています(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)。その際、担当課窓口配置された手話通訳者がコーディネートを行っています。そのほか、緊急時にはニライ消防本部から、町の登録手話通訳者に派遣依頼を行うことができるよう、町とニライ消防本部で協定を結んでいます。
- 聴覚障がい者等の意思疎通支援による社会参加の促進を図るために、手話奉仕員・要約筆記奉仕員(ボランティア)を派遣しています。派遣できる人材を養成するために、北谷町、嘉手納町、読谷村の3町村合同の持ち回りで、手話奉仕員養成講座の開催及びスキルアップのための手話通訳者・要約筆記者現任研修を開催しています(手話奉仕員等養成研修事業)。
- 手話奉仕員養成講座については、養成期間が1年間と短いため、今後養成期間の見直しの検討が必要です。また、要約筆記奉仕員の現任研修については、受講者が少ないため、他の方法により意思疎通を支援する人材育成を考えていく必要があります。
- 手話奉仕員養成講座修了者に対し、手話サークルへの参加や手話通訳ボランティアへの登録(町と社会福祉協議会に登録)を促しています。
- 平成28年4月に施行された沖縄県手話言語条例では、手話を使うろう者とうろう者以外のものが、互いに理解し合える地域社会の構築を目指しており、条例を踏まえて沖縄県では手話推進計画の策定に取り組んでいます。
- 日常生活用具給付等事業により、携帯用会話補助装置、聴覚障がい者用通信装置、人口喉頭等の情報・意思疎通支援用具の給付等行っています。
- 平成28年度より身体障がい者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得、コミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成する「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」を実施しています。

#### ▶アンケート調査より

- 日常生活で悩んでいることでは、「人とコミュニケーションがうまくとれない」が18.3%となっています。
- 「聴覚障害」または「音声・言語・そしゃく機能障害」のある者の内、手話の使える者の割合は23.1%となります。

## 【今後の取り組み】

### 基本方針

障がい者の日常生活及び社会生活の自立を図る上では、必要な情報の入手とともに、意思疎通が図れることが基本となります。そのため、コミュニケーションが困難な障がい者への意思疎通のための支援の充実に取り組みます。

#### ①意思疎通支援事業の推進

取り組み内容	担当課
聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣及び設置手話通訳者の配置を継続します。 要約筆記者の派遣については、中途失聴者・難聴者にも有効であることから、利用ニーズの掘り起こしを行い、利用促進を図ります。	福祉課

#### ②手話奉仕員等の派遣及び養成研修事業の推進

取り組み内容	担当課
聴覚障がい者及び音声・言語機能の障がい児者の意思疎通を図る人材を養成するために、手話奉仕員等養成講座の開催及びステップアップのための現任研修を継続します。 手話奉仕員養成については、養成講座期間の見直しを検討するほか、要約筆記奉仕員の現任研修の継続について検討します。	福祉課

#### ③手話の普及に関する取り組みの推進

取り組み内容	担当課
沖縄県手話言語条例に基づき、手話を使うろう者とろう者以外のものが、互いに理解し合える地域社会の構築を目指し、策定予定の沖縄県の手話推進計画を注視しながら、手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づくりなど、手話の普及に関する取り組みを推進します。	福祉課

#### ④情報・意思疎通支援用具の給付

取り組み内容	担当課
障がい者の情報収集・伝達、意思疎通を支援するために、日常生活用具等給付事業による、情報・意思疎通支援用具の給付を継続します。	福祉課

#### ⑤軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の推進

取り組み内容	担当課
身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入費用の一部助成を継続します。	福祉課

### 3. 権利擁護・虐待防止の推進

#### 【現状・課題】

- 障がい者の権利(虐待防止を含む)にかかる相談に対応するため、平成 24 年度に権利擁護担当として社会福祉士の配置を行い、体制の充実を図るとともに、委託相談事業所とも連携を図りながら個別対応に努めています。
- 成年後見制度の利用を支援するために、成年後見制度利用支援事業があり、これまで利用要件が町長申し立てとなっていましたが、平成 29 年度にその要件を排除し、費用面で利用困難な方への利用支援が可能となりました。今後、障害の重度化や親の高齢化等により制度利用のニーズは増えてくると予測されます。
- 虐待に関しては平成 24 年度に障がい者虐待防止センターを福祉課内に設置し、虐待に関する相談や関係機関等と連携した虐待防止に努めています。虐待の通報は少しずつ増えてきていますが、虐待防止や通報についての知識の普及啓発には、今後も積極的に取り組む必要があります。平成 28 年度では虐待の通報が 4 件、虐待認知件数が 2 件となっています。

#### ▶アンケート調査より

- 権利擁護に関する制度等の周知状況について、「名前も内容も知っている」は成年後見制度が 24.1%、※日常生活自立支援事業(社協が窓口)が 18.6%、虐待防止センターが 11.6%で、いずれも十分周知されているとは言えません。
- 将来的に家族等支援者がいなくなった時にどのような方法で支援を受けるか、権利を守ってもらえるか周知しておくことが、将来に対する不安感を和らげるとともに、必要な対策を講じておくことができます。そのため、成年後見制度や日常自立生活支援事業等の周知に努める必要があります。
- 虐待を受けたと感じたことについては、「ある」が 14.1%で、障害別では「精神」が 28.2%と高くなります。
- 虐待を受けたと感じたことが「ある」と答えた障がい者のうち、誰か(どこか)に相談したことがあるかについては、「相談した」が 37.5%、「相談しなかった」が 60.7%となります。虐待についても、相談支援につながるような、広報啓発等のあり方を考えていく必要があります。

---

#### ※日常生活自立支援事業

中部福祉権利擁護センター(沖縄市)が窓口となって提供されるサービスで、認知症や知的障害、精神障がい等で判断能力が十分ではない人が、地域において安心して自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、重要書類等の預かりなどの援助を行います。

## 【今後の取り組み】

### 基本方針

障がい者も障害のない人と同じ権利人権を有し、等しく権利人権が守られるよう、障がい者やその家族等への権利擁護のための制度周知と制度の適切な利用を支援します。また、障がい者等への虐待の防止に向けて地域への広報啓発を行なうとともに、関係機関等と連携した虐待防止に取り組みます。

#### ①成年後見制度等の周知と利用支援の充実

取り組み内容	担当課
成年後見制度や日常生活自立支援事業について、障がい者やその家族をはじめとする、地域への周知強化に取り組みます。また、障がい者等からの相談に対し、必要に応じて制度等への理解を深め、利用を促します。	福祉課

#### ②成年後見制度利用支援事業の推進

取り組み内容	担当課
成年後見制度の利用において、申立てに要する費用や後見人等の報酬費の負担が困難な場合等において、成年後見制度利用支援事業により必要な利用支援を行います。また、事業の周知強化を図ります。	福祉課

#### ③虐待防止に向けた関係機関等の連携推進

取り組み内容	担当課
障がい者への虐待の対応においては、虐待防止センターを中心に庁内関係課、医療機関、障がい者支援施設、警察、民間団体等ケースに応じた各関係機関等との円滑な連携のもとで、被虐待障がい者及び養護者等への適切な支援に取り組みます。	福祉課

#### ④虐待防止に関する広報啓発の推進

取り組み内容	担当課
障がい者への虐待防止と虐待の早期発見・早期の対策を講じるために、障がい者や家族を含めた地域への虐待に関する知識の普及啓発を図ります。また、虐待に関する相談窓口や住民の通告義務等について周知を図ります。 サービス事業所における虐待の早期発見につながるよう、虐待への理解・認識等を深めるために、事業所への学習会等を開催します。	福祉課

## 4. 防災・防犯対策の充実

### (1) 防災対策の充実

#### 【現状・課題】

- 本町では、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、平成27年7月に北谷町地域防災計画の見直しを行い、\*<sup>1</sup>災害時要配慮者への避難支援体制の充実に努めています。また、防災マップにより、災害時における危険箇所、避難所等の情報提供とともに、災害に関する知識の普及啓発に努めています。避難所については、保育所・幼稚園・児童館等を災害時要配慮者優先避難所として指定していますが、今後は福祉避難所の確保を図る必要があります。
- そのほか、自主防災組織の立ち上げ支援（H29.10月現在5自治会結成認定済）、津波一時避難ビルの認定（H30.2月現在39施設）、災害時の基地内立ち入り協定の締結（H24.11月）、避難訓練の実施、北谷町津波避難計画（H27.9月策定）の策定を行いました。
- 自主防災組織の立ち上げにあたっては、町の防災アドバイザー（2人）が必要な支援に努めており、今後全ての行政区で立ち上げを支援します。
- 津波一時避難ビルについては、西海岸地域において一つでも多く指定できるよう、所有者に対し理解と協力を継続して求める必要があります。
- 避難訓練では社会福祉施設の参加が少なく、積極的な参加を要請していく必要があります。
- 災害発生時には、避難準備情報・避難勧告・指示の発令・解除の基準を、住民に対し正確な情報発信を行うため、防災情報システムの構築に向けた取り組みを行っています。
- 災害時に避難のための支援を必要とする\*<sup>2</sup>避難行動要支援者の名簿を作成しており、年1回の更新を行っています。

#### ▶アンケート調査より

- 災害時の避難については、不安が「ある」が41.2%で、具体的な不安としては、「避難所の設備が障がい者に対応しているか不安」、「避難所で必要な介助を受けられるか不安」、「避難先がわからない」の割合が30%~40%程度と高くなっています。また、「自分や家族だけでは避難できない」、「避難を支援してくれる人が近くにいない」、「災害に関する情報を得るのが難しい」が各20%程度となります。こうした不安を踏まえて地域における避難誘導體制の構築とともに、避難場所の設備や介助等の支援についても、情報の提供に努める必要があります。

---

#### ※1 災害時要配慮者

災害時に影響を受けやすく、特に配慮が必要な人で、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等を指します。

#### ※2 避難行動要支援者

災害時要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する人のことです。

## 【今後の取り組み】

### 基本方針

災害時において、適格な判断や自ら避難することが困難な障がい者や高齢者等の避難行動要支援者について、円滑で迅速な避難の確保等を図るために、関係機関等が連携した避難支援を行います。また、障がい者等の防災訓練への参加、障がい者等に対応した避難所の整備、災害情報伝達手段の整備等を進めるなど、避難支援体制の充実に取り組みます。

#### ①防災に関する知識の普及啓発

取り組み内容	担当課
北谷町地域防災計画に基づき、防災週間における啓発活動、防災マップの活用等により、住民、事業所及び社会福祉施設管理者等への防災に関する知識の普及啓発を進めます。	総務課

#### ②福祉避難所の確保推進

取り組み内容	担当課
避難行動要支援者が避難先で安心して過ごすことができるよう、福祉施設や医療機関等と連携した、福祉避難所の確保に取り組みます。	総務課

#### ③避難支援のための関係者との連携推進

取り組み内容	担当課
災害時においては、避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び消防や警察等の関係者が連携し、避難行動要支援者の迅速な避難を支援します。そのためには、日頃から関係者の意識の共有化、連携体制の構築を図ります。	総務課 福祉課

#### ④社会福祉施設の防災訓練への参加促進

取り組み内容	担当課
町内の社会福祉施設に対し、入所者及び利用者の災害時における適切な避難支援につながるよう、町の防災訓練への参加を積極的に呼びかけていきます。	総務課 福祉課

#### ⑤避難行動要支援者の防災訓練への参加促進

取り組み内容	担当課
在宅の避難行動要支援者の災害時における避難等への不安や被害の軽減を図るために、要支援者やその家族が備えておくべき事項、周りからの支援について周知を図るとともに、避難訓練への要支援者の参加促進を図ります。	総務課 福祉課

⑥防災行政無線のデジタル化及び防災情報システム構築

取り組み内容	担当課
災害に関する情報を住民に正確・迅速に発信できるよう、防災行政無線のデジタル化及び防災情報システムの構築を図ります。	総務課

⑦障害の特性に応じた災害情報伝達手段の普及

取り組み内容	担当課
<p>障がい者が災害に関する情報を速やかに入手できるよう、日常生活用具給付対象である聴覚障害者用情報通信装置等の通信機器の普及を図ります。</p> <p>また、視覚障がい者への携帯ラジオの普及、避難所での聴覚障がい者への文字(張り紙等)による情報伝達、近隣住民と連携した避難行動要支援者への情報伝達の仕組みづくり、その他必要な情報伝達の手段・方法について検討します。</p>	福祉課
<p>聴覚障がい者等の消防への緊急通報については、「FAX119」や「メール119」による通信体制の継続実施を図るとともに、スマートフォンから119番通報(画面へのタッチ又は文字入力により)できる「Net119 緊急通報システム」の導入について検討します。</p>	総務課

⑧自主防災組織の立上げ支援

取り組み内容	担当課
地域の防災力を高めるとともに、災害時要配慮者の避難支援体制の充実に資するよう、自主防災組織の各自治会での結成を支援します。	総務課

## (2) 防犯対策の充実

### 【現状・課題】

○障がい者が事件・事故に巻き込まれた事例は確認されていませんが、障害により迅速な行動が取れないことや判断能力等が十分ではない場合に、犯罪被害に会う可能性が高くなると予測されるため、事件・事故に巻き込まれないよう防犯対策を講じておく必要があります。

○町では、住民の商品購入やサービス契約に関する相談に対応するため、NPOへの業務委託より週1回、役場庁舎内で専門の相談員による消費生活相談室を開設しています。

#### ▶アンケート調査より

○高額な商品の販売などの消費者被害や振り込め詐欺などの被害については、約1割の障がい者があったことがある、又はあいそうになったことがあると答えています。

### 【今後の取り組み】

#### 基本方針

事件・事故に障がい者が巻き込まれることなく、安心して暮らしていけるよう、地域や関係機関と連携した防犯対策の充実を図ります。また、障がい者の消費者被害に対しても、関係機関と連携した支援を行います。

#### ①防犯のための情報提供の推進

取り組み内容	担当課
関係機関・関係団体等との連携により、犯罪や消費者被害に関する情報の共有化を図るとともに、被害防止の方法を含めた地域への情報発信を行います。	総務課 商工観光課

#### ②障がい者等の防犯意識啓発の推進

取り組み内容	担当課
障がい者等が事件・事故に巻き込まれることがないように、地域活動支援センターやサービス事業者等に対し、利用者への犯罪被害・消費者被害防止のための指導・啓発が行われるよう促すとともに、障がい者の家族等への啓発を行います。	福祉課

#### ③通報システムの普及推進

取り組み内容	担当課
耳や言葉が不自由な人の事件・事故に関する通報について、警察と連携した「FAX110番」や「メール110番」といった通報システムの周知と活用を普及を図ります。	福祉課

#### ④消費者被害に対する相談支援の推進

取り組み内容	担当課
障がい者の消費者被害に関する相談に対応し、被害にあった際には、消費生活センター等関係機関と連携した、トラブル解決を支援します。	商工観光課

---

## 基本目標2 生活基盤の支援

---

### 1. 住みよい環境づくり推進

#### (1) 外出・移動支援の推進

##### 【現状・課題】

- 道路や歩道、公園、公共建築物等について、新たに整備されるものについては、「沖縄県福祉のまちづくり条例」及びその他の関係法令等に基づき、バリアフリーに努めています。また、まちづくり条例等が制定される以前の公共建築物等については、改修等の際に可能な範囲でバリアフリーを進めています。依然として物理的な障壁が多くみられます。
- 屋外での移動が困難な障がい者等について、移動支援事業により、町と契約した事業所からガイドヘルパーを派遣し外出支援を行っており、利用者は増加傾向にあります。また、自動車の運転免許取得費や改造費の一部助成を行っています。
- 障害福祉サービスでは、重度訪問介護による外出支援、同行援護による視覚障がい者の移動等の援護、行動援護による判断能力が制限されている人の危険回避のための外出・移動等の支援を行っています。

##### ▶アンケート調査より

- 障がい者が外出しやすくなるために必要なこととして歩道や建物などの段差解消、障がい者用トイレの設置、通路・階段の手すり設置、エレベーターの設置など、物理的な障壁が多くあがっています。また、わかりやすい案内表示の設置を希望する割合が比較的高くなっています。知的や精神及び発達に障害がある人にとっては、必要な情報を広い空間の中から読みとることが難しいことがあり、案内を見やすい位置や高さ、向きに掲示することは、情報の得やすさを向上するうえで有効です。また、漢字標記だけでなく、平仮名併記やピクトグラム(絵文字)等の活用によって、多様な表示がなされることも有効です。そのため、公共施設等の案内表示について配慮していく必要があります。
- 外出しやすくなるために必要なことについては、「交通費助成の充実」に次いで、「外出時に介助者や付添がいてくれる」が高く、外出時の人的支援を希望する障がい者が多い状況です。

## 【今後の取り組み】

### 基本方針

障がい者等が安心して外出することができ、自立と社会参加が促進されるよう、公共施設の段差解消等物理的な障壁の除去、わかりやすい案内表示の整備等を推進するとともに、障がい者の外出や移動に対する支援を提供し、行動圏を広げていきます。

#### ①公共施設のバリアフリーの推進

取り組み内容	担当課
<p>新たに整備する道路や歩道、公園、公共建築物等について、バリアフリーに関する法律や「沖縄県福祉のまちづくり条例」、その他関係法令等に基づく設置基準に従って、障がい者や高齢者等の円滑な利用に配慮したバリアフリーを推進します。</p> <p>既存の公共施設のバリアフリーについては、施設管理者や地域住民、障がい者等からの要請を踏まえて、必要な改修・改善に取り組みます。</p>	都市計画課 土木課

#### ②わかりやすい案内表示の整備推進

取り組み内容	担当課
<p>障がい者が必要な情報を広い空間の中から読みとることができるよう、多様な障害の特性を踏まえて、公共施設等の案内表示について、その位置や高さ、向き、標記のデザイン等の検証を行い、障がい者にわかりやすい案内表示となるよう必要な整備を進めます。</p>	全庁

#### ③外出時の同行支援の推進

取り組み内容	担当課
<p>障害福祉サービスの同行援護、行動援護及び重度訪問介護といった、外出・移動等の際にヘルパーによる支援が受けられるサービスの利活用を進めます。</p> <p>また、移動支援事業により屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行なうヘルパーの派遣を継続します。</p>	福祉課

#### ④自動車運転免許取得・自動車改造支援の推進

取り組み内容	担当課
<p>障がい者の社会活動への参加を促進するために、自動車運転免許の取得や自動車の改造にかかる費用の一部助成を継続します。</p>	福祉課

## (2) 住環境の整備推進

### 【現状・課題】

- 町営住宅の空部屋待ちの抽選において、障がい者を優遇申込者として実施しており、平成 28 年度に 1 世帯(全入居世帯 8 世帯)が入居しました。また、平成 27 年度には、砂辺住宅建替えに伴う優先入居枠(母子父子世帯や生活保護世帯など、障がい者のいる世帯以外も含む)を 10 世帯設けたことで、障がい者のいる世帯の入居がありました。
- グループホームが平成 29 年 11 月に初めて町内に整備(定員 6 人)されました。今後も障がい者の多様な住まい方を進めるために、引き続き住まいの確保に努める必要があります。また、今後は精神科医療機関からの退院促進を図る観点から、地域移行に際し住居の確保も課題となってくると思われ、グループホームの確保とともに、一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居のための支援が必要になることが想定されます。
- 在宅生活の自立を支援するため、地域生活支援事業の日常生活用具給付事業による小規模住宅改修を促進しているほか、多様な日常生活用具の給付等行っています。

### ▶アンケート調査より

- 約 8 割の障がい者が現在の住まいに住み続けたいと答えていますが、その内の 19.6%が住み続けるのは困難と答えており、その理由として「住宅が老朽化しているから」が 42.5%と最も高く、次に「段差があるなど住むのに適していない」が 25.7%、「家賃やローンの支払が苦しいなど経済的な理由」が 16.8%、「住宅が狭く、介助されるのに適していないから」が 10.6%となります。
- 特に早めに取り組んでほしいことでは、「障害に対応した住居を整備してほしい」が 10.8%、「グループホームを増やしてほしい」が 7.5%となっています。

### 【今後の取り組み】

#### 基本方針

障がい者が地域で安心して暮らしていく上で、心身の負担が少ない快適な住環境を整えることが重要であり、在宅での自立生活を支援するために、住宅改修費や日常生活の自立を支援する用具の給付等を行います。また、町営住宅等における障がい者の住居の確保に取り組みます。

①障がい者の入居に配慮した町営住宅の確保推進

取り組み内容	担当課
町営住宅の空き部屋待ちの抽選において、障がい者を優遇申込者として実施します。	都市計画課

②住環境の改善に関する支援の推進

取り組み内容	担当課
障がい者の住まいができるだけ安全で快適に暮らせる場となるよう、日常生活用具給付等事業による自立生活支援用具や居宅生活動作補助用具(住宅改修費)等の周知と利用促進を図ります。	福祉課

③グループホームの確保推進

取り組み内容	担当課
障がい者が共同で自立生活を送ることができる住まいとして、関係機関やサービス事業所等と連携を図り、グループホームの更なる確保に取り組めます。	福祉課

④住居入居支援の推進

取り組み内容	担当課
賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等については、障害者相談支援事業において、住居入居の支援を行います。	福祉課

## 2. 社会参加・就労支援の推進

### (1) 交流・スポーツ・学習活動等の推進

#### 【現状・課題】

- 家族間交流については、地域活動支援センターにおいて家族会を開いています。また、障害福祉サービス事業所でも家族交流を図っている事業所があります。
- 町身体障害者協会では、会員同士の親睦を図るための交流活動や講座等の開催などを行っています。また、沖縄県身体障害者スポーツ大会に参加しており、参加促進を図るために、社会福祉協議会で参加を支援するボランティアを派遣しています。
- 町内のグループホーム入居者(高齢者施設)や就労支援施設の利用者が、毎年町民運動会(1回/年)に参加しており、平成25年度は「車いすレクダンス」、平成26年度以降は「ニュースポーツリレー」に参加しています。
- 地域活動支援センターでは、利用者の日頃の創作活動を支援するために、「こころの芸術・文化フェスティバル」(主催:沖縄県精神保健福祉会)への作品出展を行っています。また、就労継続支援事業所(B型)利用者の作陶展を町役場内の町民ギャラリーにおいて開催しています。
- 町立図書館には朗読室が設けられており、目の不自由な方や文字が読みづらい方のために、朗読サービスを行っています。また、カラー拡大読書器や読書用ルーペ(折りたたみ式拡大鏡)の利用及び録音資料を聞くことができます。

#### ▶アンケート調査より

- 特に早めに取り組んでほしいことでは「同じ障害のある人との交流の場をつくってほしいが」10.8%あります。また、障がい児の保護者の親子交流については、71.4%が「交流したい」と答えており、交流機会の創出を考えて行く必要があります。

#### 【今後の取り組み】

##### 基本方針

障がい者の交流・スポーツ・学習活動等様々な活動への参加は、生活の質の向上や自己実現につながるるとともに、障がい者の社会参加の促進と地域の障がい者に対する理解と認識を深めることから、そうした活動への支援及び地域の行事等に参加しやすい環境づくりを進めます。

#### ①スポーツ活動支援の推進

取り組み内容	担当課
障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、沖縄県身体障害者スポーツ大会への参加や町民運動会への参加促進を図るとともに、必要に応じて、参加のための支援を関係機関や事業所等と連携して進めます。	社会教育課 福祉課

## ②学習・文化・芸術活動等支援の推進

取り組み内容	担当課
地域活動支援センター利用者の芸術活動及び作品出展について必要な支援に努めます。	福祉課
ちやたんニライセンター等における講座開催の情報をホームページ等により広く周知を図り、障がい者の参加にあたっては必要な配慮に努めます。	生涯学習プラザ

## ③図書館利用の推進

取り組み内容	担当課
生涯学習の観点から、視覚障がい者の町立図書館活用の促進に向けて、朗読室における朗読サービスの提供や拡大読書器等の設置を継続します。また、視覚障がい者等のニーズを踏まえた上で、必要な点字図書・録音図書等の充実を図ります。	町立図書館

## ④障がい者福祉団体の活動支援

取り組み内容	担当課
町身体障害者協会等障がい者団体の活動の継続・発展につながるよう、活動費補助の支援を行なうとともに、広報等により身体障害者協会の活動の周知や新規加入への案内等を行います。	福祉課

## ⑤行事等への参加支援

取り組み内容	担当課
障がい者が地域の行事や活動等に参加しやすいよう、必要に応じて障害福祉サービス(同行援護、行動援護等)や地域生活支援事業(手話通訳者等の派遣、移動支援事業)等のサービス利用を促します。	福祉課
行事等開催の場における障がい者の受け入れについて、バリアフリーやわかりやすい案内表示の設置等物理的な配慮のほか、他の参加者への理解啓発、支援ボランティアの確保等の配慮について、行事等を開催する関係者への理解促進に取り組みます。	

## ⑥親子交流機会の創出支援

取り組み内容	担当課
障害のある子の保護者が集まり、互いの悩みを共有することや、情報交換等ができるよう、地域の関係機関・団体等と連携し、保護者主体の親子交流の機会が創出されるよう取り組みます。	福祉課

## (2) 就労支援の推進

### 【現状・課題】

- 就労移行支援事業所から一般企業への就労促進に向けて、就労移行支援事業所等と連携して取り組んでいますが、受け入れ先を確保するのが難しい状況があります。また、一旦は就労したものの、職場定着が難しいケースがあります。なお、障害者総合支援法の改正により、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、新たに「就労定着支援」が創設されました。今後、当該サービスの提供に努める必要があります。
- 働く意欲はあるものの一般就労が困難な障がい者は多く、その受け皿として就労継続支援事業所(A型・B型)が増えてきています。
- 「障害者優先調達推進法」の施行により、「北谷町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を作成し、この方針に基づき、障害者就労支援施設等から事務用品、苗、米などの物品購入、選挙の看板設置の役務などを調達しています。
- 町の行政職においては、障がい者を対象とした職員採用選考試験を実施していますが、平成29年度の町長部局の障がい者雇用率は2.16%、教育委員会の雇用率は1.81%(\*法定雇用率2.3%)で、いずれも法定雇用率に達していません。平成30年度には2名の採用が決定されており、今後も法定雇用率を達成することも含め、障がい者の採用について計画的に継続していく必要があります。また、障がい者が働きやすい職場環境、業務分担も含めて業務における合理的配慮にも努める必要があります。

### ▶アンケート調査より

- 現在就労している障がい者は38.4%ですが、今後(今後とも)働きたいと考えている障がい者は51.3%を占めます。働いている障がい者の就労形態は「就労継続支援事業所」が39.9%、「非正規職員(パート・アルバイト含む)」が22.9%、「正規職員」が19.0%となります。
- 就労している障がい者で、仕事をする上で困っていることは、「精神的な負担が大きい」が18.3%と最も高く、次に「給与・工賃などの収入が少ない」が17.6%となります。また、「困っていることに対し相談や援助をしてくれる人がいない」ことで悩んでいる障がい者が4.6%います。
- 特に早めに取り組んでほしいことでは、「一般企業で働くことが難しいので、就労支援事業所を増やしてほしい」が12.1%、「一般企業で働くことができるよう、訓練する場所や支援を強化してほしい」が10.8%となります。

---

### ※法定雇用率

障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる共生社会実現の理念の下、すべての事業主に対し一定割合以上の障がい者の雇用を義務付けるもの。平成30年4月1日より法定雇用率が引き上げられ、民間企業：2.2%、国・地方公共団体：2.5%となる。

## 【今後の取り組み】

### 基本方針

障がい者が働くことを通して経済的な自立を促し、生きがいを持ち社会参加につながるよう、一般就労への移行促進と就労定着のための支援を行います。また、一般就労が困難な障がい者について福祉的就労の場の確保を進めるとともに、障害者就労施設等から物品等との優先調達を推進します。

#### ①一般就労移行・定着促進

取り組み内容	担当課
就労支援サービスから一般就労への移行を促進するため、就労支援サービス事業所や関係機関との連携により、企業に対する施設外就労(実習)の情報提供や受け入れ促進に取り組みます。 また、町商工会や町内事業所等と連携し、企業における障害についての理解促進と障がい者雇用に関する啓発活動を行います。	福祉課 商工観光課
職場定着率の向上を図るために、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、ケースに応じて新たに創設された「就労定着支援」を提供し、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間に渡り行います。	福祉課

#### ②就労継続支援の推進

取り組み内容	担当課
一般就労が困難な障がい者の就労の場を提供していくために、就労継続支援事業所(A型・B型)の周知と利用促進を図るとともに、ニーズに応じた就労継続支援事業所の確保に取り組みます。	福祉課

#### ③障害者優先調達推進

取り組み内容	担当課
「北谷町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労支援施設等からの物品購入や役務の優先調達を更に推進します。また、毎年度の調達実績について、ホームページ等での公表を継続します。 地域においても、障害者就労支援施設等から物品等の優先調達が図られるよう、町内障害者就労支援施設等が提供できる物品等の情報を地域に広く周知するために、就労支援施設等と連携した効果的な情報提供に取り組みます。	福祉課

#### ④町行政職の障がい者法定雇用率の維持

取り組み内容	担当課
町及び町教育委員会で障がい者を対象とした職員採用試験の実施を継続し、法定雇用率の維持に取り組みます。また、障害のある職員が働きやすいよう、その能力と適正に応じた業務分担と環境整備に努めます。	総務課 教育総務課

---

## 基本目標3 自立基盤の整備

---

### 1. 保健・医療の充実

#### (1) 乳幼児期の健康づくりと障害等の早期発見・早期支援

##### 【現状・課題】

- 安心・安全な出産が迎えられるよう、全ての妊婦に対して親子健康手帳交付時に面接を行い、母体の健康管理について必要な相談・指導等を行っています。
- 未熟児(低出生体重児や出生時の身体機能が未熟な乳児)については、何らかの障害を残す可能性があり、保健師が家庭を訪問し成長発達等について必要な支援を行っています。
- 乳幼児の異物誤飲、風呂場等での溺水、転落、熱傷等の事故防止について、育児学級などで保護者への注意喚起や応急手当の知識の普及に努めています。
- 感染症については、疾患の重症化や合併等により後遺症として障害が残る可能性があります。その予防対策の一環として、予防接種法及び関係法令等に基づき予防接種を実施しており、接種率向上を図るため、未接種者への再通知や電話による接種勧奨、関係部署との連携による周知等も行っています。しかし、接種率は全国平均に比べて低く、接種率向上のための対策をさらに強化する必要があります。
- 乳幼児健康診査の受診率は、県平均と比べて低い状況が続いており、受診率の向上を図るために、保健師及び母子保健推進員等による家庭訪問等での受診勧奨を行っているほか、保育施設と連携した受診勧奨を行っています。
- 乳幼児健康診査では発達の確認も行い、保健師・臨床心理士による指導や相談を実施し、事後支援が必要な子については、保健師による発達状況の確認及び保護者の理解や受容段階等に応じて、健診事後教室、心理相談、療育グループ(育ちの支援センターいっぼ)、医療機関等へ繋ぐなど早期支援に努めています。今後は、事後支援の対象となる子の基準を明確化したマニュアル等の作成が必要となっています。一方、保護者の子どもの発達についての理解や受容状況により、適切な時期に必要な支援につなぐことが難しいケースがあります。
- 乳幼児健康診査の事後支援として、発達が気になる子などについて経過観察を行うとともに、親が子どもの発達や特性について学び、必要な支援が受けられるよう健診事後教室を月1回実施しています。1回の参加は親子10組前後となっていますが、対象となる子が多いことから、受け入れの拡大が課題となっています。また、療育グループや親子通園を実施している事業所等が少ないため、教室終了後の繋ぎ先の確保も困難な状況です。
- 平成25年12月に「北谷町育ちの支援センターいっぼ」を開所し、発達が気になる0歳～就学前の子とその保護者を対象として療育グループ事業、発達・育児相談、発達や子育てについての情報提供、保護者同士の交流支援等を行っています。療育グループ事業ではクラスが年少組(1～3歳)と年中組(4～5歳)があり、利用はそれぞれ親子5組以内となっており、これ以上増やすことが困難な状況です。

- 発達支援体制の充実強化については、平成 27 年 11 月に関係課（福祉課、子ども家庭課、保健衛生課、学校教育課）を構成員として、発達障害支援担当者会議を立ち上げ、発達支援体制の充実について協議を行っています。

## 【今後の取り組み】

### 基本方針

乳幼児の健やかな発育・発達を支援するために、妊婦への保健指導等を行うとともに、未熟児訪問指導や乳幼児の事故防止、予防接種率の向上に取り組みます。また、乳幼児健康診査において、乳幼児の疾病や発育・発達の遅れを早期に発見し、関係機関と連携した早期の治療・療育により、障害の予防や軽減に向けた取り組みの充実を図ります。

#### ①妊婦の健康づくり推進

取り組み内容	担当課
安心・安全な出産が迎えられるよう、引き続き全ての妊婦に対して親子健康手帳交付時に面接を行い、母体の健康管理について必要な相談・助言・指導等を行います。また、支援の必要な妊婦については、継続した支援を行います。	子ども家庭課 保健衛生課

#### ②未熟児訪問指導の推進

取り組み内容	担当課
未熟児について、疾病や障害等の早期発見に努めるとともに、発育発達、栄養、生活環境等について必要な支援等を行うために、保健師等による未熟児訪問指導を行います。	保健衛生課

#### ③乳幼児の事故防止の推進

取り組み内容	担当課
乳幼児の誤飲や風呂場での溺水などの事故防止について、育児学級などで保護者への注意喚起や応急手当の知識の普及に取り組みます。	子ども家庭課

#### ④予防接種率の向上

取り組み内容	担当課
予防接種の重要性について啓発を強めるとともに、保育所、幼稚園等と連携した接種勧奨を行うなど接種率の向上に取り組みます。	保健衛生課
就学時健診で引き続き予防接種の確認を行い、未接種の児については接種勧奨を行います。	学校教育課

### ⑤乳幼児健康診査の推進

取り組み内容	担当課
乳幼児の心身の状態や生活実態等を把握し、乳幼児の健康の維持・向上のために必要な支援につながるよう、乳幼児健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査の受診率の向上を図るために、電話や家庭訪問等による受診勧奨及び保育施設と連携した受診勧奨を行います。	子ども家庭課

### ⑥乳幼児健康診査後の支援の推進

取り組み内容	担当課
乳幼児健康診査時の発達相談等において健診後の支援が必要とされるケースについては、臨床心理士による発達検査や、保健師による保健指導における発達の経過観察、発達の遅れ等に対する保護者の受容の支援等を行い、保護者への情報提供及び相談・助言により適切な支援につなげます。 また、健診後の支援が必要となるケースの基準を明確化するためのマニュアル作成に取り組みます。	保健衛生課 子ども家庭課

### ⑦健診事後教室の推進

取り組み内容	担当課
乳幼児健康診査等で把握された、発達が気になる子や子育てに不安が強い親子に発達等に関する経過観察を行い、保護者と子どもの発達状況と支援内容の共有を図り、健やかな発達を支援するために、健診事後教室を実施します。また、関係機関と連携を取りながら、実施体制の維持・向上に取り組みます。	子ども家庭課

### ⑧育ちの支援センターの活動推進

取り組み内容	担当課
育ちの支援センターいっぽにおいて、発達が気になる就学前の子とその保護者を対象に、子どもの心身の発達を促すための療育グループ支援（親子参加型保育）を実施します。また、保育士や臨床心理士による発達・育児相談、発達や子育ての情報提供、保護者同士の交流支援、発達に関わる関係職種の研修等を実施します。 療育グループ支援については、関係機関等と連携し受け入れ人数の拡大について検討します。	子ども家庭課

### ⑨新サポートノート「えいぶる」の周知及び活用の推進

取り組み内容	担当課
関係者が成長発達が気になる子の情報を共有し、一貫した適切な支援につながるよう、発達の経過や医療機関・療育機関の利用状況等、どのように成長してきたかを記録する新サポートノート「えいぶる」（県が推奨）について、保護者への周知及び活用を推進します。	福祉課 子ども家庭課 保健衛生課 学校教育課

⑩発達障害支援担当者会議の推進

取り組み内容	担当課
発達支援を要する子について、本町における発達支援に係る課題や情報の共有化を図るとともに、今後の方向性や必要な体制づくりについて協議を行うために、関係課と連携した発達障害支援担当者会議を開催します。また、必要に応じて療育等関係者の参加を図ります。	福祉課

## (2) 障害の原因となる疾病の予防等の推進

### 【現状・課題】

- 生活習慣病の発症予防及び重症化予防を目的に、これまでも特定健康診査・特定保健指導等の充実に取り組んできましたが、依然として心臓機能障害、じん臓機能障害といった内部機能障害が増え続けています。これらの障害の要因は循環器疾患等によるものが多いことから、その基礎疾患となる高血圧、資質異常症、糖尿病などの生活習慣病について、さらなる対策の強化が必要となっています。
- 生活習慣病に着目した特定健康診査の受診率は徐々に高くなってきており、平成 28 年度では 34.4%となります。今後も受診率の向上に努める必要があります。
- 特定健康診査受診率向上対策として、未受診者への個別アプローチに力を入れているほか、ポスター・チラシ・電光掲示板、広報車等による周知広報、自治会等への協力依頼、町長による防災無線での受診勧奨(平成 27 年～)、町内医療機関への協力依頼(平成 27 年～)、休日健診の回数増(集団健診の約半分)、個別健診等を実施しています。
- 特定健康診査は、生活習慣病に着目した健診項目となっていますが、医師の指示が必要となる心電図検査については検査実績が少ないため、心原性脳梗塞の予防及び心疾患の早期発見を目的に、平成 28 年度より集団健診において 40 歳から 74 歳までの全受診者を対象に、心電図検査を導入(自己負担無料)しています。
- 特定健康診査の結果に基づく特定保健指導対象者に対し、保健師や管理栄養士等が対象者個々の状況に応じた保健指導を行っており、実施率は 60%を超えています。メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の割合は 30%を超えており、改善に向けた指導体制の充実が求められていますが、本業務を受託できる機関が少ないのが現状です。
- 特定保健指導の対象外でも、高血圧、脂質異常、糖代謝異常等の所見がある場合は、生活習慣病重症化予防事業の対象として、個別の保健指導を実施しています。
- 特定保健指導、生活習慣病重症化予防の保健指導に加え、特に動脈硬化、糖尿病、腎機能障害等のリスクが高いと判断される方については、これらの疾患の早期発見及び保健指導に役立てるために二次健診を実施しています。また、健康的な生活習慣確立のため、必要に応じて個別運動指導や栄養教室など実践的な指導も行っています。
- 生活習慣病重症化予防事業においては、糖尿病性腎症の発症及び重症化予防を重点課題とし、平成 29 年度より健診結果及び国保被保険者のレセプトを活用した支援対象者の管理台帳の整備、広域的な医療機関連携など体制の充実強化を図っています。

### ▶アンケート調査より

- 身体障害となった要因として、「生活習慣病(脳疾患、糖尿病、心臓病など)」が 38.7%と最も高く、生活習慣病の予防が大きな課題と言えます。

## 【今後の取り組み】

### 基本方針

生活習慣病により重大な疾病や障害を負うことがないように、特定健康診査の受診率の向上を図るとともに、健診結果に基づき住民一人ひとりが自らの健康状態を自覚し、必要な生活習慣の改善や医療を受けるよう、啓発・指導を強化するなど保健事業の充実を図り、疾病や障害の早期発見・重症化予防に取り組みます。

#### ①特定健康診査受診率向上対策の推進

取り組み内容	担当課
特定健康診査の受診率の向上を図るために、未受診者への個別アプローチに力を入れるほか、ポスター・チラシ等による広報啓発、自治会等への協力依頼、町内医療機関への協力依頼、休日健診や個別健診の実施等を継続して行います。	保健衛生課

#### ②特定保健指導の推進

取り組み内容	担当課
特定健康診査の結果に基づき保健師、管理栄養士等が対象者個々の状況に応じた保健指導を行なうほか、二次健診、栄養教室、個別運動指導事業への参加を促します。また、受診率向上対策とあわせて、特定保健指導の受け入れについても理解が進むよう、地域や関係機関等との連携を図ります。	保健衛生課

#### ③生活習慣病重症化予防の推進

取り組み内容	担当課
特定保健指導事業の対象とならない場合でも、生活習慣病のリスクが高い者について、対象者の個々の状況に応じた健康支援となるよう、保健指導に加えて二次健診、栄養教室、個別運動指導等の実施を継続して行います。特に糖尿病性腎症重症化予防事業においては、医療機関との連携強化を図るなど、取り組みの充実に努めます。また、健康診査の有所見者のみでなく、全ての町民が疾病の予防及び健康づくりを実践できるよう、健康づくり事業、健康に関する普及啓発にも取り組んでいきます。	保健衛生課

### (3) 精神保健福祉の推進

#### 【現状・課題】

- 精神障害に対応した相談支援は、町内の相談支援事業所に委託しています。
- 自殺予防週間(9月)及び自殺対策強化月間(3月)等に合わせ、役場町民ギャラリー、保健相談センターにおいて「こころの健康パネル展」を実施しています。また、地域で心理社会的問題や自殺の危険を抱えた人々に気づき、適切に支援する「ゲートキーパー」を養成するための講座も開催しています。
- 国の指針では、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保された、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指しています。これに伴い市町村では保健・福祉・医療関係者による協議の場を設置することが求められています。本町でも、精神障がい者について入退院を繰り返す者や医療受診につながらない者がいるなどの課題があり、こうした課題に対応していくため関係者による協議の場の設置が必要です。
- 一方、国・県では精神科医療機関入院者の退院促進を進めていることから、これに対応するため、町主催で「北谷町精神障がい者の医療・保健・福祉連携会議」を開催しており、精神障がい者の退院及び地域定着にかかる支援について協議を行っています。

#### ▶アンケート調査より

- アンケート調査では、障がい者が悩んでいることとして「自分の健康・病気の治療」、「収入や生活費」、「社会の障害への理解が十分ではなく、誤解や偏見がある」の割合が、身体、知的に比べて精神の割合が高く、地域生活のしづらさがうかがえます。

#### 【今後の取り組み】

##### 基本方針

精神障がい者への早期の適切な支援につながるよう、相談支援体制の充実を図ります。また、保健・福祉・医療等の関係機関と緊密な連携を図り、精神障がい者の日常生活の安定及び社会復帰を目指して、活動・訓練の場の提供等地域生活を支援するほか、精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

#### ①相談支援の充実

取り組み内容	担当課
精神障害に対応した地域の相談窓口の周知強化を図るとともに、関係機関と連携した相談支援体制の充実を図り、家族等と連携した早期の医療受診や日常生活及び社会生活の自立を支援します。	福祉課

## ②社会参加・社会復帰等の支援の推進

取り組み内容	担当課
精神障がい者が自宅に引きこもることなく、生活リズムを改善し社会参加・社会復帰等につながるよう、医療機関の精神デイケアやナイトケア、地域活動支援センター、就労継続支援事業所等の活動・訓練の場の紹介と利用促進を図ります。また、活動の場を提供する主体と連携し、利用者の様子を確認しながら必要な相談支援等を行います。	福祉課

## ③心の健康づくりと自殺予防の正しい知識の普及

取り組み内容	担当課
自殺予防週間や自殺対策強化月間における「こころの健康パネル展」や「ゲートキーパー養成講座」を継続開催し、自殺予防に関する町民への正しい知識の普及を図るとともに、いのちの大切さについて考える機会を提供します。	保健衛生課

## ④医療機関から地域生活への移行支援

取り組み内容	担当課
退院可能な精神障がい者の地域生活への移行においては、「北谷町精神障がい者の医療・保健・福祉連携会議」等を活用し、医療、保健、福祉等における多職種が連携した、地域生活支援体制を構築し安心して地域で暮らせる環境づくりを目指します。	福祉課

## ⑤関係者による協議の場の設置

取り組み内容	担当課
精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、保健・福祉・医療関係者による協議の場の設置に取り組みます。なお、設置までの間は「北谷町精神障がい者の医療・保健・福祉連携会議」を活用することとします。	福祉課

## 2. 保育・教育の充実

### (1) 特別支援保育の充実

#### 【現状・課題】

- 障害のある子や発達等が気になる子の保育を行なう特別支援保育は、公立保育所と私立の認可保育所で行っています。対象となる子には加配保育士を配置し支援を行っていますが、対象となる子の増加及び近年の深刻な保育士不足の状況により、特別支援保育の体制づくりができていない保育所があります。
- 特別支援保育を行っている保育所には、専門職による巡回指導があり、一人の児について年2回の指導を行っているほか、新規開設の保育園については全ての児に対する助言等行っています。また、特別支援保育の経験のある保育士が月1回各保育所を巡回し、保育士及び保護者への相談指導等を行っています。そのほか、町の臨床心理士が保育士からの相談に対応しています。
- 本町では<sup>\*</sup>保育所等訪問支援を利用する子(町外事業所を利用)が増えてきていますが、保育所等訪問支援は児童の発達にかかわる専門的スタッフが保育所等を訪問し、対象となる子への直接的な支援だけではなく、保育士等に対する間接的な支援を行うため、より適切で効果的な支援となっています。しかし、保護者や保育所等におけるサービスの認知度は低いため、周知を図りつつ、サービス提供体制を確保する必要があります。

#### 【今後の取り組み】

##### 基本方針

障害のある子や発達が気になる子が集団生活を通じて、発育・発達の向上が図られるよう、特別支援保育において、加配保育士を配置するほか、障害や発達に関する専門員等との連携などにより、保育士のスキル向上や相談支援体制の充実を図り、地域で安心して保育が受けられる環境づくりを目指します。

---

#### ※保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

### ①特別支援保育の充実

取り組み内容	担当課
<p>特別支援保育の対象となる子に適切な支援を行うために、加配保育士の確保に取り組みます。</p> <p>特別支援保育の対象となる子以外で、発達が気になる子についても、一人ひとりに応じた適切な支援となるよう、全ての職員が発達が気になる子の情報と支援のあり方について理解共有を図ります。</p> <p>特別支援保育における保育士等の知識と技能の向上を図るために、研修等の充実に取り組みます。また、専門職や特別支援保育の経験のある保育士による巡回指導を継続し、保育士や保護者への相談・指導等を行うほか、町の臨床心理士との連携を維持し、保育士からの相談に対応するなどにより健やかな成長を支援します。</p>	<p>子ども家庭課</p>

### ②保育所等訪問支援の推進

取り組み内容	担当課
<p>集団生活に不応適が生じている子に対する効果的な支援と保育士等への専門的な支援を行い、子どもの自信と保護者の安心感を高め、保育施設の安定した利用を促進するために、保育所等訪問支援サービスの利活用を推進します。また、ニーズに応じたサービス供給体制の確保に取り組みます。</p>	<p>福祉課</p>

## (2) 特別支援教育の充実

### 【現状・課題】

- 特別支援教育は全ての町立幼稚園、小中学校で行っており、特別な支援を要する幼児児童生徒一人ひとりについて、その特性に応じた適切な教育や支援を行うために、校内就学指導委員会を設置し、全ての教職員が共通理解のもとに必要な支援・指導に努めています。対象となる幼児児童生徒は年々増える傾向にあり、特に発達における支援を要する幼児児童生徒が増えています。
- 学校教育において一貫した支援を行うために、個別の「支援計画」及び「指導計画」を作成（幼稚園も同様）しています。個別の支援計画の作成率は95%を超え、完全実施に近づいています。
- 校内の関係者や関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口などの役割を担う特別支援教育コーディネーターを設置（幼稚園も同様）しています。また、特別な支援を要する幼児児童生徒の学校生活を支援するために、町から特別支援教育支援員を配置しています。しかし、年度初めに必要な人員が配置できず、人材が見つかり次第、補充している状況です。また、教員免許、看護師、ヘルパー等の資格保持者が望ましいものの、人材が集まらず、免許資格保持者が少ない状況です。
- 特別支援コーディネーター、特別支援教育支援員については、知識と技能の向上を図るために年4回の研修を行っていますが、そのほかの教職員への研修は行っていないため、今後研修の実施に努める必要があります。
- 現在は、専門職による巡回指導を実施しており（町立幼稚園1人、町立小中学校2人）、幼稚園は年に8回訪問し、教諭や保護者との面談を行っています。また、小中学校へは年に10回訪問し、教諭や保護者、特別支援教育支援員との面談を行っています。
- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の相互理解を深めるために、通常学級と特別支援学級との交流活動は常に行っています。今後は特別支援学校との交流活動も考えていく必要があります。
- 特別支援保育の対象児を幼稚園教育に円滑に移行させるため、町立幼稚園では保育施設に出向いて情報収集を行っています。
- また、小学校就学前に保育所等から気になる子児童の支援情報を提供してもらえるよう、平成29年1月より保幼小合同情報交換会（保育所、幼稚園、認定こども園、小学校が参加）を開催しています。一方、認可外保育施設や家庭保育の児童の情報把握ができていないため、今後は、町内の幼児教育にかかわる施設との共通理解と支援のための連携強化が必要です。
- 就学にあたっては、校内就学支援会議やケース会議（幼稚園職員も参加）を開くとともに、就学指導に関わる教諭と連携し、保護者への丁寧なガイダンスを行っています。また、教育委員会においても保護者の相談や就学指導の流れ等の説明を行っています。最終的には就学指導委員会で保護者と該当児の面談を経て判定されます。就学指導委員会に医師や保健師、臨床心理士が参加することにより、幼児期に支援を受けている児童の詳細も把握でき、適切な就学先決定や継続した支援が行えています。今後は就学指導委員会に就学以降の発達にも精通する臨床心理士等の配置を検討する必要があります。

○特別な支援を要する幼児児童生徒について、関係機関が連携した支援の充実が図られるよう、支援経過の把握や課題等を共有するとともに、支援の方向性等について協議を行なうために、平成27年より関係課（福祉課、子ども家庭課、保健衛生課、学校教育課）を構成員とした発達支援担当者会議を開催しています。今後も引き続き開催に努める必要があります。

○児童の放課後の健全育成を図るために、全ての町立小学校で放課後の空き教室を利用した放課後子ども教室を開いており、障害の有無を問わず希望する児童は全て受け入れています。また、町立放課後児童クラブが1箇所と、民間の放課後児童クラブ5箇所のうち3箇所で障害のある児童も受け入れています。

▶アンケート調査より

○保護者が望む子どもの教育については、「障害を持っていない子ども達に障害への理解を深めてほしい」が74.6%と最も高く、次に「能力や障害の状態に応じた指導を充実させてほしい」が65.1%、「教育関係者の障害への理解を深めてほしい」が54.0%、「専門機関との連携を深めてほしい」と「保護者からの相談に親身に対応してほしい」がそれぞれ50.8%と高くなっています。

【今後の取り組み】

**基本方針**

特別な支援を要する幼児児童生徒について、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行うための特別支援教育の充実を図ります。また、特別支援教育においては、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶことのできる\*インクルーシブ教育システムの構築を目指します。さらに、放課後における健全育成の場の拡充を進めます。

①保幼小等の連携推進

取り組み内容	担当課
<p>特別支援保育の児童を保育所から幼稚園教育に円滑に移行させるために、町立幼稚園では保育施設に出向いて対象となる児童の情報収集を行います。</p> <p>特別な支援を要する児童について、小学校就学前に保育所等から必要な情報を提供してもらうために、保幼小合同連絡会議の開催を継続します。</p> <p>また、認可外保育施設や家庭保育の児童の情報についても、事前に把握できるように、認可外保育施設や保健・福祉分野の関係者との連携強化に取り組みます。</p>	<p>学校教育課 子ども家庭課</p>

※インクルーシブ教育システム

障害のある児童生徒が、障害を理由に差別されることなく、障害のある子もない子も共に学ぶことのできる仕組みのことで、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなど、6つの項目が示されています。

## ②就学指導の推進

取り組み内容	担当課
<p>特別な支援を要する幼児児童生徒の就学にあたっては、校内就学指導委員会やケース会議の開催及び就学指導委員会を開催し、保護者との相互理解と信頼関係を深め、教育的ニーズに適した教育の場を助言するとともに、保護者の意向を尊重した教育支援(進路支援)を行います。</p> <p>就学指導委員会では、より適切な教育支援となるよう医師や保健師、臨床心理士等の専門職の参加を図ります。また、就学以降の支援の充実を図るために、発達にも精通した臨床心理士等の就学指導委員会への配置に取り組みます。</p>	学校教育課

## ③特別支援教育の充実

取り組み内容	担当課
<p>特別な支援を要する幼児児童生徒一人ひとりについて、教育的ニーズに応じた教育や支援を全ての教職員の共通理解のもとで、組織的・計画的に進めるために、校内就学指導委員会の設置と個別の支援計画、指導計画の作成を行います。</p> <p>また、各学校で特別支援教育コーディネーターを指名し、校内関係者や保護者及び外部の専門家等との連携を図り、適切な支援につなげます。</p> <p>さらに、児童生徒一人ひとりの能力・適性に応じた教育が効果的に行えるよう、特別支援学級を設置するほか、幼稚園や学校での生活を支援するために特別支援教育支援員を配置します。</p> <p>そのほか、外部の専門家等による巡回指導等を通して、学校関係者や保護者への相談指導等を行うなど、教育的支援の充実を図ります。</p>	学校教育課

## ④学校関係者の知識と技能の向上

取り組み内容	担当課
<p>特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の知識と技能の向上を図るために、必要な研修会等を開催します。また、そのほかの教職員に対する研修体制の構築に取り組みます。</p>	学校教育課

## ⑤障害への理解を深める教育の推進

取り組み内容	担当課
<p>障害のある子と障害のない子がともに学ぶ教育環境を推進するため、常に通常学級と特別支援学級との交流活動を行うとともに、児童生徒が障害を身近に感じ、自ら考えていけるような指導・教育を展開します。また、特別支援学校と町立小中学校との交流に取り組むなど、インクルーシブ教育の理念の普及、相互理解の深化や共生社会の形成に向けた実践力の育成に取り組みます。</p>	学校教育課

⑥学校等施設の整備推進

取り組み内容	担当課
特別な支援を要する幼児児童生徒が安心して充実した幼稚園生活・学校生活を送れるよう、今後も、必要に応じて町立の幼稚園及び小・中学校施設の設備・備品等について、適切な整備・改善を進めます。	教育総務課

⑦放課後子ども教室の推進

取り組み内容	担当課
障害の有無に関わりなく全ての児童を対象とした、放課後子ども教室を引き続き実施します。	社会教育課

⑧放課後児童クラブの推進

取り組み内容	担当課
放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れにより放課後の健全育成を図ります。また、受け入れを行っていない民間の放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れることへの理解と体制づくりを促すとともに、個々の放課後児童クラブの実情に配慮しながら、受入れが可能な施設の拡充に取り組みます。	子ども家庭課

⑨保育所等訪問支援の充実

取り組み内容	担当課
保育所等訪問支援サービスを活用し、集団生活に不適応が生じている幼児児童生徒等に対する効果的な支援と幼稚園・学校関係者への専門的支援を行うことで、子どもの自信と保護者の安心感を高めます。また、サービス利用促進のため事業所の確保に努めます。	福祉課

### 3. 自立生活支援サービスの推進

#### (1) 障害福祉サービスの充実

##### 【現状・課題】

- 障害福祉サービスについては、全体としてはサービスの周知が拡がり、利用者数及び事業所の数も増えてきており、今後も必要なサービスの量的確保に努める必要があります。また、サービスの質の向上を図るために、事業所の適正給付の検証と支援内容の評価に取り組む必要があります。なお、障害者総合支援法の改正により、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できようになるとともに、サービスの質の向上を図るために、施設・事業者に対して障害福祉サービス等の内容等を公表する制度が創設されました。
- 訪問系サービスでは、これまで「居宅介護」の利用者数が最も多く、かつ増加傾向にあります。一方、これまで「重度障害者等包括支援」の利用実績はありません。そのほかのサービスについては、利用者は微増若しくは横ばいで推進しています。なお、障害者総合支援法の改正により、「重度訪問介護」の訪問先が医療機関まで拡大されており、現サービス利用者への周知を図る必要があります。
- 日中活動系サービスでは、「就労継続支援(B型)」の利用者が最も多く、次に「生活介護」、「就労継続支援(A型)」が多く、いずれも利用者は増加傾向にあります。また、「就労移行支援」、「短期入所」、「自立訓練(生活訓練)」の利用者も増加の傾向にあります。一方、「自立訓練(機能訓練)」、「療養介護」の利用者は概ね横ばいで推移しています。なお、障害者総合支援法の改正により、通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう事業主、サービス事業者、医療機関等との連絡調整等の支援を行なう「就労定着支援」が新たに創設されました。
- 居住系サービスについては、「共同生活援助」の利用者は増える傾向にあるものの、これまで町内に事業所がありませんでしたが、平成29年11月に町内に1箇所整備(定員6人)されました。今後もサービスの確保を進める必要があります。「施設入所支援」については、入所者の地域生活への移行促進が国の方針として示されていることもあり、概ね横ばいで推移しています。なお、障害者総合支援法の改正により、施設等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者の地域生活を支援するために、新たに「自立生活援助」が創設されました。本町でも、ニーズに対応していけるようサービスの確保に努める必要があります。
- 「計画相談支援」については、サービス利用者の増に伴い年々増えてきており、今後も増えていくと見込んでいますが、サービス利用計画の作成が義務付けられていることから、利用計画作成状況を適時把握し、必要な対応に努める必要があります。「地域移行支援」、「地域定着支援」については、これまで、利用実績は少ない状況ですが、国の方針として福祉施設や医療機関から地域生活への移行を進めることから、今後はニーズが増えてくると考えられます。

○国の基本指針では、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活をさらに推進するために、相談、緊急時の対応等の必要な機能を備えた「地域生活支援拠点等」を市町村または障害福祉圏域内に整備することとしています。

▶アンケート調査より

○主な介助者の悩みとして「本人の将来の介助や暮らし」が41.7%と最も高く、障がい者自身も「将来の生活や介助」で悩んでいる割合が24.6%と3番目に高くなります。こうした地域の実情を勘案しながら、本町においても地域生活拠点等の整備に向けた取り組みを進める必要があります。

【今後の取り組み】

**基本方針**

障がい者が希望する生活の実現に向けて、在宅生活を支援するための障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、地域の実情に即したサービス提供体制の確保に取り組みます。また、障害者総合支援法の改正の内容と町の実情を勘案して、サービスの拡充に向けた取り組みを進めます。さらに、将来を見据えた拠点等の整備に取り組みます。

①訪問系サービスの充実

取り組み内容	担当課
<p>日常生活を営むのに支障のある障がい者の在宅生活を支援するために、障がい者のニーズを的確に把握し、在宅における介護や外出時の支援、行動に対する危険回避等必要な支援が受けられるよう、訪問系サービスの適切な確保を進めます。</p> <p>重度訪問介護については、医療機関への入院時も一定の利用が可能となるため、サービス提供について事業所や医療機関と必要な調整等を行います。</p>	福祉課

②日中活動系サービスの充実

取り組み内容	担当課
<p>障がい者が地域で自分らしく暮らしていくために、ニーズに応じた日中活動のサービスが選択できるよう、サービス事業所や障がい者支援施設及び医療機関等と連携し、介護、訓練、就労、療養等を提供する日中活動の場の確保を進めます。</p> <p>就労に関しては、一般就労に伴う生活面の課題に対応し、職場定着率を高めるために、「就労定着支援」の確保に取り組みます。</p>	福祉課

### ③居住系サービスの充実

取り組み内容	担当課
<p>自宅以外で、夜間や休日に日常生活の援助又は介護等が受けられる、共同生活の場及び入所施設の確保については、障がい者のニーズを的確に把握し、事業所や関係機関と連携して確保を進めます。</p> <p>また、障がい者支援施設やグループホーム等から、一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などの、地域生活を支援するための「自立生活援助」について、地域の実情を勘案した上で、適切な確保に取り組みます。</p>	福祉課

### ④計画相談支援・地域相談支援の推進

取り組み内容	担当課
<p>計画相談支援については、サービス利用者の増に対応していけるよう、サービス利用計画作成状況を適時把握し、必要に応じて事業所や関係機関と連携し、計画相談支援の適切な提供体制の確保に取り組みます。</p> <p>地域移行支援、地域定着支援については、精神科医療機関や施設から円滑な地域生活への移行と安定した地域生活が送れるよう、サービスの提供を進めるとともに、医療機関、障害者入所施設、相談支援事業所等における多職種が連携した支援を行います。</p>	福祉課

### ⑤サービスの質的向上の促進

取り組み内容	担当課
<p>サービス利用者一人ひとりのニーズに沿った適切なサービス提供を行うために、利用者の意向、障害の特性及びその他の事情を踏まえた個別支援計画を作成するとともに、その効果について継続して評価を行うことで、サービスの質的向上を図るよう事業所への指導等を行います。</p> <p>事業所職員のスキルアップやキャリアアップのための研修等が受けられる体制づくりを促すとともに、スキルアップのための研修等の開催や参加の促進を図ります。</p>	福祉課

### ⑥地域生活支援拠点等の整備検討

取り組み内容	担当課
<p>地域生活支援拠点等の整備については、地域の実情を勘案しながら、自立支援協議会等で拠点の機能や整備に関する検討を行います。</p>	福祉課

## (2) 障がい児支援の充実

### 【現状・課題】

- 障害児通所支援では、「放課後等デイサービス」の利用者が最も多く、かつ増加傾向にあります。また、「児童発達支援」の利用者も徐々に増える傾向にあります。サービス利用者の増に伴い「障害児相談支援」は年々増えてきており、今後も増えると見込んでいますが、サービス利用計画の作成が義務付けられていることから、利用計画作成状況を適時把握し、必要な対応に努める必要があります。「保育所等訪問支援」は町外の事業所を利用しており、保育所、幼稚園、小中学校を訪問していますが、今後更に増えることと予測されることから、町内事業所の確保に努める必要があります。
- 児童福祉法の改正により、重度の障害等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスとして「居宅訪問型児童発達支援」が新たに創設されました。このため、サービスの確保について検討する必要があります。
- 国の指針では、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築を図るために、中核的な施設となる児童発達支援センターの市町村設置に関する事項を示しており、設置のあり方について、検討していく必要があります。また、保育所等訪問支援が利用できる体制の構築、主に※重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置に関する事項を示しています。

### ▶アンケート調査より

- 医療的ケアを受けていると答えた保護者が4人(6.3%)います。回収率を考えると実際にはもう少し多いと思われそうですが、こうした、医療を必要とする状態にある障がい児の実情を踏まえた上で、適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携を図る必要があります。

### 【今後の取り組み】

#### 基本方針

障害のある子の健やかな育成のための発達支援を図るために、地域の実情に即した障害児通所支援等のサービス提供体制の確保に取り組みます。また、国の基本指針や児童福祉法の改正の内容と町の実情を勘案して、障がい児支援体制の拡充に向けた取り組みを進めます。

#### ※重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。さらに成人した重症心身障がい児を含めて重症心身障がい児(者)と呼ぶことに定めている。これは、医学的診断名ではなく、児童福祉での行政上の措置を行うための定義(呼び方)である。

### ①障がい児支援の拡充

取り組み内容	担当課
<p>通所により日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療等行なうために、障がい児のニーズに応じた障害児通所支援事業の確保と提供を推進します。</p> <p>また、新たに創設された「居宅訪問型児童発達支援」について、地域の障がい児のニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の確保に取り組みます。</p>	福祉課

### ②障害児通所支援の質の向上

取り組み内容	担当課
<p>サービス利用者一人ひとりのニーズに沿った適切なサービス提供を行うために、利用者の意向、障害の特性及びその他の事情を踏まえた個別支援計画を適時把握し、その効果について継続して評価を行うことで、サービスの質的向上を図るよう事業所への指導等を行います。</p> <p>障害児通所支援事業所についても、情報公表制度に基づき、サービス内容等の公表促進を積極的に働きかけます。</p>	福祉課

### ③児童発達支援センターの設置等推進

取り組み内容	担当課
<p>児童発達支援センターの設置については、町単独での設置は困難なため、近隣市町村と連携した圏域設置の方向で検討します。また、圏域設置が困難な場合は、児童発達支援センターが持つ機能の確保に取り組みます。</p>	福祉課

### ④主に重症心身障がい児を支援する通所支援事業所の確保推進

取り組み内容	担当課
<p>主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、町単独での確保は困難なため、近隣市町村と連携し圏域内での確保を目指します。</p>	福祉課

### ⑤医療的ケア児支援の充実

取り組み内容	担当課
<p>人工呼吸器を装着している障がい児及びその他の日常生活を営むために医療を必要とする状態にある障がい児が、心身の状況に応じた適切な保健・医療・福祉等の支援を受けられるよう、本町の医療的ケア児の実情を踏まえた上で、これらの支援を行なう関係機関等との連携体制の構築に取り組みます。また、そのための保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置します。</p>	福祉課

### (3) 医療費等経済的支援の推進

#### 【現状・課題】

- 障害者総合支援法のもと、心身の障害を軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するために公費負担を行う自立支援医療制度があります。対象となるのは育成医療(18歳未満)、更生医療(18歳以上)及び精神通院医療となります。
- 障がい者等の介護における経済的な負担軽減を図るために、特別児童扶養手当、特別障害者手当の支給手続きを行っています。また、重度心身障害者(児)医療費助成事業により、重度の心身障がい児者が医療機関を受診した場合の自己負担について助成を行っています。
- 障がい者等の日常生活の便宜を図るために、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具、排泄管理支援用具等の日常生活支援用具の給付を行っています。

#### 【今後の取り組み】

##### 基本方針

障がい者・障がい児の適切な医療受診と自立生活を支援するために、医療費等にかかる自己負担額の軽減を図るとともに、障害による特別な経済的負担を軽減するために手当の支給手続きを行います。

#### ①自立支援医療の推進

取り組み内容	担当課
自立支援医療制度に基づき、育成医療、更生医療、精神通院医療について、医療にかかる自己負担額の軽減を図るため、制度の周知と適切な利用を支援します。	福祉課

#### ②手当の支給推進

取り組み内容	担当課
重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別な負担の軽減の一助とするための特別障害者手当、障害児福祉手当の制度周知を図ります。	福祉課

#### ③重度心身障害者(児)医療費助成の推進

取り組み内容	担当課
重度心身障がい者の経済的負担を軽減するため、保険診療による医療費の自己負担分の助成を継続して行います。また、医療費支払いの負担軽減を図るために、県の動きに合わせて、自動償還払いの導入に取り組みます。	福祉課

#### ④日常生活用具給付事業の推進

取り組み内容	担当課
障がい者等の日常生活の便宜を図るために、必要な日常生活用具の給付を継続します。	福祉課

## (4) その他生活支援の推進

### 【現状・課題】

- 障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的に、日中一時支援事業として、町と契約した事業所による日中における障がい者の活動の場を提供しています。
- 創作活動、社会との交流等を行うことで、利用者に応じた社会参加の実現と地域生活支援の充実を図るために、地域活動支援センター事業(I型)を実施しています。事業は社会福祉法人に委託しており、利用定員は30人程度なっていますが、1日平均で12人～13人が利用しています。
- 社会適応支援事業として、社会生活に困難がある障がい者について、社会生活への適応性を高めるために、町と契約した事業所からヘルパーを派遣し支援しています。
- 介護給付費等の支給決定者以外の障がい者で、居宅における日常生活の支援が必要と認められる者に対し、町と契約した事業所からヘルパーが派遣され、一定期間の支援を行う生活サポート事業を実施しています。
- 重度身体障がい者等の急病又は事故等の緊急時に迅速な対応ができる、緊急通報システム事業を実施しています。
- ひとり暮らしの重度身体障がい者等の緊急連絡手段と安否の確認を行う事業として、福祉電話設置事業を実施しています。しかし、利用者は少数で新規利用もないため、事業継続の必要性を検討する必要があります。
- 身体障がい者・障がい児の失われた身体機能を補完・代替し、就労や日常生活の能率の向上などを図るために、補装具費の支給があります。補装具費については、障害者総合支援法の改正により支給範囲が拡大されました。

### 【今後の取り組み】

#### 基本方針

障がい者やその家族の希望する生活の実現に向けて、地域生活支援事業や町の福祉サービスの提供による自立生活の支援に取り組みます。

#### ①日中一時支援事業の推進

取り組み内容	担当課
障がい者等の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を図るために、障がい者等の日中における活動の場を継続して提供します。	福祉課

## ②地域活動支援センター運営の充実

取り組み内容	担当課
<p>創作活動、社会との交流等を行うことで、利用者に応じた社会参加の実現と地域生活支援の充実を図るために、地域活動支援センター事業を継続します。</p> <p>また、新規利用者の増を図るとともに、利用者一人ひとりの特性等に応じた支援を行い、必要に応じて就労や福祉サービスにつなげるなど、自立を促します。</p>	福祉課

## ③社会適応支援事業の継続検討

取り組み内容	担当課
<p>社会生活に困難のある障がい者の社会生活への適応性を高めるため、ガイドヘルパーの派遣を継続します。</p>	福祉課

## ④生活サポート事業の推進

取り組み内容	担当課
<p>介護給付等の支給決定者以外の障がい者の在宅生活を支援するために、ヘルパーの派遣を継続します。</p>	福祉課

## ⑤緊急通報システム事業の推進

取り組み内容	担当課
<p>ひとり暮らしの重度身体障がい者が安心して暮らせるよう、緊急時に迅速に対応できる緊急通報システム事業を継続します。</p>	福祉課

## ⑥福祉電話設置事業の継続検討

取り組み内容	担当課
<p>事業の効果や必要性の面から、事業継続について検討します。</p>	福祉課

## ⑦補装具費の支給推進

取り組み内容	担当課
<p>身体障がい者・身体障がい児の失われた身体機能を補完・代替し、身体障がい者の就労その他日常生活の能率の向上、及び身体障がい児の将来の自立を育成・助長するために、補装具の購入又は修理に要した費用を支給します。また、サービスの周知と適切な利用を支援します。</p> <p>平成30年度から成長に伴って短期間での交換が必要となる障がい児や障害の進行により短期間の利用が想定される場合及び仮合わせ前の試用等で、貸与の活用も可能となるため、対象となる障がい者等のいる世帯への周知を図ります。</p>	福祉課



## 第5章 計画の推進方策

---

### 1) 庁内計画推進体制の整備

本計画の施策は、保健、福祉、医療の分野に限らず、教育、雇用・就労、住環境、まちづくりなど、障がい者等の日常生活及び社会参加にかかわる様々な分野に及ぶことから、町の全ての部署に本計画の周知と啓発を行うとともに、障害福祉の担当課を中心に関係各課との連携を密にし、全庁的な計画推進体制を整えます。

### 2) 地域及び関係機関等との連携強化

本計画は行政が中心となって進めていく計画ですが、国、県との連携とともに計画に係わる全ての事業所をはじめ、医療機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、障がい者団体及び住民やボランティア等の理解、参画がなければ計画の成果を上げることは困難です。そのため、施策の効果的な推進を図るために、本計画について町広報誌やホームページ、パンフレット及び適切な機会を活用して、地域や関係機関等広く周知を図ります。そして、これらの多様な主体と連携を密にし、障がい者等が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるよう、北谷町地域自立支援推進協議会を活用し、支援ネットワーク体制の充実を図ります。また、近隣市町村とも広域的な調整を図られるよう連携を密にします。

### 3) 人材の確保推進

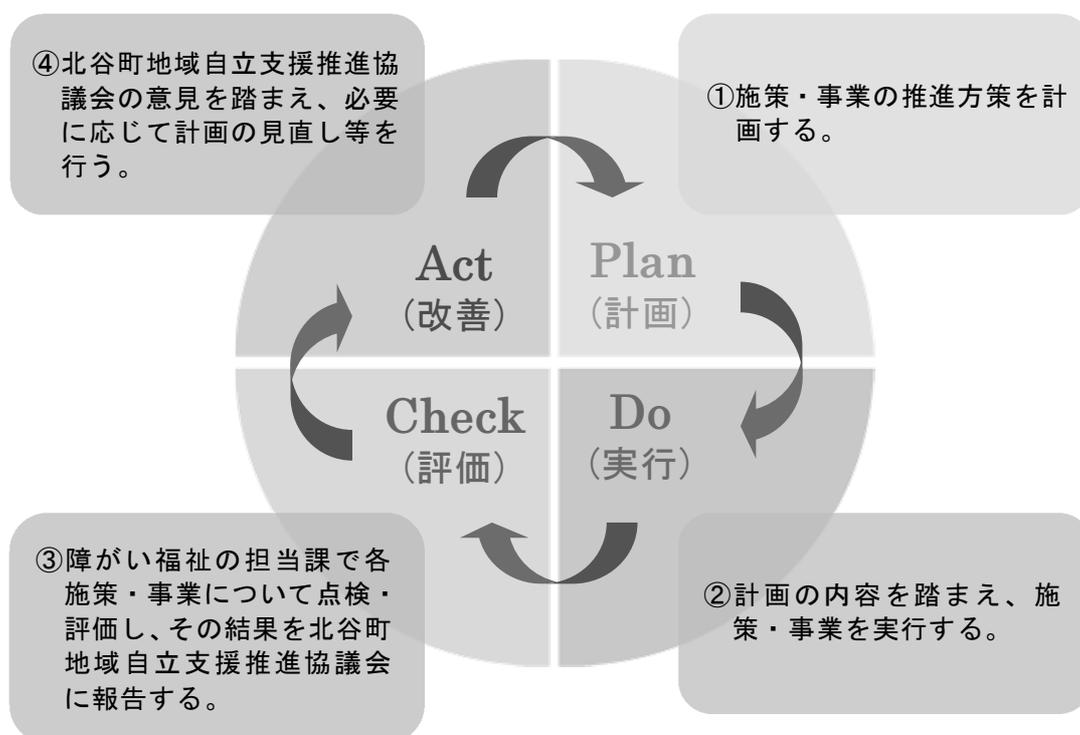
本計画では、相談支援体制の充実、特別な配慮を必要とする子の療育・保育・教育の充実、障害を予防するための保健活動の推進、権利擁護の推進及び障害福祉サービスや障害児通所支援の充実等多様な施策を掲げています。これらの取り組みにおいては相談支援員や臨床心理士、保育士や特別支援教育支援員、保健活動従事者、その他サービス提供等にかかる専門員等の人材確保が不可欠です。そのため、関係機関やサービス提供事業者等との連携、地域人材の活用などにより、必要となる人材の確保に取り組みます。また、国や県に対し、財政的支援とともに人材確保について要請していきます。

#### 4) 計画の点検・評価

本計画の推進にあたっては、取り組みの進捗管理が重要となります。また、障害者総合支援法(第88条の2)では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められた時は、計画を変更するなどその他の必要な措置を講じるとされています。そのため、「PDCAサイクル」を導入し、少なくとも年に1回は進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

そのためにも、「北谷町地域自立支援推進協議会」に点検・評価の結果について報告し、協議会の意見・提言を得て計画の推進に活かします。

(PDCAサイクルのプロセスのイメージ)



# 資料編



---

## 資料1 アンケート調査の主な結果について

---

### ■アンケート調査の実施

#### 1. 調査の目的

北谷町第4次障がい者計画の策定にあたり、障がい者・障がい児の生活状況やニーズ等、必要な基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

#### 2. 調査方法

調査票(アンケート)は郵送により配布・回収しました。

#### 3. 調査対象

##### ①障がい者（在宅）

- ・平成29年6月1日現在で、北谷町に住所を有し、障害者手帳の交付を受けている在宅の障がい者で、平成29年4月1日時点での年齢が18歳以上75歳未満の者全員を調査対象としました。

※調査結果を障害別(身体、知的、精神)に集計しやすいよう、調査にあたっては交付された手帳の種類ごとに、調査票の表紙の色を変えて行いました。その際、複数の手帳交付者については、身体障害者手帳を最優先とし、次に療育手帳としました。

##### ②障がい児（在宅）

- ・平成29年6月1日現在で、北谷町に住所を有し、障害者手帳の交付を受けている子及び手帳の交付はないが、障害児通所支援等のサービスを利用している在宅の子で、平成29年4月1日時点での年齢が18歳未満の子の保護者全員を調査対象としました。
- ・1世帯に複数の障害のある子(兄弟姉妹)がいる場合は、保護者の負担に配慮し、年齢が1番下の子について調査しました。

##### ③施設入所者

- ・平成29年8月14日現在で、施設に入所している者全員を対象としました。

#### 4. 調査票の配布・回収状況

障がい者については、調査票の配布数が全体で927件、回収数が398件で、回収率は42.9%となります。障害の種類別にみると、身体障害の回収率が47.5%と最も高く、次に知的障害の回収率が43.9%で、精神障害の回収率が35.0%と最も低くなります。

障がい児については、配布数が134件、回収数が63件で、回収率は47.0%となります。また、施設入所者の回収率は80.6%です。

	配布数	有効回収数	有効回収率
障がい者	927件	398件	42.9%
身体障害	480件	228件	47.5%
知的障害	123件	54件	43.9%
精神障害	294件	103件	35.0%
不明	30件	13件	43.3%
障がい児	134件	63件	47.0%
施設入所者	36件	29件	80.6%

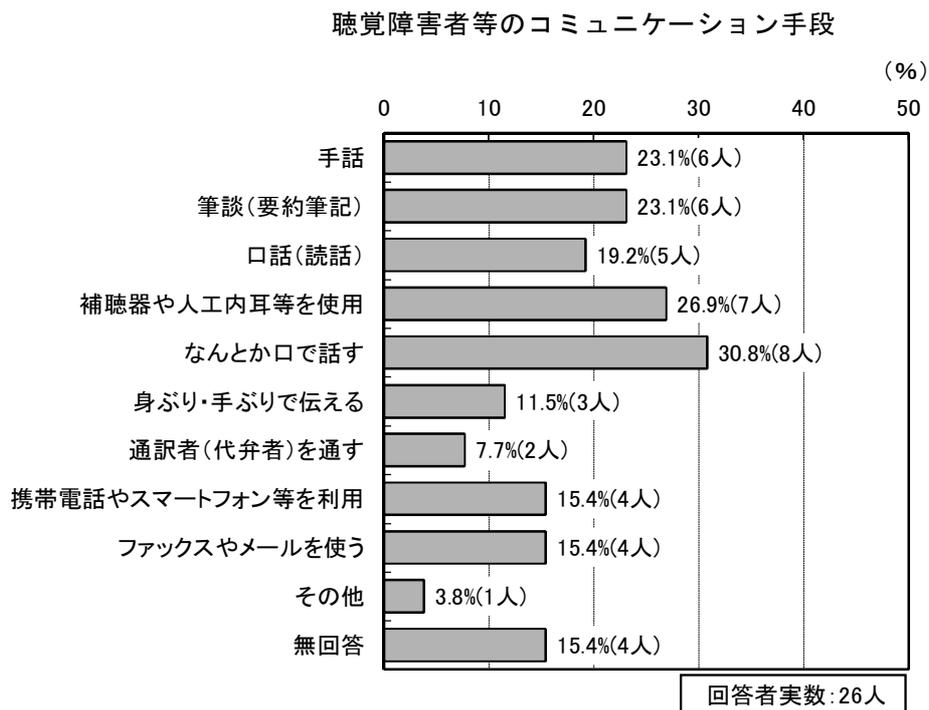
※不明は調査票発送時に、障害者手帳の種類が把握できなかった者。

## ■アンケート調査の主な結果

### 1) 障がい者調査結果

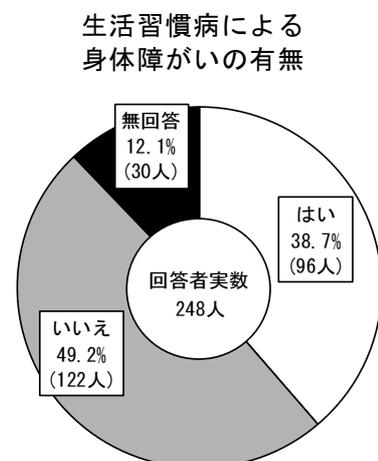
#### (1) 聴覚障害者等のコミュニケーション手段（複数回答）

前項で「聴覚障害」または「音声・言語・そしゃく機能障害」と答えた人のコミュニケーション手段については、「なんとか口で話す」が30.8%と最も高く、次に「補聴器や人工内耳等を使用」が26.9%、「手話」と「筆談（要約筆記）」がともに23.1%となる。



#### (2) 生活習慣病による身体障がいの有無

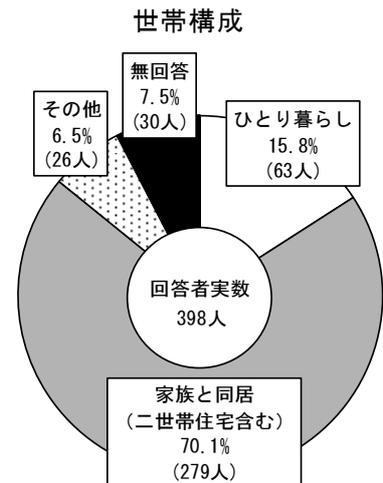
身体の障がいは、生活習慣病（脳疾患、糖尿病、心臓病など）によるものかについては、「はい」が38.7%と4割近くを占め、生活習慣病の予防が大きな課題であると言える。



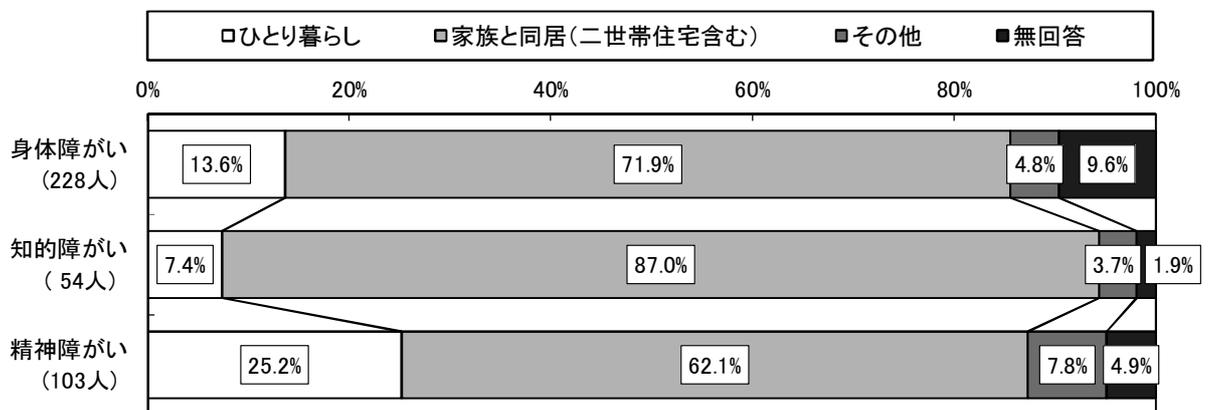
### (3) 世帯構成

世帯構成については、「家族と同居（二世帯住宅含む）」が70.1%と全体の7割を占め、次に「ひとり暮らし」が15.8%となる。

障がい別にみると、「ひとり暮らし」は「精神障がい」が25.2%と最も高く、次に「身体障がい」が13.6%となる。

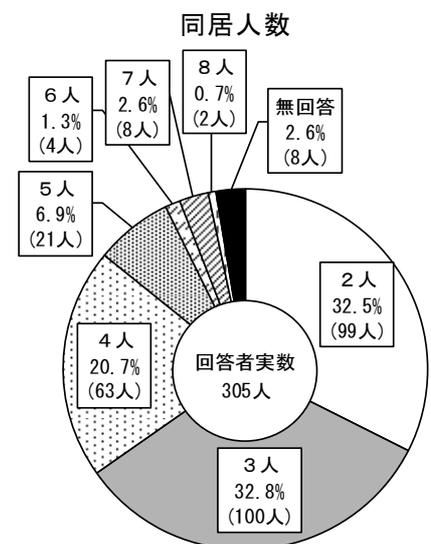


世帯構成（障がい別）



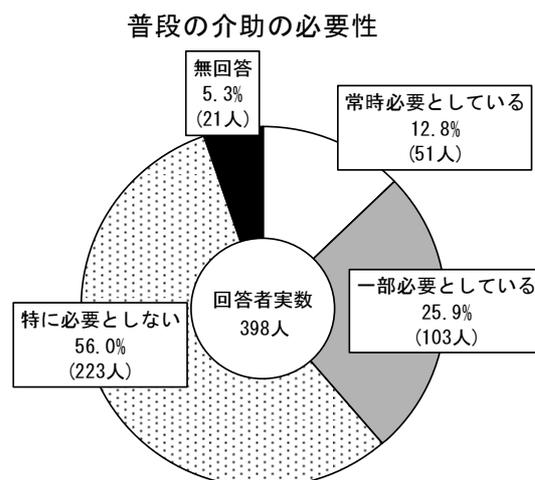
### (4) 同居人数

世帯構成で「家族と同居（二世帯住宅含む）」、または「その他」と答えた人の、本人を含む、同居者の人数については、「3人」が32.8%と最も高く、次に「2人」が32.5%で、合わせると「2人」から「3人」の少人数世帯が65.3%を占める。



### (5) 普段の介助の必要性

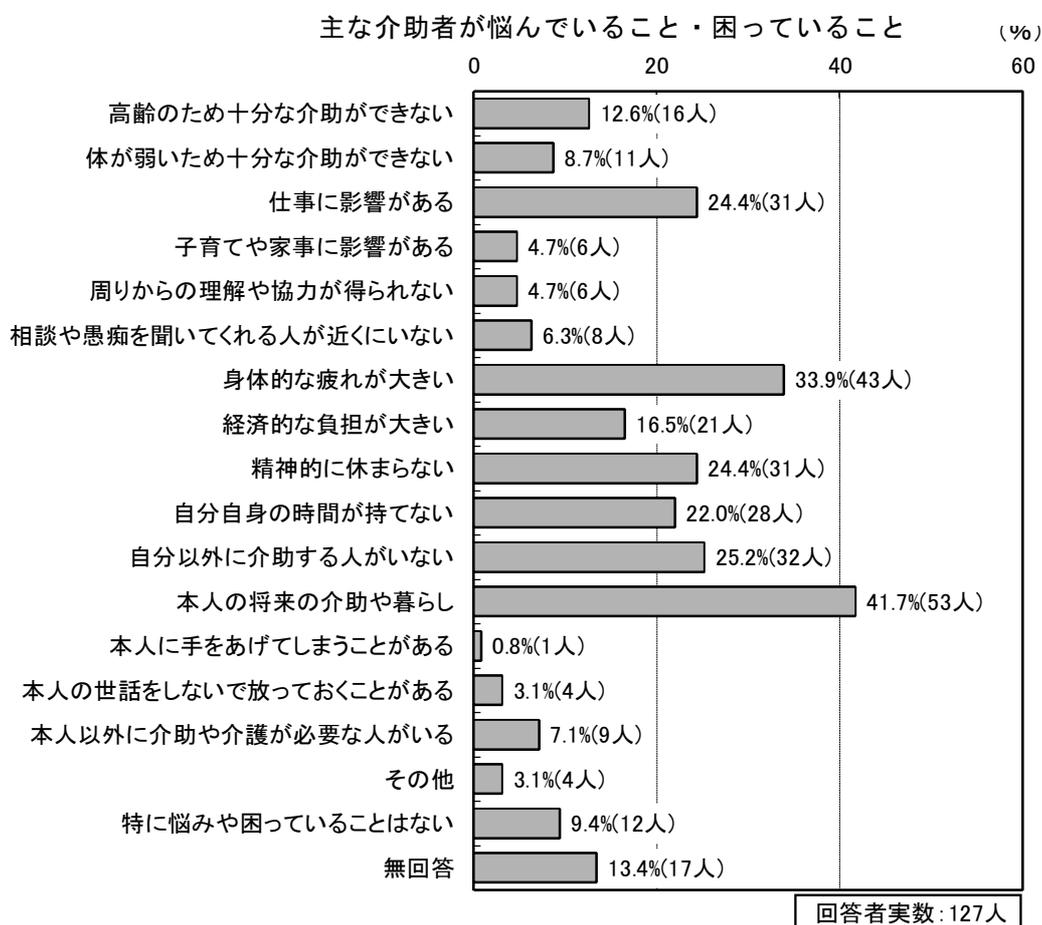
普段の生活における介助の必要性については、「特に必要としない」が56.0%と最も高く、次に「一部必要としている」が25.9%、「常時必要としている」が12.8%となる。



### (6) 主な介助者が悩んでいること・困っていること（複数回答）

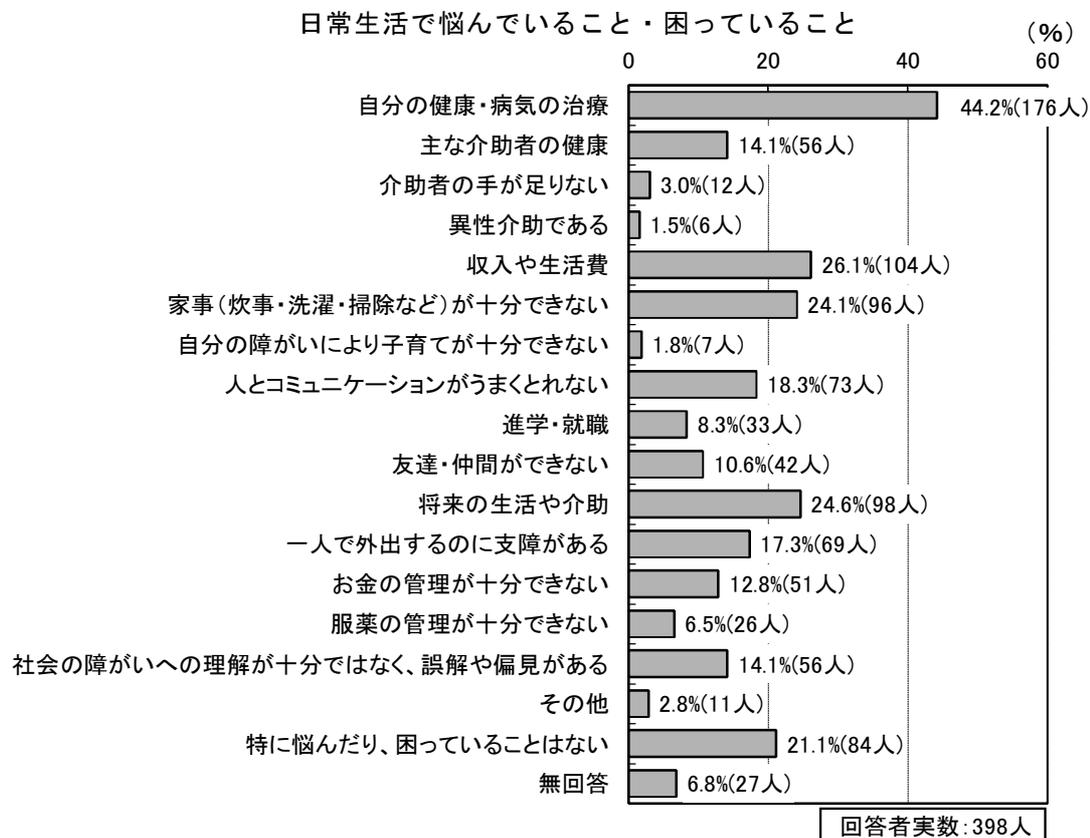
主な介助者が悩んでいること・困っていることについては、「本人の将来の介助や暮らし」が41.7%と最も高く、次に「身体的な疲れが大きい」が33.9%となる。また、「精神的に休まらない」「自分自身の時間が持てない」「仕事に影響がある」「自分以外に介助する人がいない」が各20%台と比較的高い。

一方、「本人に手をあげてしまうことがある」が0.8%、「本人の世話をしないで放っておくことがある」が3.1%あるが、介助等のストレスが直接本人に向けられている可能性があると考えられる。



### (7) 日常生活で悩んでいること・困っていること（複数回答）

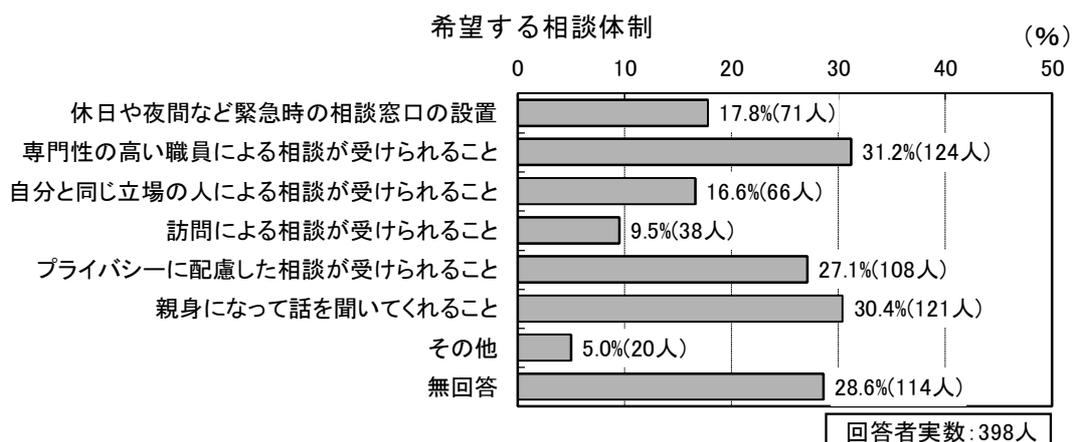
日常生活で悩んでいること・困っていることについては、「自分の健康・病気の治療」が44.2%と最も高い。次に「収入や生活費」が26.1%、「将来の生活や介助」が24.6%、「家事（炊事・洗濯・掃除など）が十分できない」が24.1%となる。



### (8) 希望する相談体制（複数回答）

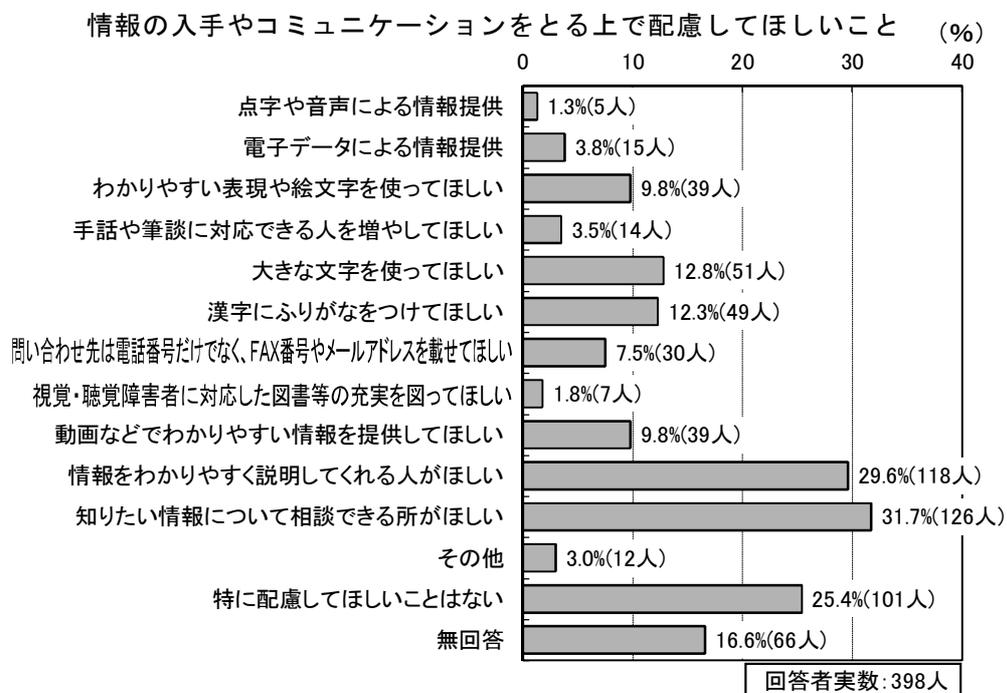
相談体制に望むことは、「専門性の高い職員による相談が受けられること」が31.2%と最も高く、次に「親身になって話を聞いてくれること」が30.4%、「プライバシーに配慮した相談が受けられること」が27.1%となる。

なお、「無回答」が28.6%と高いが、これについては、「家族・親族」に相談する障がい者が多く、専門員等に対する相談体制の希望は特にない者が多いと思われること、また、「特に相談するほどではない」や「誰にも相談したいと思わない」とする障がい者が含まれているためと考えられる。



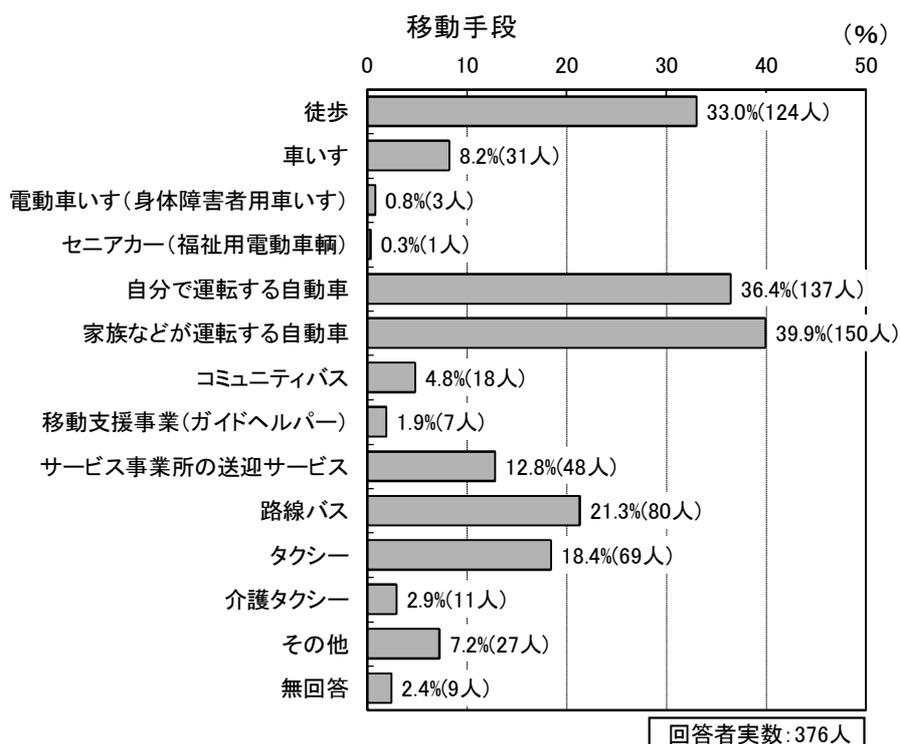
### (9) 情報の入手やコミュニケーションをとる上で配慮してほしいこと（複数回答）

情報の入手やコミュニケーションをとる上で配慮してほしいことについては、「知りたい情報について相談できる所がほしい」が31.7%と最も高く、次に「情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」が29.6%となる。以上の2つが特に配慮が必要なポイントとなる。また、「大きな文字を使ってほしい」「漢字にふりがなをつけてほしい」が各12%台となる。



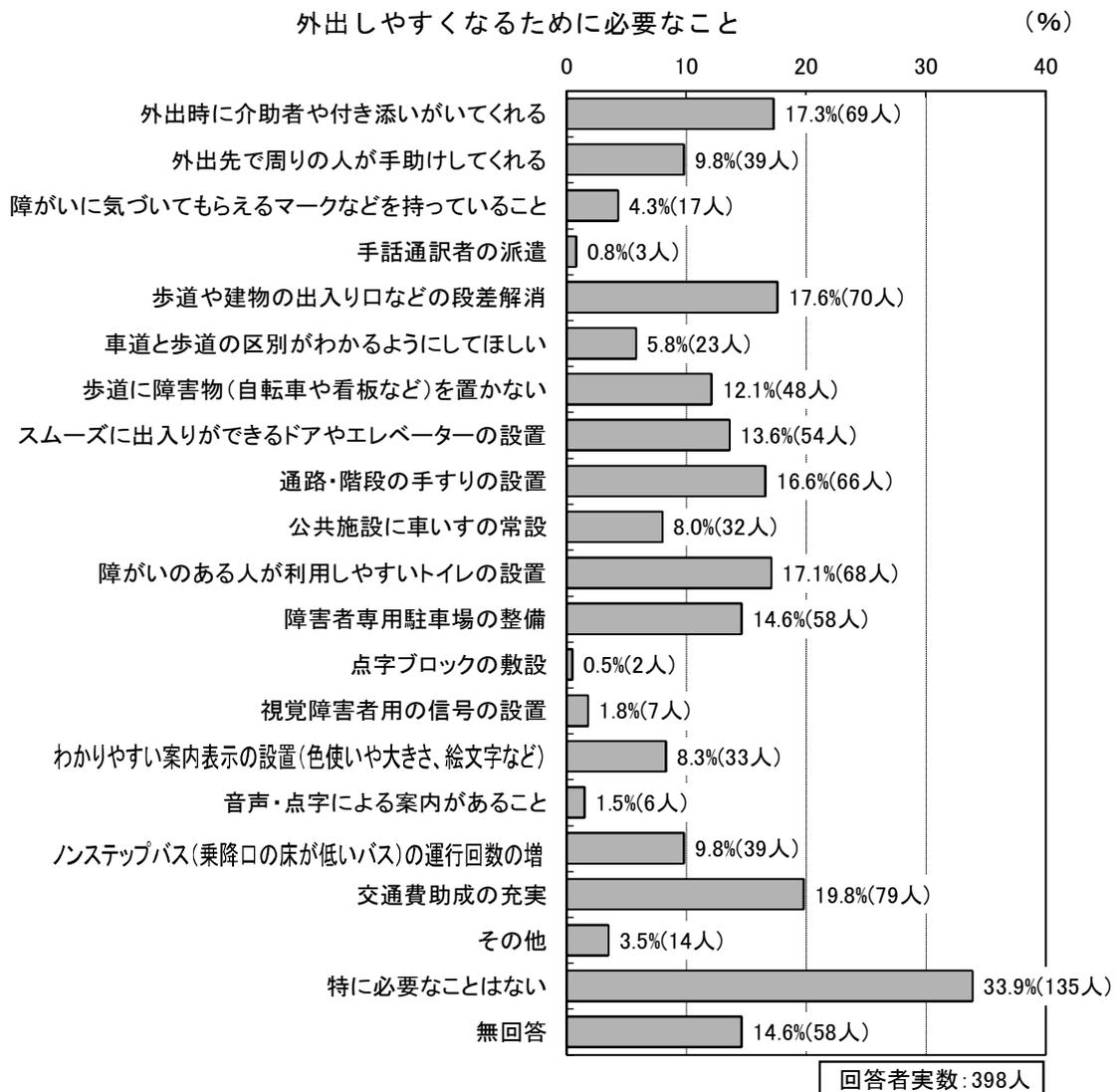
### (10) 外出する時の移動手段（複数回答）

外出する時の移動手段については、「家族などが運転する自動車」が39.9%と最も高く、次に「自分で運転する自動車」が36.4%となる。



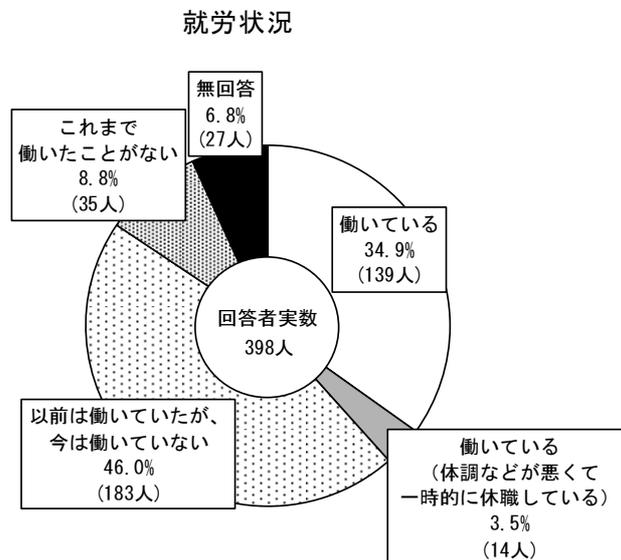
(11) 外出しやすくなるために必要なこと（複数回答）

外出しやすくなるために必要なことについては、「交通費助成の充実」が19.8%と最も高く、次に「歩道や建物の出入り口などの段差解消」が17.6%、「外出時に介助者や付き添いがいてくれる」が17.3%、「障がいのある人が利用しやすいトイレの設置」が17.1%となる。



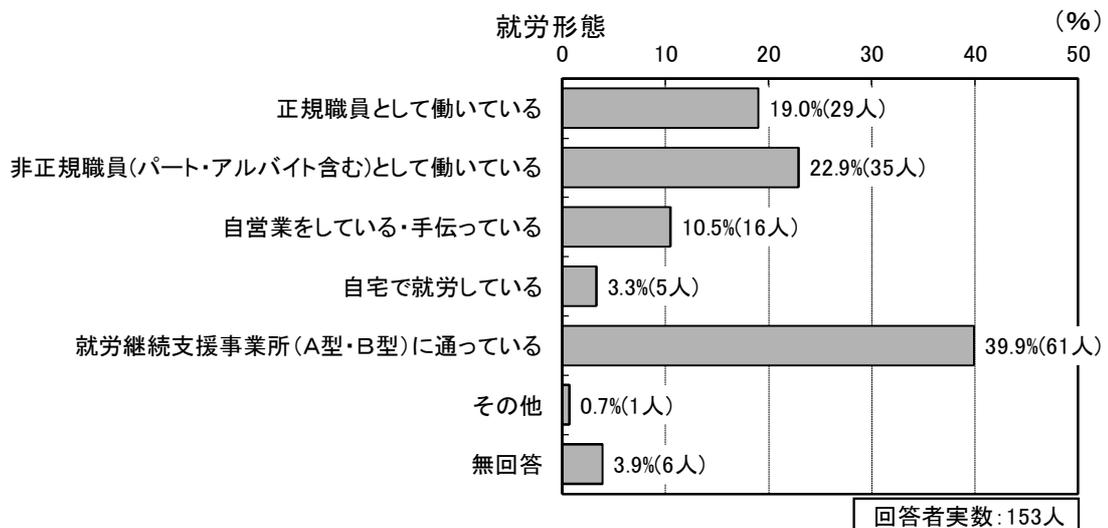
## (12) 就労状況

現在の就労状況については、「以前は働いていたが、今は働いていない」が46.0%と最も高い。次に「働いている」が34.9%で、「働いている（体調などが悪くて一時的に休職している）」の3.5%を合わせると38.4%が現在働いている。



## (13) 就労形態

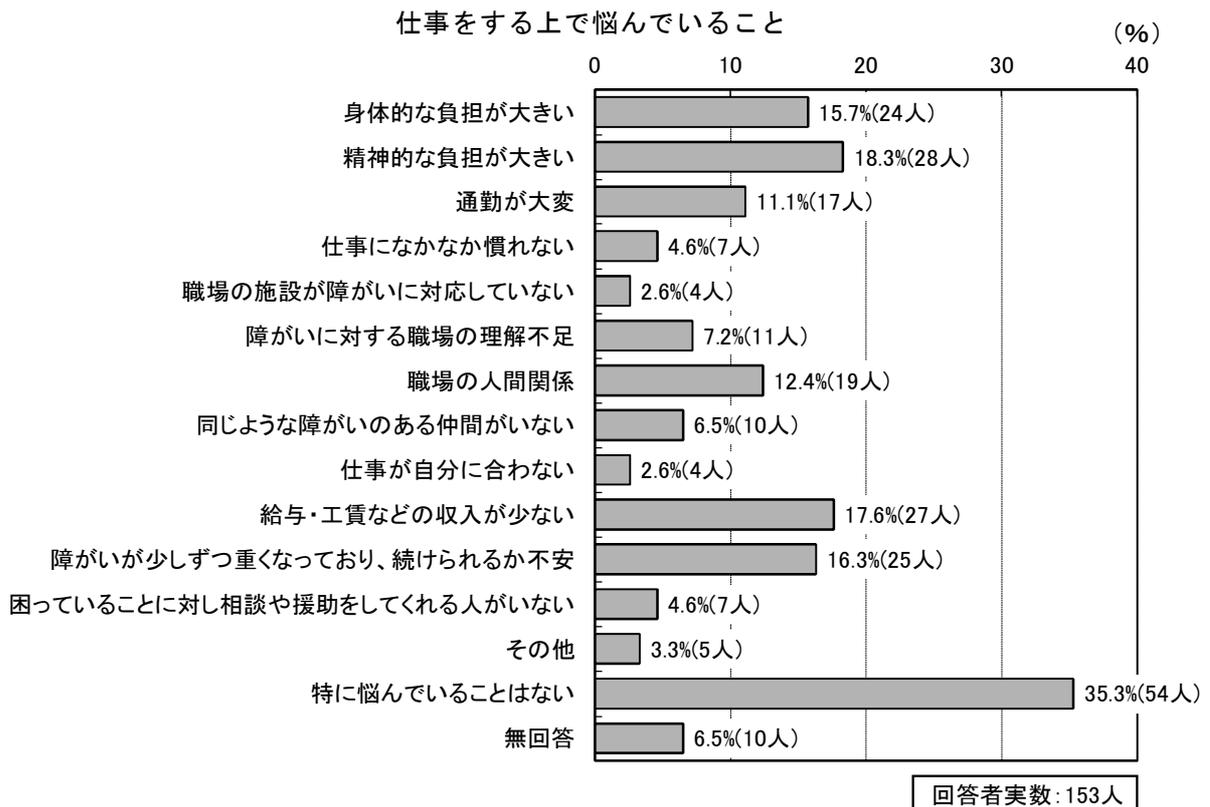
「働いている」または「働いている（体調などが悪くて一時的に休職している）」と答えた障がい者の就労形態は、「就労継続支援事業所（A型・B型）に通っている」が39.9%と最も高く、次に「非正規職員（パート・アルバイト含む）として働いている」が22.9%、「正規職員として働いている」が19.0%となる。



#### (14) 仕事をする上で悩んでいること（複数回答）

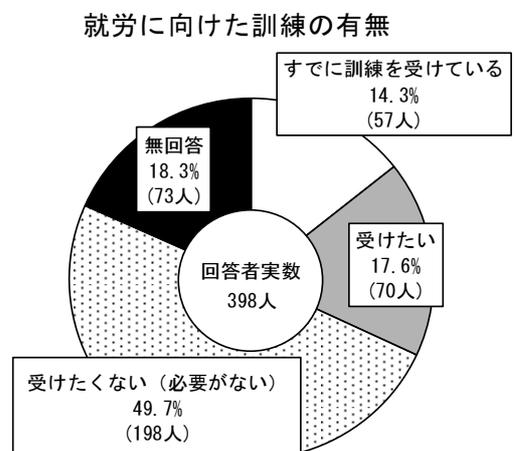
「働いている」または「働いている（体調などが悪くて一時的に休職している）」と答えた障がい者が、仕事をする上で困っていることについては、「精神的な負担が大きい」が18.3%と最も高く、次に「給与・工賃などの収入が少ない」が17.6%、「障がいが少しずつ重くなっており、続けられるか不安」が16.3%、「身体的な負担が大きい」が15.7%となる。

また、「障がいに対する職場の理解不足」や「困っていることに対し相談や援助をしてくれる人がいない」ことで悩んでいる障がい者が、それぞれ7.2%、4.6%いる。



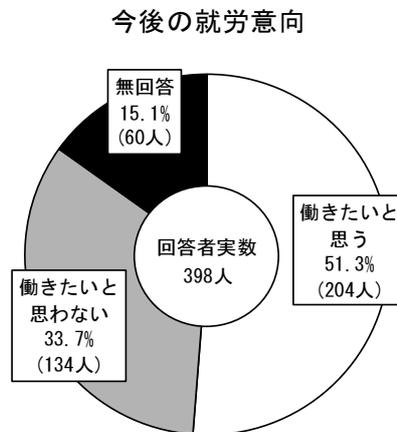
#### (15) 就労に向けた訓練の希望

働くための訓練を受けることについては、「受けたくない（必要がない）」が49.7%と約半数を占める。次に「受けたい」が17.6%で、「すでに訓練を受けている」の14.3%を合わせると、訓練を前向きに捉えている障がい者が31.9%を占める。



## (16) 今後の就労意向

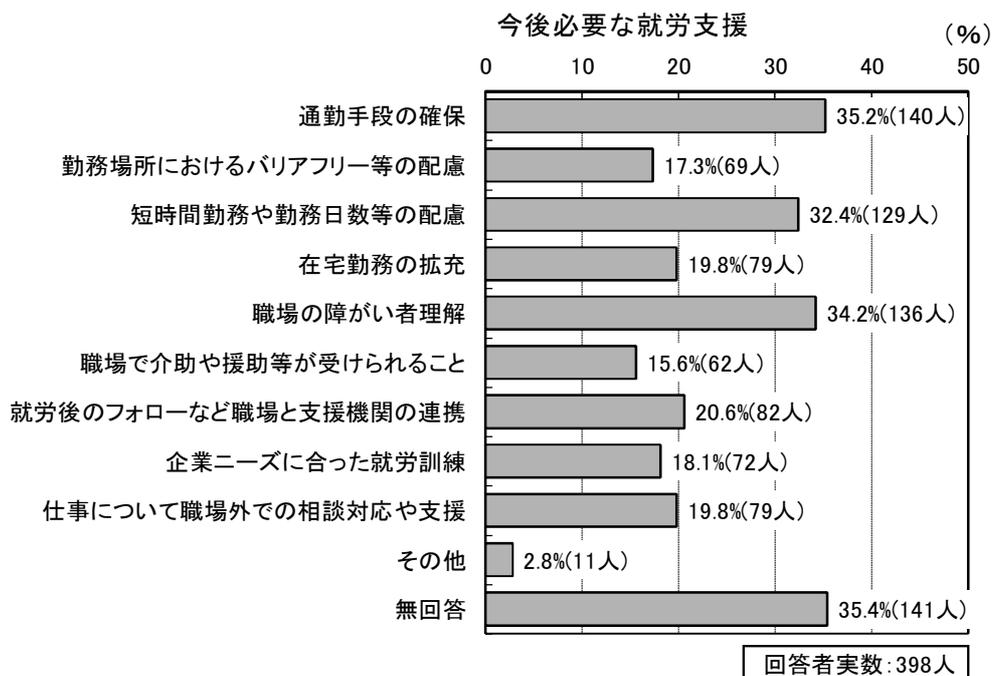
今後の就労意向については、「働きたいと思う」が51.3%と半数以上を占め、「働きたいと思わない」が33.7%と、ほぼ3分の1を占める。



## (17) 今後必要な就労支援

障がい者の就労支援として今後必要だと思う支援については、「通勤手段の確保」が35.2%、「職場の障がい者理解」が34.2%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が32.4%で、以上の3つが大きなポイントになると思われる。

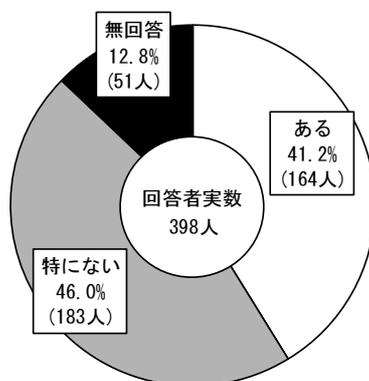
そのほか、就労後のフォローや相談支援、在宅勤務、職場のバリアフリー、就労訓練などで、それぞれ15%~20%程度のニーズがある。



## (18) 災害時の避難に対する不安の有無

台風や地震、大雨、浸水などの際、避難することへの不安感については、不安が「ある」が41.2%、「特にない」が46.0%となる。

災害時の避難に対する不安の有無

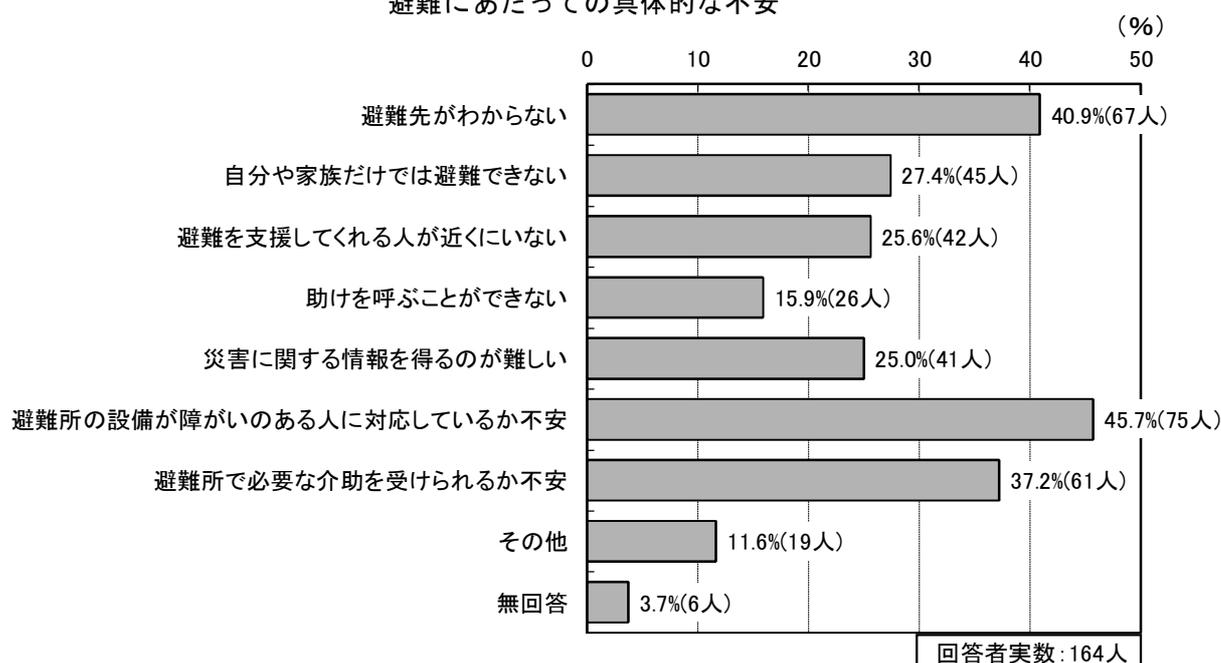


## (19) 避難にあたっての具体的な不安（複数回答）

災害時の避難に不安が「ある」と答えた障がい者の、具体的な不安については、「避難所の設備が障がいのある人に対応しているか不安」が45.7%と最も高い。次に「避難先がわからない」が40.9%、「避難所で必要な介助を受けられるか不安」が37.2%となる。

避難先を知らないことや、避難所における設備、介助に不安を感じている障がい者が多いことから、避難先の周知を図るとともに、避難先で安心して過ごせるよう、避難所の設備や介助体制について検討する必要がある。

避難にあたっての具体的な不安

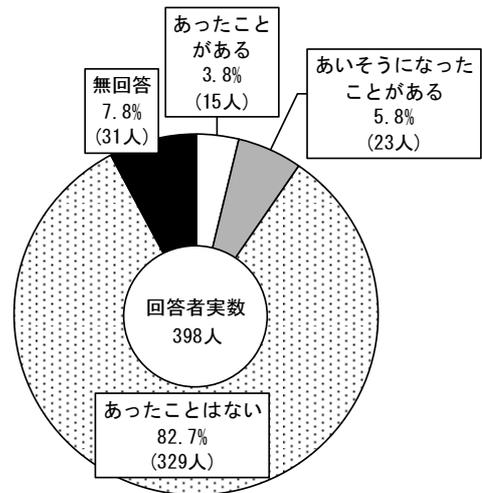


## (20) 消費者被害・詐欺被害の状況

高額な商品の販売などの消費者被害や、振り込め詐欺などの詐欺被害にかかる状況については、「あつたことはない」が 82.7%とほとんどである。

一方、「あつたことがある」と「あいそうになつたことがある」を合わせると9.6%で、約1割が被害にかかる状況を経験したことがある。

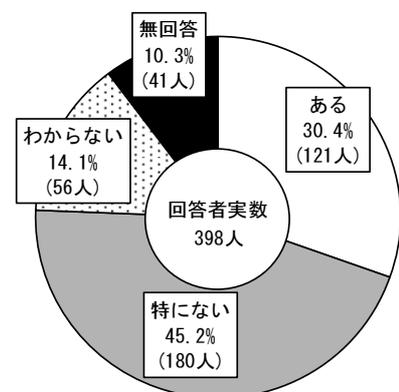
消費者被害・詐欺被害の状況



## (21) 差別等の経験の有無

障害があることで、差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「ある」が 30.4%、「特にない」が 45.2%となる。

差別等の経験の有無

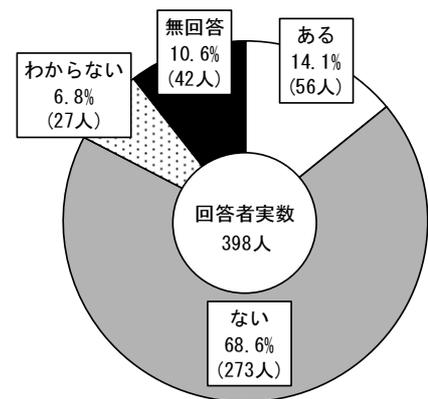


## (22) 虐待を受けたと感じたこと

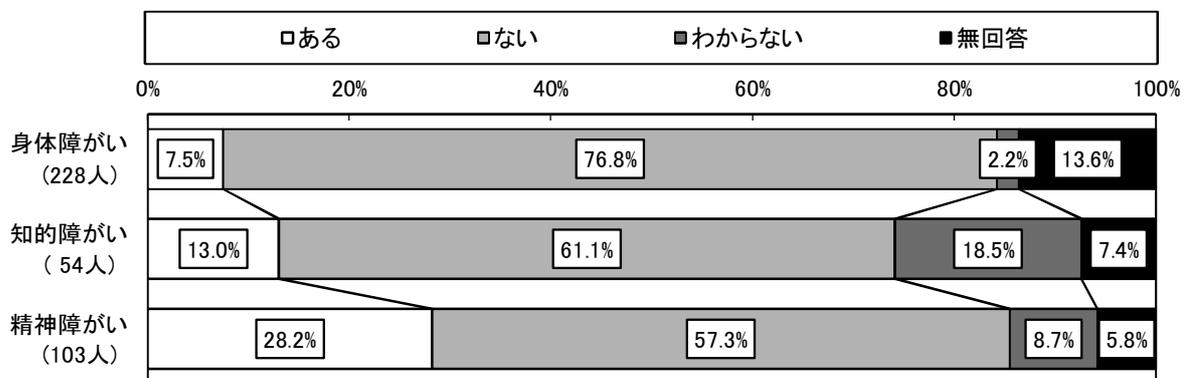
虐待を受けたと感じたことについては、「ある」が14.1%、「ない」が68.6%となる。また、「わからない」が6.8%となる。

障がい別にみると、「ある」は「精神障がい」が28.2%と最も高く、次に「知的障がい」が13.0%、「身体障がい」が7.5%となる。

虐待を受けたと感じたこと



虐待を受けたと感じたこと（障がい別）

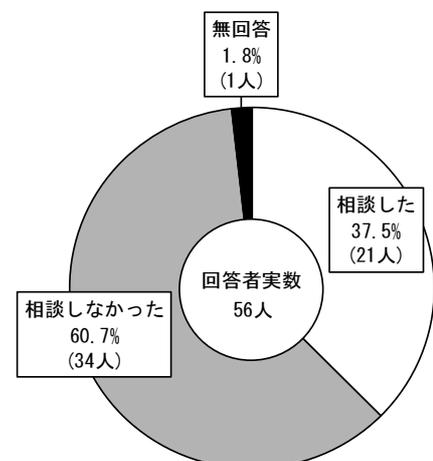


## (23) 虐待を受けたと感じた時の相談の有無

虐待を受けたと感じたことが「ある」と答えた障がい者のうち、誰か(どこか)に相談したことがあるかについては、「相談した」が37.5%、「相談しなかった」が60.7%となる。

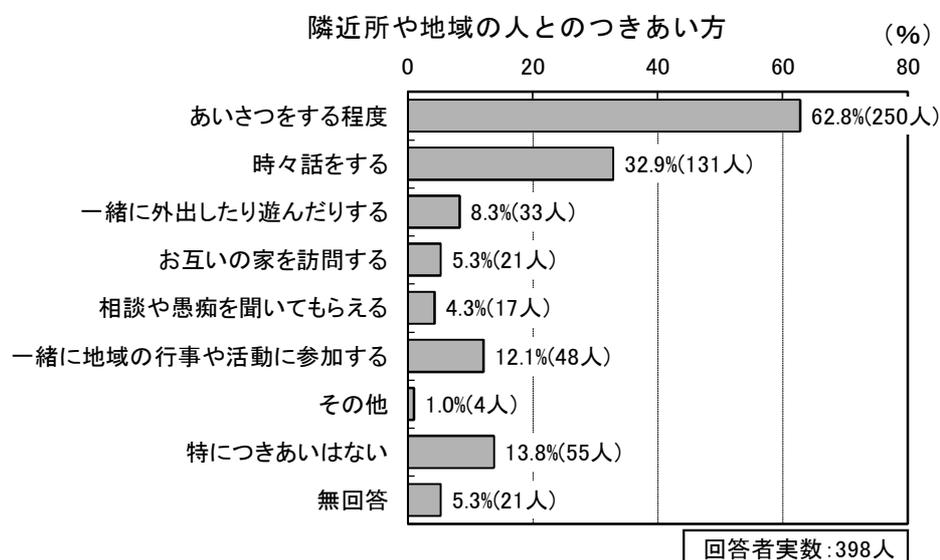
虐待についても、相談支援につながるよう、広報啓発等のあり方を考えていく必要があると思われる。

虐待を受けたと感じた時の相談の有無



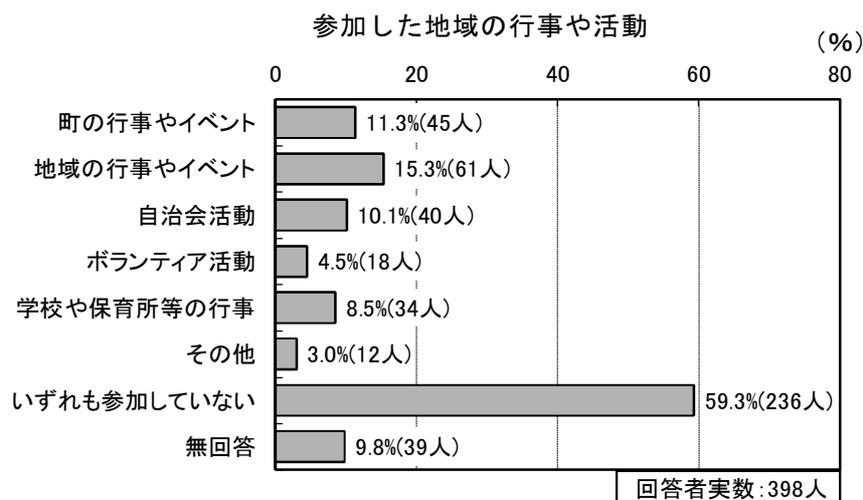
## (24) 隣近所や地域の人とのつきあい方（複数回答）

隣近所や地域の人とのつきあい方については、「あいさつをする程度」が63.8%と最も高く、次に「時々話をする」が32.9%で、「一緒に地域の行事や活動に参加する」などの深いつきあい方をしている障がい者は少ない。また、「特につきあいはない」が13.8%となる。



## (25) 参加した地域の行事や活動（複数回答）

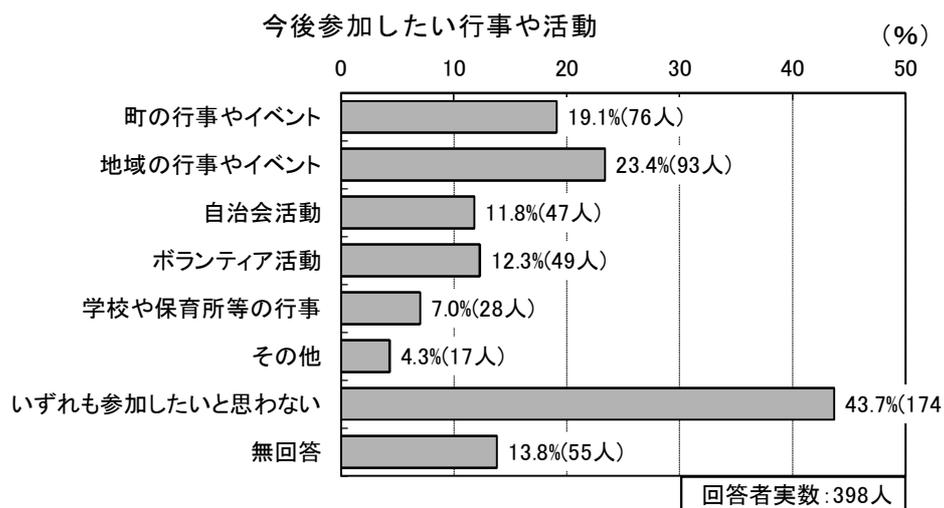
この1年間に参加した地域の行事や活動については、「いずれも参加していない」が59.3%と最も高く、約6割を占める。「いずれも参加していない」と「無回答」を除くと、参加したことのあるのは3割程度となる。



## (26) 今後参加したい行事や活動（複数回答）

今後、参加したい行事や活動についても、「いずれも参加したいと思わない」が 43.7%と最も高いが、この1年間で「いずれも参加していない」とする割合より 15.6 ポイント低く、今は参加していないが、今後参加したいと考えている障がい者が多い。

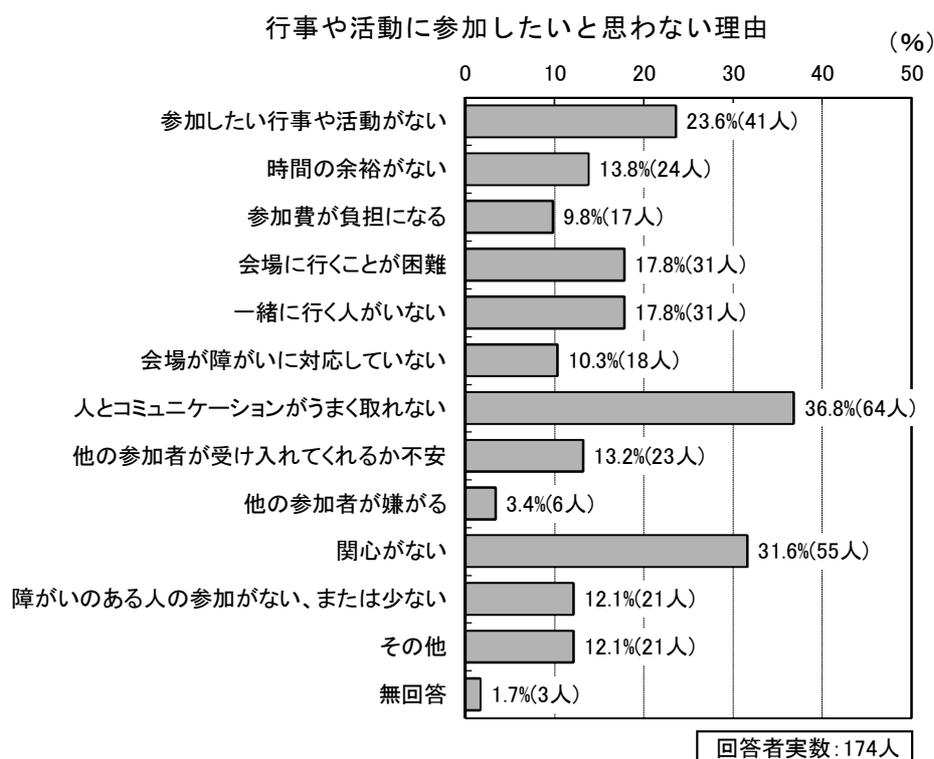
参加したい行事や活動の割合は、いずれもこの1年間に参加したとする割合より高く、そのうち「地域の行事やイベント」が 23.4%と最も高く、次に「町の行事やイベント」が 19.1%となる。



## (27) 行事や活動に参加したいと思わない理由（複数回答）

行事や活動に「いずれも参加したいと思わない」と答えた障がい者の、その理由については、「人とコミュニケーションがうまく取れない」が 36.8%と最も高く、参加促進のためにはコミュニケーションが取れることが大きなポイントになると思われる。

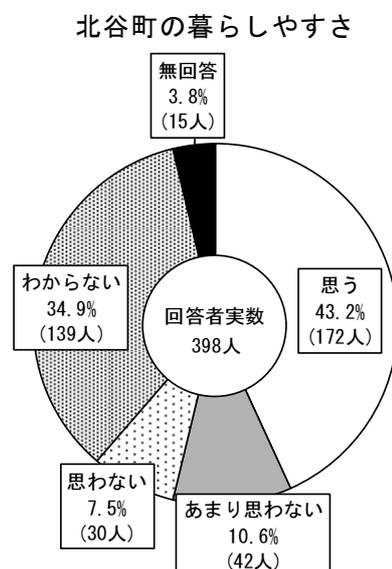
また、「会場に行くことが困難」「一緒に行く人がいない」がともに 17.8%あるほか、「他の参加者が受け入れてくれるか不安」(13.2%)、「障がいのある人の参加がない、または少ない」(12.1%)、「会場が障がいに対応していない」(10.3%)といった理由がある。障がい者が参加しやすいよう会場への移動手段や一緒に行ってくれる人がいること及び障がい者を受け入れる環境づくり・配慮が大切であると思われる。



## (28) 北谷町の暮らしやすさ

北谷町は障がい者にとって暮らしやすいと思うかについては、暮らしやすいと「思う」が 43.2%、次に「わからない」が 34.9%となる。

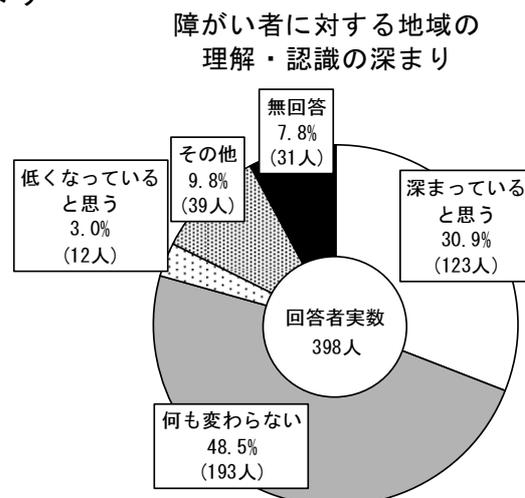
一方、「あまり思わない」が 10.6%、「思わない」が 7.5%で、合わせると 18.1%の障がい者は、暮らしやすいとは思っていない。



## (29) 障がい者に対する地域の理解・認識の深まり

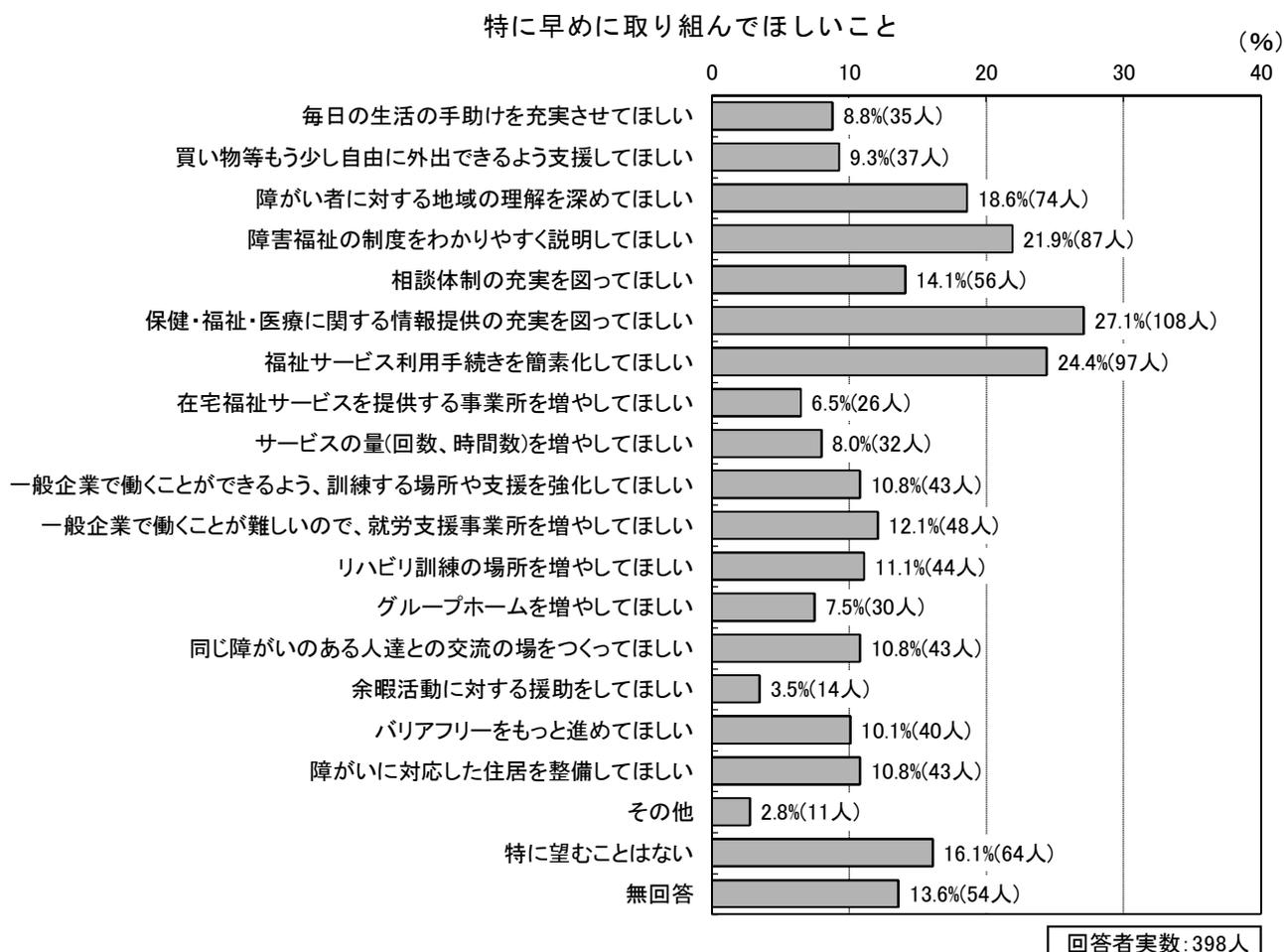
5年前と比べて、障がい者に対する地域の理解・認識の深まりについては、「何も変わらない」が48.5%と最も高く、次に「深まっていると思う」が30.9%となる。

一方、「低くなっていると思う」が3.0%となる。



## (30) 特に早めに取り組んでほしいこと（複数回答）

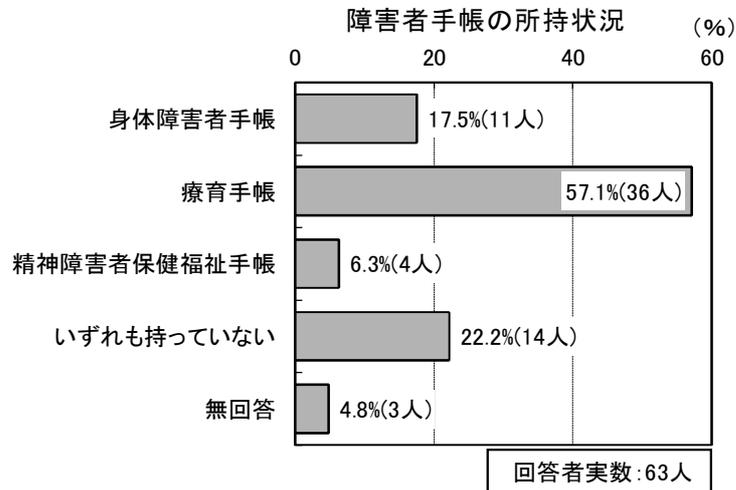
暮らしやすくなるために、特に早めに取り組んでほしいことについては、「保健・福祉・医療に関する情報提供の充実を図ってほしい」が27.1%と最も高く、次に「福祉サービス利用手続きを簡素化してほしい」が24.4%、「障害福祉の制度をわかりやすく説明してほしい」が21.9%、「障がい者に対する地域の理解を深めてほしい」が18.6%となる。



## 2) 障がい児調査結果

### (1) 障害者手帳の所持状況 (複数回答)

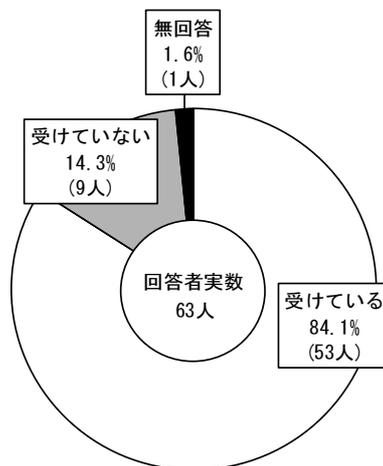
障害者手帳の所持状況については、「療育手帳」が 57.1%と最も高く、次に「いずれも持っていない」が 22.2%となる。



### (2) 発達障がいの診断の有無

発達障がいの診断については、「受けている」が 84.1%を占める。

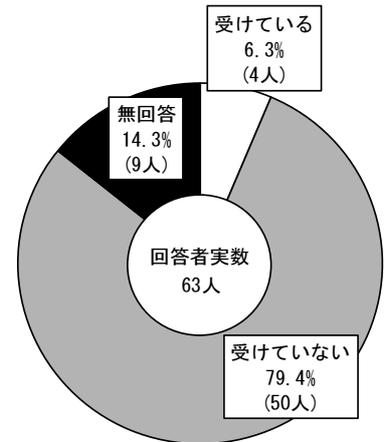
発達障がいの診断の有無



### (3) 難病の診断の有無

難病の診断については、「受けている」が6.3%となる。

難病の診断の有無

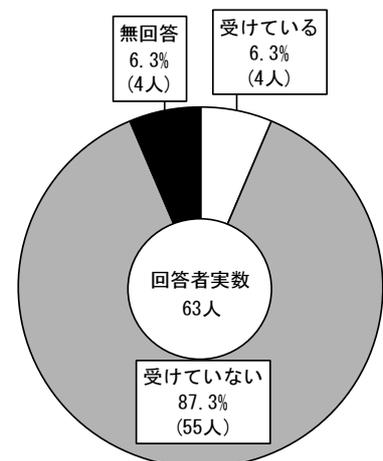


### (4) 医療的ケアの有無

日常的な医療的ケアについては、「受けている」が6.3%となる。

難病の診断の有無との関係でみると、「難病の診断を受けている」子(4人)のうち、半数が日常的な医療的ケアを受けている。

医療的ケアの有無

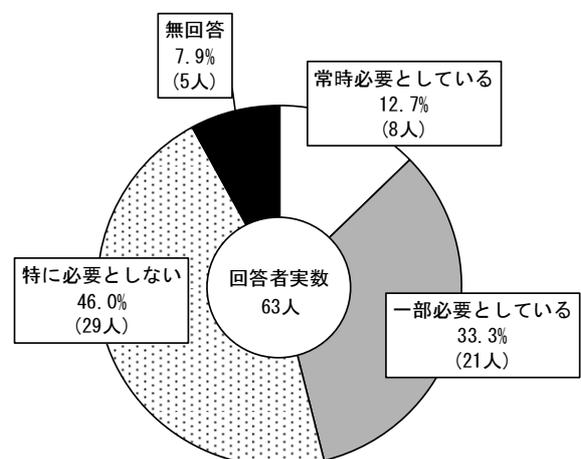


### (5) 子どもの介助の必要性

障がいのある子の普段の生活における介助の必要性については、「特に必要としない」が46.0%と最も高い。

一方、「一部介助を必要としている」が33.3%、「常時必要としている」が12.7%で、合わせると46.0%の子が介助を必要としている。

子どもの介助の必要性

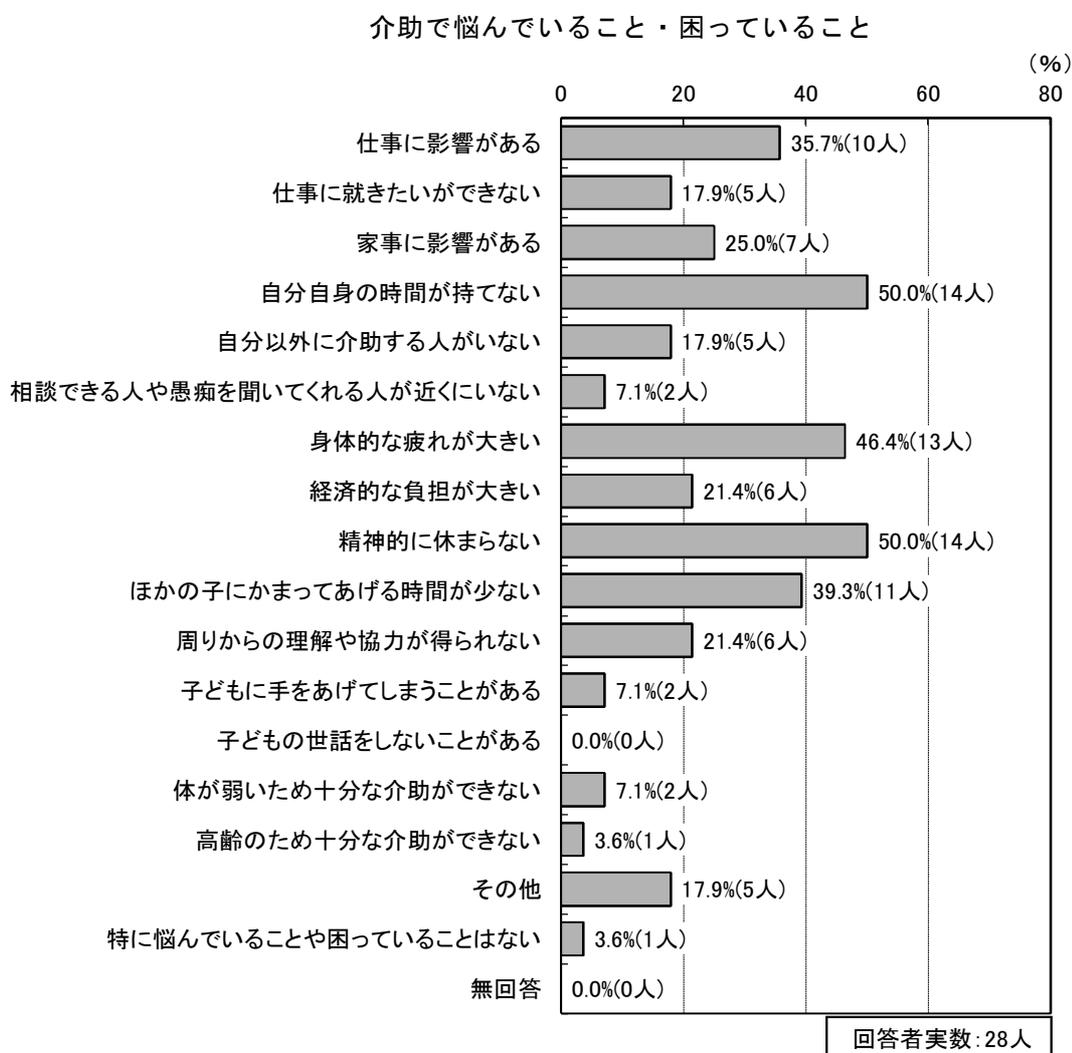


## (6) 介助で悩んでいること・困っていること（複数回答）

主な介助者が介助する上で悩んでいることや困っていることについては、「自分自身の時間が持てない」「精神的に休まらない」がともに 50.0%と最も高く、次に「身体的な疲れが大きい」が 46.4%で、心身の負担を感じている介助者が多く、介助を継続していく上で、こうした負担の軽減を図ることが大きなポイントになると思われる。

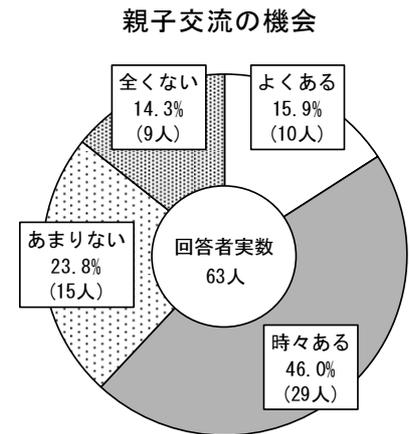
また、「周りからの理解や協力が得られない」(21.4%)、「自分以外に介助する人がいない」(17.9%)、「相談できる人や愚痴を聞いてくれる人が近くにいない」(7.1%)といった回答があり、介助の孤立化がうかがえる。

そのほか、多くの悩みや困りごとがあがっているが、「子どもに手をあげてしまうことがある」が 7.1%と、子育てや介助のストレスが直接子どもに向けられている可能性が考えられる。



### (7) 親子交流の機会

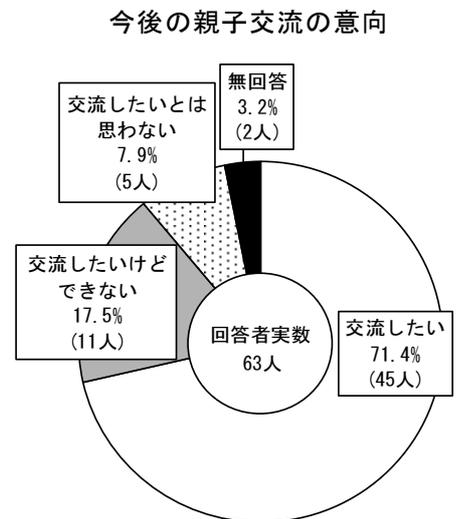
同じ障がいのある子の親と交流する機会については、「時々ある」が46.0%と最も高く、「よくある」の15.9%を合わせると、61.9%が交流があると答えている。



### (8) 今後の親子交流の意向

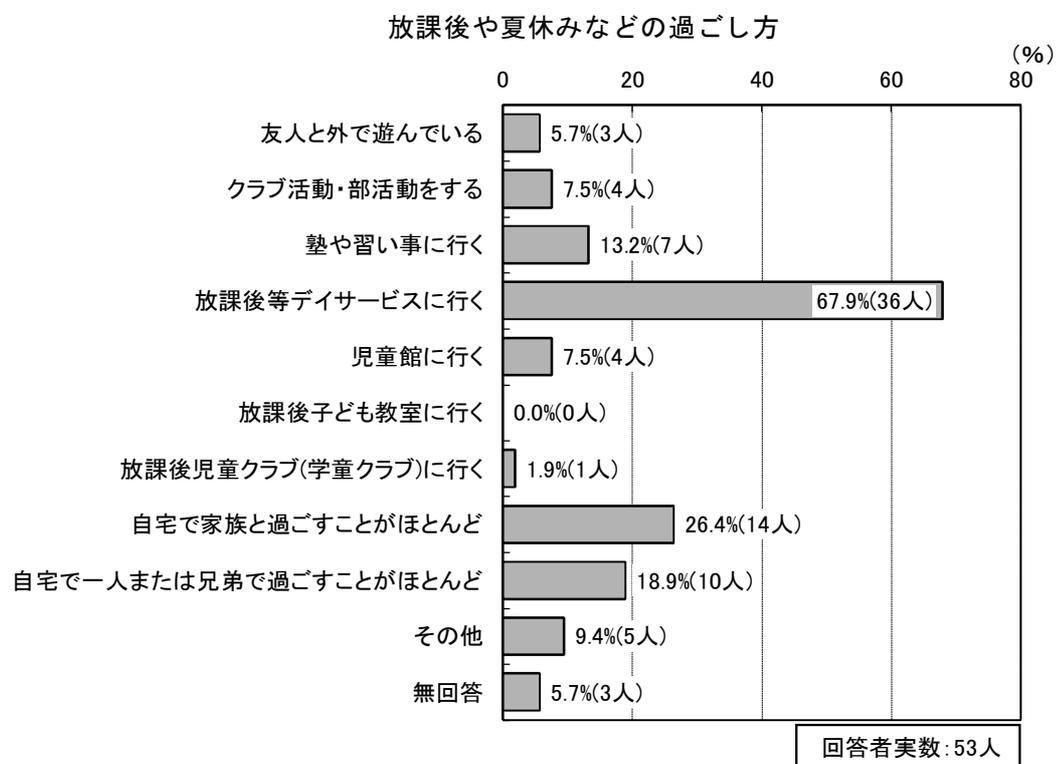
今後あるいは今後とも、同じ障がいのある子の親と交流することについては、「交流したい」が71.4%と最も高く、前項の現状で「よくある」と「時々ある」を合わせた割合(61.9%)より高い。

また、「交流したいけどできない」が17.5%で、「交流したい」と合わせると、88.9%とほとんどの親が交流を望んでいる。交流機会の確保に向けた取り組みの充実を図る必要性が高いことがうかがえる。



### (9) 放課後や夏休みなどの過ごし方（複数回答）

放課後や夏休みなどの長期休業中の過ごし方は、「放課後等デイサービス」が 67.9%と最も高く、次に「自宅で家族と過ごすことがほとんど」が 26.4%、「自宅で一人または兄弟と過ごすことがほとんど」が 18.9%となる。



## (10) 放課後や夏休みなどの過ごさせ方の希望（複数回答）

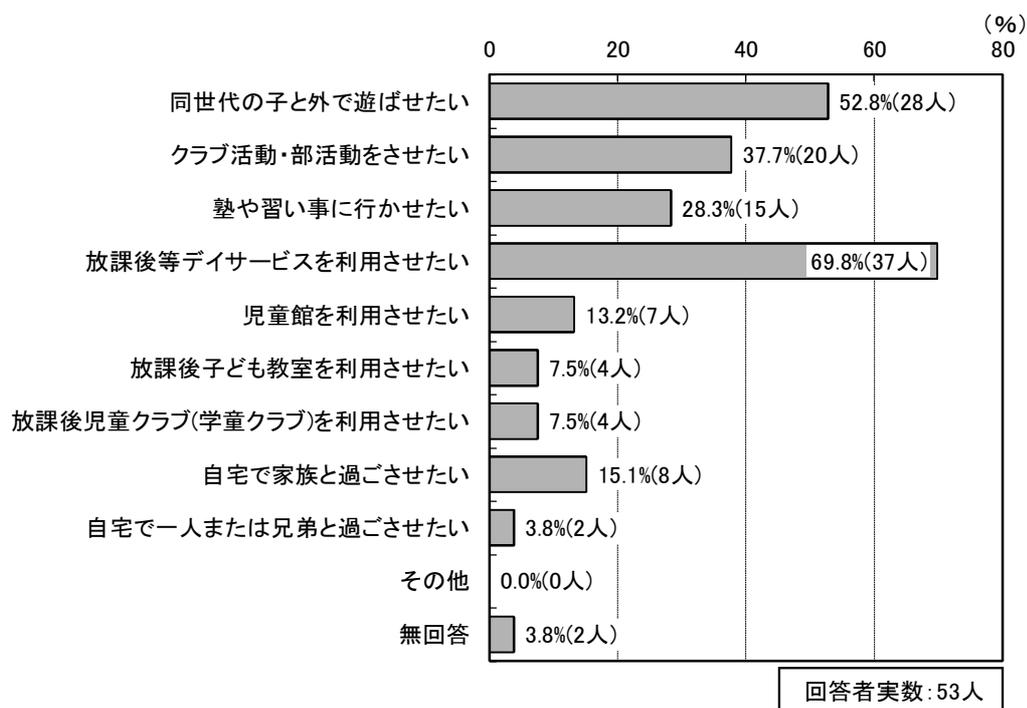
放課後や夏休みなど長期休業中において、保護者が希望する子どもの過ごさせ方については、現状の過ごし方と同じく、「放課後等デイサービスを利用させたい」が69.8%と最も高く、現状の利用率より1.9ポイント高い。次に「同世代の子と外で遊ばせたい」が52.8%で、現状(5.7%)を大きく上回る。

また、「塾や習い事に行かせたい」や「クラブ活動・部活動をさせたい」についても、希望が現状を大きく上回る。

さらに、現状では利用のなかった「放課後子ども教室」についても利用希望があがっている。逆に言えば、利用希望はあるものの、現在利用していないのは、障がいがあることで利用できなかった、あるいは利用するのに躊躇した可能性があると考えられる。

一方で、「自宅で家族と過ごさせたい」と「自宅で一人または兄弟と過ごさせたい」は、現状より割合は低いですが、少なくとも15.1%の保護者は、子どもが自宅で過ごすことを望んでいる。

放課後や夏休みなどの過ごさせ方の希望

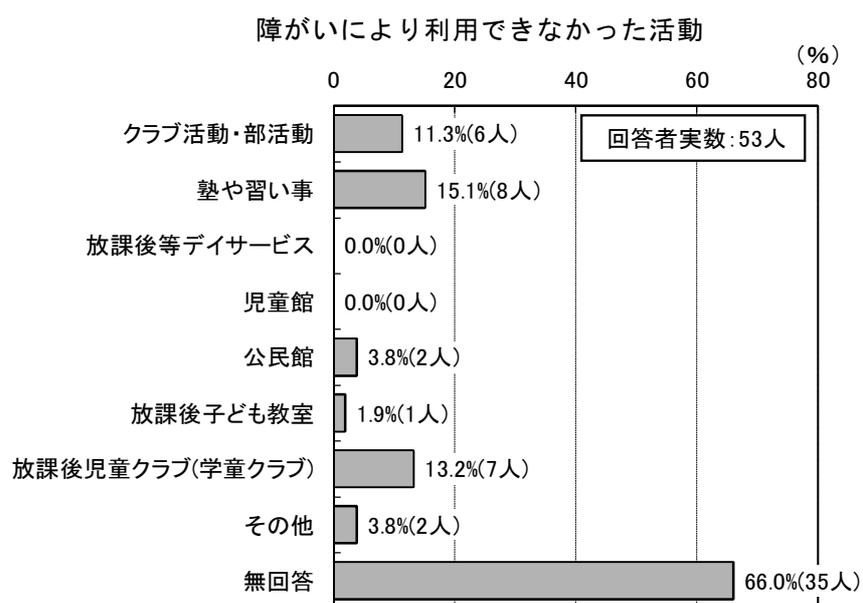


### (11) 障がいにより利用できなかった活動（複数回答）

利用を希望したが、子どもの障がいに対応できないことを理由に、利用できなかった活動については、全体から「無回答」を除いた、49.1%が利用できなかった活動をあげている。

具体的には、「塾や習い事」が15.1%と最も高く、次に「放課後児童クラブ(学童クラブ)」が13.2%となる。利用できなかった活動については、実情を踏まえた上で利用が可能となるよう必要な支援について考えていく必要がある。

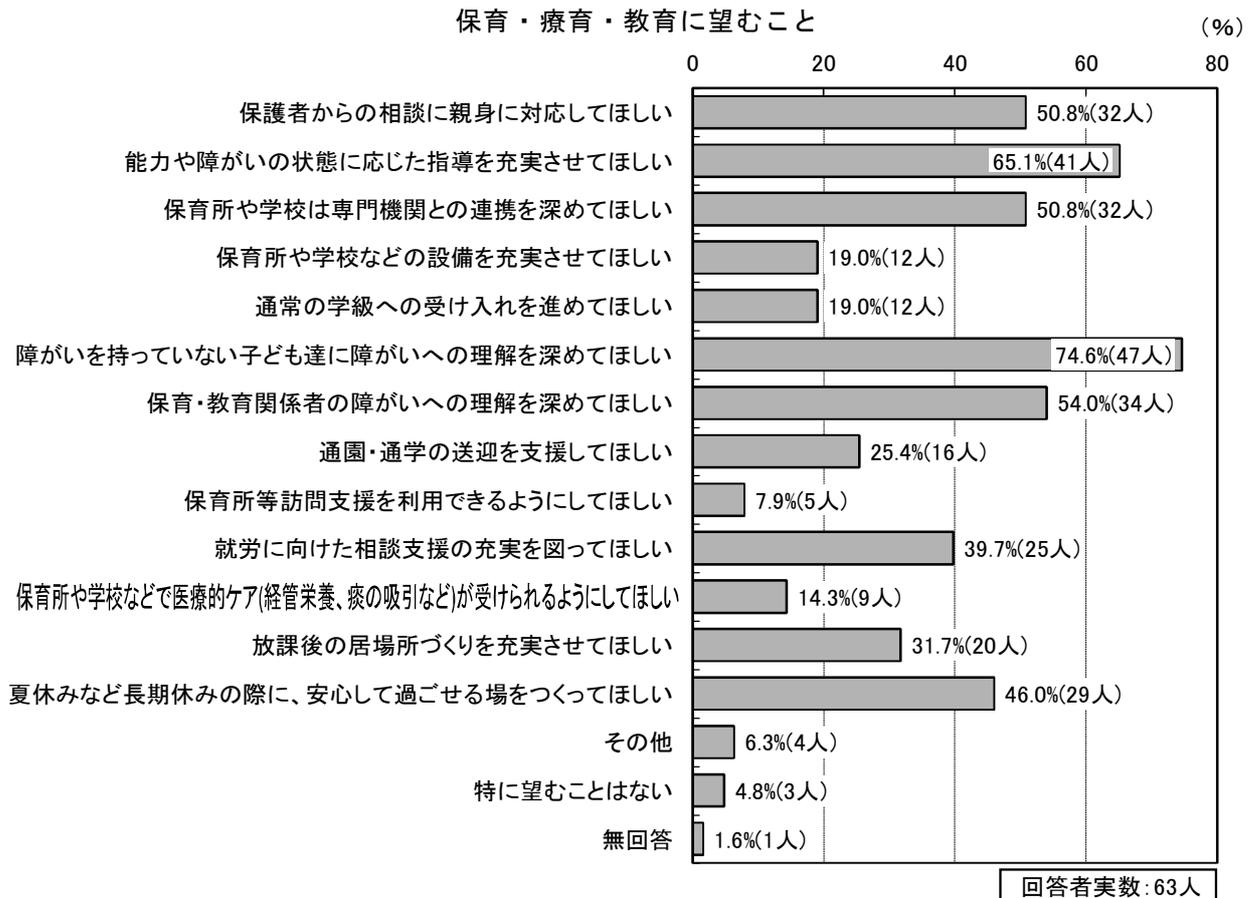
なお、「無回答」の割合が高いが、その多くは、利用できた、または利用を希望しなかったと捉えることができると思われる。



## (12) 保育・療育・教育に望むこと（複数回答）

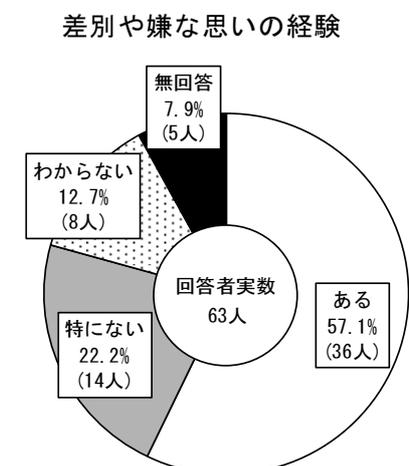
保護者が望む子どもの保育・療育・教育については、「障がいを持っていない子ども達に障がいへの理解を深めてほしい」が74.6%と最も高く、次に「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」が65.1%となる。そのほか、上記のニーズを含めた5項目で半数以上の保護者の要望がある。

また、「保育所や学校などで医療的ケア（経管栄養、痰の吸引など）が受けられるようにしてほしい」が14.3%ある。



## (13) 差別や嫌な思いの経験

障がいがあることで、保護者や子どもが差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「ある」が57.1%と半数以上を占め、「特にない」が22.2%となる。

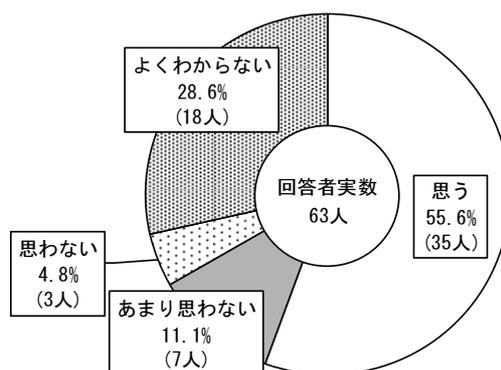


#### (14) 北谷町の暮らしやすさ

北谷町は暮らしやすいまちと思うかについては、「思う」が 55.6%と最も高く、次に「よくわからない」が 28.6%となる。

一方、「あまり思わない」が 11.1%、「思わない」が 4.8%で、合わせると 15.9%が暮らしやすいとは思っていない。

北谷町の暮らしやすさ

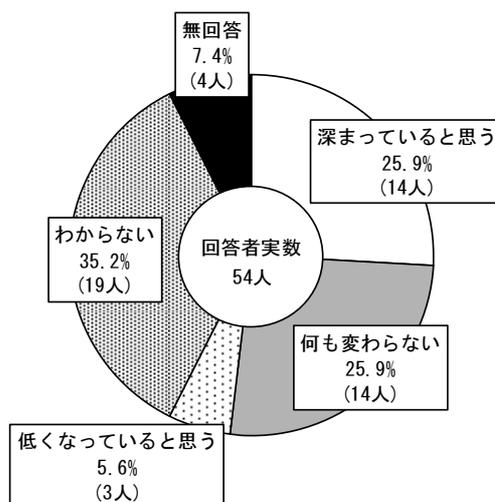


#### (15) 地域の障がいのある子に対する理解の深まり

就学後の子どもの保護者に対する質問として、5年前と比べて障がいのある子に対する、地域の理解・認識は深まっているかについては、「わからない」が 35.2%と最も高く、次に「深まっていると思う」と「何も変わらない」がともに 25.9%となる。

一方、「低くなっていると思う」が 5.6%となる。

地域の障がいのある子に対する理解

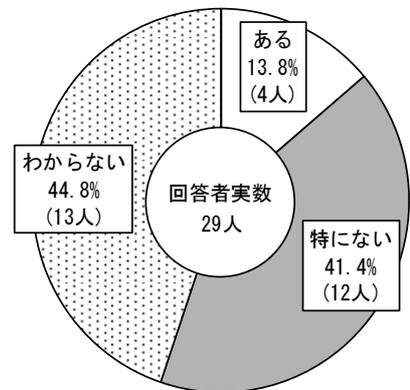


### 3) 施設入所者調査結果

#### (1) 地域で暮らすことへの希望の有無

施設を出て、地域で暮らすことへの希望については、「わからない」が44.8%と最も高く、希望は「ある」が13.8%、希望は「特にない」が41.4%となる。

地域で暮らすことへの希望の有無



#### (2) 暮らしたい場所

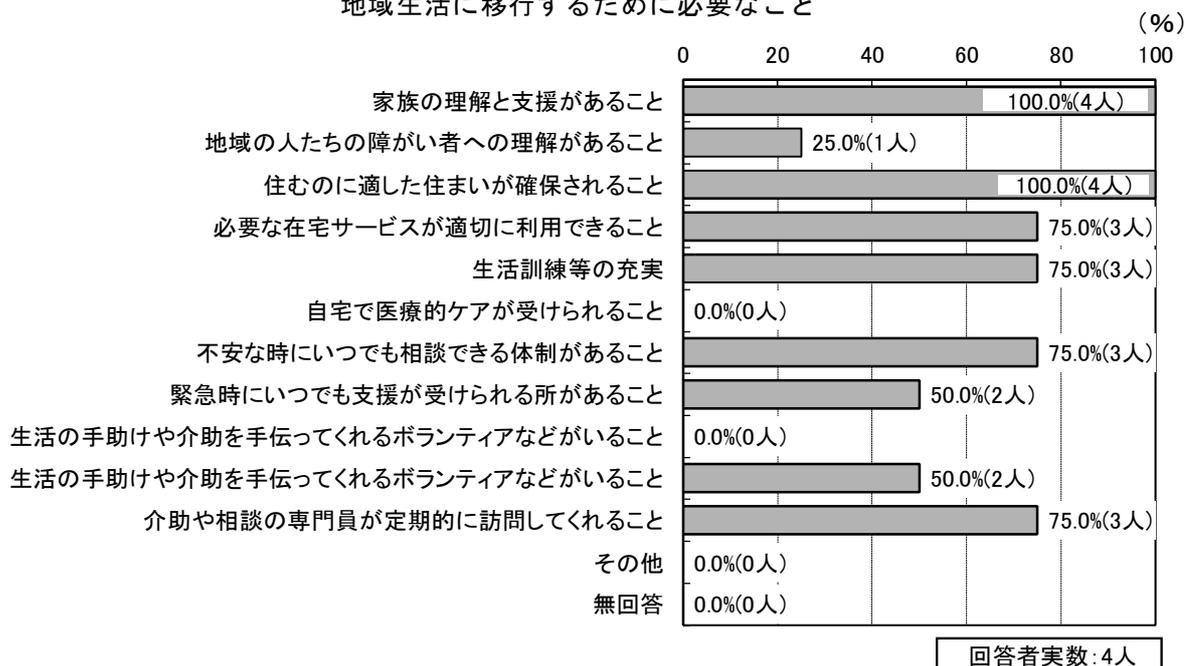
前項で、施設を出て地域で暮らしたいと答えた入所者の、暮らしたい場所については、全員が「自宅で暮らしたい」と答えている。

#### (3) 地域生活に移行するために必要なこと（複数回答）

施設を出て暮らすためには何が必要かについては、「家族の理解と支援があること」と「住むのに適した住まいが確保されること」がともに100.0%と最も高い。施設を出て地域で暮らすには、家族の理解や支援とともに、住まいの確保が大きなポイントとなる。

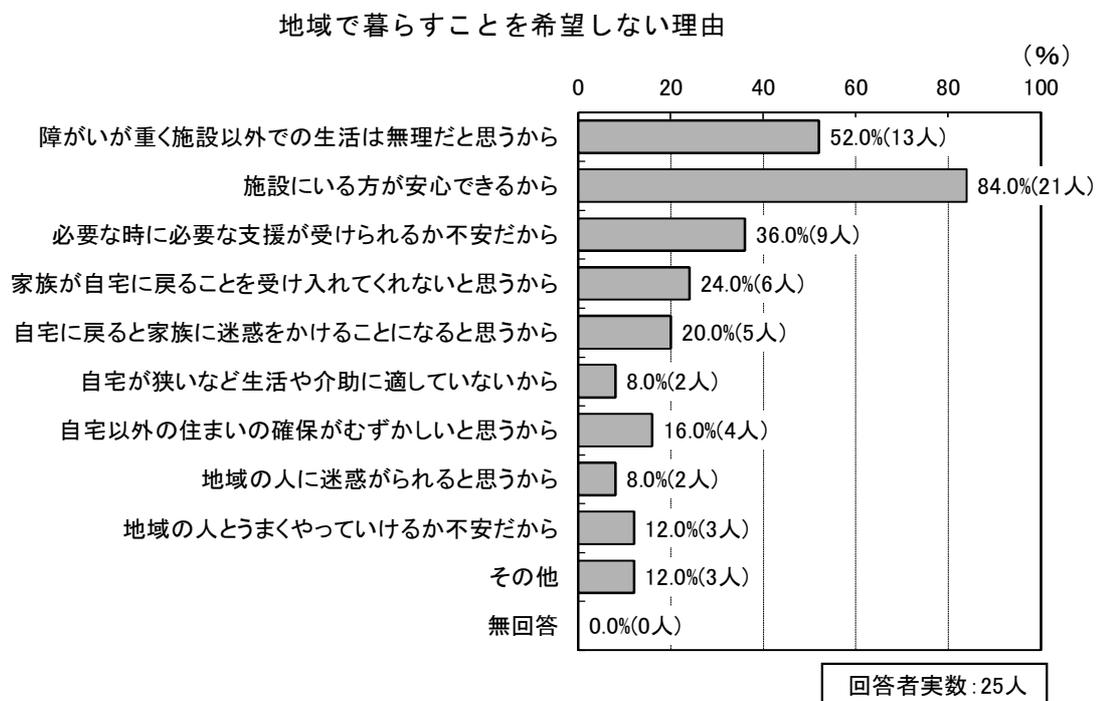
次に「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「生活訓練等の充実」「不安な時にいつでも相談できる体制があること」「介助や相談の専門員が定期的に訪問してくれること」がともに75.0%と高い。

地域生活に移行するために必要なこと



#### (4) 地域で暮らすことを希望しない理由（複数回答）

施設を出て地域で暮らす希望は「特にない」と答えた入所者の、その理由については、「施設にいる方が安心できるから」が84.0%と最も高く、次に「障がいが高く施設以外での生活は無理だと思うから」が52.0%、「必要な時に必要な支援が受けられるか不安だから」が36.0%となる。



---

## 資料2 北谷町障がい者計画審議会規則

---

平成30年3月20日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、北谷町附属機関設置条例（平成20年北谷町条例第22号）第3条の規定に基づき、北谷町障がい者計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 北谷町障がい者計画の策定に関すること。
- (2) 北谷町障がい者計画の見直しに関すること。
- (3) その他北谷町障がい者計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい者等
- (2) 障がい者の自立又は社会参加に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者又はこれに準ずる者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、北谷町特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年北谷町条例第17号）の定めるところによる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、住民福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

資料3 北谷町障がい者計画審議会委員名簿

	氏 名	所 属
1	神谷 牧人	株式会社 アソシア
2	瑞慶覧 カツ子	北谷町社会福祉協議会
3	金武 幸子	北谷町身体障害者協会
4	嘉陽田 朝栄	ニライの里保護者会
5	小野寺 弥生	新垣病院
6	仲間 知穂	子ども相談支援センターゆいまわる
7	比嘉 幸子	北谷町民生委員児童委員協議会
8	眞喜志 和子	「そら」okinawa
9	山城 健児	相談支援専門員
10	山城 照子	北谷町障害児保育巡回指導員 北谷町幼稚園巡回指導員
11	山根 末子	就職・生活支援パーソナル・サポート・センター
12	知名 孝	沖縄国際大学人間福祉学科准教授
13	岡村 悦子	北谷町自治会長連絡協議会
14	屋比久 里美	北谷町商工会

設置根拠：北谷町障がい者計画審議会規則（平成30年4月～）

※平成29年度までは、「北谷町障がい者計画策定委員会設置要綱」に基づき、  
会議名称を「障がい者計画策定委員会」として開催。

## 資料4 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
平成 29 年 7 月	第 3 次計画の進捗状況調査（関係各課）
平成 29 年 9 月～10 月	アンケート調査実施
平成 29 年 12 月 24 日	平成 29 年度第 1 回障がい者計画策定委員会 ○委嘱状交付、委員長・副委員長選出 ○町の概況について ○アンケート調査結果について
平成 30 年 1 月	関係課へヒアリング
平成 30 年 2 月 28 日	第 1 回作業部会 （部会員：障害福祉係長、子育て支援係長、子ども園係長、健康係長、指導係長）
平成 30 年 3 月 5 日	第 2 回作業部会
平成 30 年 3 月 22 日	第 1 回幹事会（幹事：副町長及び関係部課長）
平成 30 年 4 月 26 日	平成 30 年度第 1 回審議会（※策定委員会から名称変更） ○諮問、計画案の審議①
平成 30 年 5 月 18 日	第 2 回審議会 ○計画案の審議②
平成 30 年 5 月 23 日	第 3 回審議会 ○計画案の審議③、答申案について
平成 30 年 7 月 12 日	町長へ答申

# 北谷町第4次障がい者計画

【平成30年度～平成35年度】

平成30年7月

発行 北谷町 住民福祉部 福祉課

住所 〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江 226 番地

電話 (098)936-1234 F A X (098)926-1474



北谷町